

平成30年第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

平成30年3月9日～平成30年3月14日

熊本県甲佐町議会

平成30年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月9日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 町長の提案理由の説明について	7
散会	9

○3月12日（第2号）

応招議員	10
不応招議員	10
出席議員	10
欠席議員	10
本会議に職務のために出席した者の職氏名	10
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	10
開議	12
日程第1 一般質問	12
2番 佐野安春議員	12
6番 西坂和洋議員	28
4番 宮本修治議員	33
11番 本田 新議員	40
1番 山内亮一議員	56
散会	65

○3月13日（第3号）

応招議員	66
不応招議員	66
出席議員	66

欠席議員	66
本会議に職務のために出席した者の職氏名	66
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	66
開議	69
日程第1 同意第1号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて	69
日程第2 議案第1号 甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について	70
日程第3 議案第2号 甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について	70
日程第4 議案第3号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について	74
日程第5 議案第4号 甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について	77
日程第6 議案第5号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について	79
日程第7 議案第6号 町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	81
日程第8 議案第7号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	84
日程第9 議案第8号 甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	87
日程第10 議案第9号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	88
日程第11 議案第10号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	89
日程第12 議案第11号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	91
日程第13 議案第12号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	94
日程第14 議案第13号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	94
日程第15 議案第14号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	98
日程第16 議案第15号 甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	100

日程第17	議案第16号	甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	106
日程第18	議案第17号	甲佐町地域福祉基金の処分について……………	107
日程第19	議案第18号	工事請負契約の締結について……………	109
日程第20	議案第19号	平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）……………	111
追加日程第1	議案第28号	平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）……………	123
日程第21	議案第20号	平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）……………	125
日程第22	議案第21号	平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）……………	128
日程第23	議案第22号	平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………	130
日程第24	議案第23号	平成30年度甲佐町一般会計予算……………	132
	延会……………		135

○3月14日（第4号）

	応招議員……………	136	
	不応招議員……………	136	
	出席議員……………	136	
	欠席議員……………	136	
	本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	136	
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	136	
	開議……………	138	
日程第1	議案第23号	平成30年度甲佐町一般会計予算……………	138
日程第2	議案第24号	平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算……………	189
日程第3	議案第25号	平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算……………	193
日程第4	議案第26号	平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算……………	196
日程第5	議案第27号	平成30年度甲佐町水道事業会計予算……………	198
日程第6	発議第1号	甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	201
日程第7	議会運営委員会行政視察研修報告……………	203	
日程第8	議員派遣について……………	203	
日程第9	総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	204	
日程第10	産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	204	
日程第11	議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	204	
	閉会……………	205	

3月9日（金曜日）

平成30年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成30年3月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月9日 午前10時31分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 北畑 公孝	くらし安全推進室長 佐々木 善平
税務課長 井上 幸介	住民生活課長 本田 克典
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	福祉課長 北野 太
農政課長 岡本 幹春	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月9日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 荒 田 博 4番 宮 本 修 治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成30年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番、荒田博議員、4番、宮本修治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） 改めまして、おはようございます。それでは、報告を申し上げます。

さきの定例会において付託を受けておりました平成30年度第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告をいたします。

去る2月26日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提案案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日3月9日から14日までの6日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明、10日及び11日は議案調査のため休会、12日は一般質問、13日は人事案件、条例案件、基金の処分、工事請負契約、平成29年度一般会計補正予算、平成29年度各特別会計補正予算、平成30年度一般会計予算、14日は引き続き平成30年度一般会計予算及び各特別会計の予算、その他議会提出案件についての審議をいたします。

以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、報告いたします。

○議長（緒方哲哉君） ありがとうございました。会期及び日程については、ただいまの宮川議会運営委員長の報告のとおり決定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、本日3月9日から14日までの6日間と決定いたしました。

それでは、同意第1号、人事案件、議案第1号から議案第16号までの条例案件、議案第17号、基金の処分、議案第18号、工事請負契約、議案第19号から議案第22号までの平成29年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第23号から議案第27号までの平成30年度一般会計及び特別会計予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、議席に配付のとおりです。これについては、説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題といたします。

町長から、行政報告の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成30年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、行政報告を申し上げます。

まず、熊本地震及び豪雨災害関係事業のうち、主なものについて進捗状況をご報告申し上げます。

災害公営住宅の建設につきましては、甲佐地区の災害公営住宅及び昨年から2回の入札で不調が続いておりました乙女・白旗地区の災害公営住宅につきまして、先月2月に実施をされた入札におきまして落札者が決定され、3地区とも建設に着手されることとなりました。

今回の入札では、技術者、技能者の不足から入札の応札者がいない状況が続いており、工期の期間を1年に延長されたため、当初、町で計画していた災害公営住宅入居時期が来年の春へずれ込むこととなりました。

また、先月2月末日の期限で、災害公営住宅への入居者募集を行ったところでありますけれども、その結果、61世帯の応募があり、現在、入居資格審査を行っており、不足戸数に対しましては、既存の町営住宅等で対応してまいりたいと考えております。

次に、損壊家屋等の公費解体についてでありますけれども、平成29年12月28日までに損壊家屋の解体撤去に係る申し込みの受け付けを終了いたしました。最終的には、申し込み

棟数が1,221棟で、平成30年2月末日現在で1,219棟の解体を終えており、進捗率につきましては99.8%となっております。残り2棟につきましても、今年度中には解体が終了する予定であります。

次に、公共土木災害復旧工事についてでございます。

災害復旧件数241件、復旧事業費約16億2,000万円の道路・河川被害がありました。そのうち工事発注につきましては、集落を結ぶ道路や、通学路などの幹線道路の復旧から優先的に行い、河川災害、町単独で行う小規模災害についても随時工事発注を行ってきております。工事の発注につきましては、熊本県、関係機関、建設業協会とも連絡、協議を行いながら進めているところであります。

なお、入札、契約につきましては、現在のところ、本町では不調不落もなく、災害復旧工事210件、約87%の工事発注を行っており、そのうち100件の約42%が完了しております。なお、未発注となっております31カ所につきましては、現在発注している工事の進捗状況を見ながら、今後、発注を行っていくこととしております。

次に、被災宅地の復旧事業の状況でありますけれども、これまでに約120件の事前相談があっており、復興基金を活用して行う被災宅地復旧支援事業には、これまで57件の申請があっております。今後も、復興基金を活用した宅地復旧は30件程度申請されることが予想されております。

芝原地区の液状化被害につきましても、これまでに地元説明会を3回行い、事業の同意を得て、現在は地下水位低下工法による液状化対策工事に着手したところでございます。

次に、仮設住宅の状況でありますけれども、228戸の建設を行いまして、最終的に269世帯の方が入居されました。現在、2月末の数字でありますけれども、174世帯の方が入居されており、これまでに95世帯の方が住まいの再建をされたこととなります。

しかしながら、仮設住宅の延期を希望される方が約130世帯もあり、その中で「自宅再建を考えているが、建設が間に合わない」といったことや、「災害公営住宅の建設が間に合わない」などの理由で、仮設住宅を出られず、再建にはまだまだ時間がかかる見込みで、今後とも被災者の方々に寄り添った対応に努めてまいります。

次に、農林業関係でございますけれども、国の査定を受けた総件数は、208件の7億7,399万8,000円であります。そのうち農業関係が162件で4億9,969万2,000円になります。進捗状況につきましては、昨年末で契約率は100%の数字となっており、平成30年2月末時点の着工率は43.8%、竣工率については28.4%となっております。

林道災害につきましては、46件の2億7,430万6,000円で、進捗率は平成30年2月末時点での発注率73.9%、竣工率については19.6%となっております。

町の基幹産業であります農林業の停滞につながらないように、早期の復旧に今後とも努めてまいります。

次に、自治公民館の再建支援事業についてでございます。

平成29年度の申請件数14件に対しまして、本年度完了及び完了予定は13件となっております。残りの1件につきましては、平成30年度に繰り越しを行って完了する予定でありま

す。

地域コミュニティ施設等再建支援事業につきましては、現在の申請件数が24件に対しまして、本年度完了及び完了予定件数は4件となっております。残りの20件につきましては、平成30年度において実施予定でございます。

次に、国民健康保険財政運営責任等の県移行について、ご報告を申し上げます。

国民健康保険につきましては、構造上の慢性的な赤字体質が全国的に今後も続くことが予想され、従来の市町村単位のままでは限界が見えてきたところで、平成27年5月27日に公布施行されました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険法が改正され、平成30年度から県単位による財政運営に移行して規模を大きくし、従来の「住民同士の支え合い」に「市町村同士の支え合い」の観点を加えて、国保財政の安定化を図ることとされました。

なお、事実上は、共同運営という形で都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、市町村においては資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等の地域における細かい事業を引き続き担うものとされております。

財政運営の責任主体は県に移行しますが、国保加入者の負担軽減のためには、これからも医療費適正化の取り組みに一層の強化を図る必要があると考えております。

最後に、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の取り組み状況について、ご報告を申し上げておきたいと思っております。

本協議会につきましては、議員の皆様もご承知のとおり、平成27年度より関係6町村及び3組合におきまして、一般廃棄物の広域処理に向けた取り組みを進めているところであります。本年度におきましては、主に、新たな処理施設の建設候補地の選定及び循環型社会形成推進地域計画の策定について、協議を進めてまいりました。

建設候補地の選定では、公募及び推薦による募集を昨年7月から9月にかけて行っており、その結果、公募地5カ所、推薦地5カ所の10カ所の応募がっております。選定に当たりましては、現在、本年1月に諮問機関であります新施設建設候補地評価委員会から答申をいただきました「建設用地としての適性に関する評価結果報告書」及び「地権者や地域の合意形成の熟度に関する調査結果書」に基づき、最終候補地の選定を進めているところであります。

また、次年度以降の各種事業の実施に関し、循環型社会形成推進交付金を活用するため、本町が事業主体として環境省のほうに計画書を提出いたしております関係から、平成30年度に実施予定の施設整備計画書の作成、環境影響調査、地形測量などの計画支援事業に係る歳入歳出予算5,616万円につきましては、今回、平成30年度一般会計予算に計上させていただきます。

その他、平成30年度から協議会事務局長につきましては、廃棄物行政や用地取得関係に精通した人材を外部から任用し、本格的な事業の実施及び事務局の安定的な運営を図ることといたしております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で、町長の行政報告を終わります。
しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、先ほどの行政報告に引き続きまして、今期定例会に提案しております議案について、ご説明申し上げます。

まず、平成29年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算については、去る2月1日に成立をいたしました国の補正予算に対応するために、農林水産業費に産地パワーアップ事業補助金、消防費に防災公園整備工事費として7,896万5,000円を、また、平成28年熊本地震からの復旧・復興経費に活用するための平成28年熊本地震復興基金積立金2億3,257万1,000円を、保育士の処遇改善として保育の実施費などを計上し、事業執行見込みの精査による減額などを行い、総額で3億8,350万2,000円を減額補正し、補正後の総額を121億3,628万2,000円といたしております。

各特別会計補正予算では、それぞれの療養給付費の決算見込み額での増減額補正を行い、国民健康保険特別会計では、8,824万5,000円を減額し、補正後の総額を20億4,274万5,000円に、介護保険特別会計では、2,379万9,000円を減額し、補正後の総額を15億8,937万1,000円に、後期高齢者医療特別会計では、1,081万4,000円を減額し、補正後の総額を1億3,458万1,000円としております。

次に、平成30年度一般会計予算についてご説明を申し上げます。

1、予算の基本的な考え方・概要からご説明申し上げます。

平成30年度の予算編成に当たりましては、一昨年に策定をいたしました甲佐町震災復興計画における復旧期間の最終年、復興期間の中間年ということで、昨年引き続き、平成28年熊本地震からの復旧・復興を最優先に掲げ、単にもとあった姿に戻すだけでなく、新しい甲佐町の創造に向けた取り組みを着実に実行するため、経常経費を除き、事業内容を精査し、限られた財源を可能な限り復旧・復興事業に充当する予算編成を行ったところでありまして。

その結果、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億3,512万4,000円としております。前年度と比較しますと23%、金額にして25億2,164万3,000円の減となりました。

次に、予算の主な内容をご説明申し上げます。

歳出予算の主な内容からご説明申し上げたいと思います。

総務費におきましては、旧西村民俗資料館を地域内外の交流拠点などとして利活用を図るための業務委託経費、熊本地震による地殻変動に伴い、座標補正パラメーターの対象地域外を、独自で座標パラメーター変換を行い、土地境界情報のずれを修正するための委託経費、及び任期満了に伴い執行されます甲佐町議会議員一般選挙、熊本県議会議員一般選挙、糸田堰土地改良区総代選挙の経費などを計上しております。

次に、民生費では、熊本地震による被災に伴い解体をいたしました乙女福祉ふれあいセンターにかわる施設として、新たに乙女高齢者福祉センターを再建する経費を、また、子育て支援として、安心して産み育てることができる社会の実現のため、多子世帯の保育料軽減の対象年齢の拡大や児童手当の支給などに要する経費を計上しております。

次に、衛生費では、子育て支援として満15歳までの子どもの医療費の一部助成について、完全現物支給により、県内の医療機関など、窓口での外来などの一部負担金の支払いが不要となるように、昨年から引き続き実施をしております。

また、現在、5町1村3組合で取り組んでおります熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の循環社会形成推進地域計画に基づく施設整備計画策定業務、及び候補地現状調査業務などに係る経費などを計上しております。

次に、農林水産業費では、本町の基幹産業であります農業の振興策の一つとして、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保するための直接支払交付金や、農作業の効率化・低コスト化を図るための農機具導入事業などを昨年度に引き続き推進してまいります。

次に、商工費では、現在のふるさと納税サイトに新たなサイトを増設し、ふるさと甲佐応援寄附金事業を活用して、町の財源確保に資するとともに、地元商工業者の総合的な振興と地域経済の活性化を図ってまいります。

また、観光の拠点施設でありますやな場のあずま屋などの改修や、観光案内看板等の充実を図り、入り込み客数の増加に努めてまいります。

次に土木費では、町道の新設改良・舗装工事を甲佐町道路整備計画に基づき計画的に取り組んでまいります。

また、住宅については、町営住宅の上揚団地の建て替え事業、子育て支援策の一環としての子育て支援住宅の整備を進めます。

また、熊本地震からの復旧として、昨年に引き続き宅地液状化防止事業、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、被災地宅地支援事業などを推進してまいります。

次に、消防費では、町民の安心・安全な暮らしの確保のための消防・防災事業として、常備及び非常備消防のさらなる充実に努め、指定避難所の機能の充実強化を図るための施設の整備や防災備品等の整備などを進めます。

次に、教育費では、小学校に学校のICT化を進めるための電子黒板や教育用パソコンの整備を引き続き進めてまいります。

また、緑川を生かした新たな交流拠点施設としての安津橋総合運動公園整備として、平成30年度は、サッカー場と多目的広場それぞれ1面ずつの整備を予定しており、所要の経費を計上しております。

次に、災害復旧費では、熊本地震災害と豪雨災害の発生から3年目ということで、復旧の最終年に当たるため、公共土木施設、農林業施設、その他グリーンセンター集会用施設などの復旧工事を鋭意進めてまいります。

次に、国民健康保険につきましては、4月から熊本県と市町村が共同で運営を行うこととなっており、将来にわたり安定的な国保運営が可能となるよう、熊本県と連携を強化してまいります。

次に、介護保険につきましては、本年度末に策定いたしました第7期介護保険事業計画に基づき、安定的な介護保険の運営に努めます。

次に、後期高齢者医療保険につきましては、後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、安定的で低廉な水道事業を進めるための町の上水道事業基本計画に基づき、計画的な建設改良等に努めてまいります。

以上、歳出予算の主な内容についてご説明申し上げましたが、歳入予算につきましては、税源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め、収入の確保に万全を期するとともに、あわせて国・県支出金等の効果的な活用に配慮した財源を算定の上、計上したところであります。

このほか、今期定例会には、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについての人事案件や、平成28年熊本地震復興基金条例の制定などの各種条例案件、福祉基金の処分案件、工事請負契約の締結案件などもあわせて提案をいたしております。

ご審議の節は担当課長に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日10日とあさって11日は、議案調査のため休会、12日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時31分

3月12日（月曜日）

平成30年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成30年3月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月12日 午後2時46分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 古閑 敦	総務課長 西坂 直
企画課長 北畑 公孝	くらし安全推進室長 佐々木 善平
税務課長 井上 幸介	住民生活課長 本田 克典
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	福祉課長 北野 太
農政課長 岡本 幹春	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月12日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。

順次質問を許します。

おおむね議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） おはようございます。一般質問通告書に従いまして質問を行ってまいります。

今回の質問の項目は3項目、第1に緊急通報システム設置普及について、第2に町職員処遇改善について、第3に芝原団地液状化対策についてであります。

順番に進めさせていただきます。

まず、第1の質問です。緊急通報システムについて。町はホームページ上に緊急通報システムについてというページを載せて、制度の内容についてお知らせをしております。緊急通報システムとはどのようなものなのか説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、緊急通報システムについてご説明申し上げます。

緊急通報システムとは、ひとり暮らし及び高齢世帯等何がしかの問題を抱えておられて、日ごろ生活する上です。もし何か体調不良とかあった場合に、それについて周りの協力員あたりに通報をしなければなりませんけれども、それを機械的にシステムを設置しまして、町では今、キューネットという会社に委託契約をしておりますけれども、機械を、ボタンを押すことによってその警備会社に通報されて、それから協力員に行き、もしくはキューネットの機動員が駆けつけをしまして、それで本人の状況を確認して、それから救急車出動という形で、ひとり暮らしの高齢者の方たちのセーフティネットというような形で、機械的にそういった対応をしていくというような制度でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 緊急通報システムには、総合計画において「緊急通報システムや安否確認体制づくりを進めます」とあって、前期基本計画においては、成果指標としてシステム利用登録者数、平成21年度83人を平成27年度100人としております。これが後期基本計画においては、事業の成果指標として平成26年度52人を平成32年度60人としております。

現状の人数と目標の人数に対してでこぼこがありますが、説明をいただいでよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。

別添資料の緊急通報システムの設置状況をごらんください。

まず、総合計画の前期計画では、計画年度の平成21年度の83人を現状として平成27年度目標を100人としておりましたが、結果的に平成22年度以降は減少しておりまして、平成27年度は53人となっております。

減少する要因は、死亡されたり病院や施設に入所されることなどがありますが、増加していないということは、新規の申請が予想より少なかったという状況です。

制度の周知については、民生委員への制度説明や、ホームページまたは広報によって行ってきましたが、減少した原因としましては、ここ最近では家族等が設置するホームセキュリティなどの普及などもあります。大きな要因は、いつも手元に置くことができる携帯電話の普及ではないかと考えられます。このような状況から、後期計画では下方修正を行い、平成26年度の現状52人から平成32年度の目標を60人と設定している状況です。

なお、現在は熊本地震の影響により家屋の撤去等が増加しまして、システムの撤去も増加し、平成28年度からさらに減少している状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 減少傾向にあるということですが、ちょっとお尋ねしますが、当初予算案の説明資料の中にある仮設住宅入居高齢者等緊急通報システムというのは、この数には含まれないのでしょうか、含まれるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 仮設住宅の緊急通報システムについては、震災対策ということでございまして、この数には含まれておりません。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 福祉課長のほうからですね、携帯電話の普及により利用者の減少があっているということですが、携帯電話ですね、家族などへの連絡には大変便利だと思いますが、緊急を要する救急車が必要であった場合など家族と救急車というような形でですね、二度手間になる場合もあると考えます。

説明があったようにですね、緊急通報システムはですね、キューネットから様子を伺う電話を受けることもできますし、いつでも看護師に心身に関する相談をすることができる

とあります。町の緊急通報システムを利用しないで、自費でこういった会社とつないで緊急の場合の対応をいただく場合にはですね、費用がですね、多額になります。町が行っています緊急通報システムには有意性があると思いますが、緊急通報システム設置における利用の状況はどうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、緊急通報システムの利用の状況ということで、実績というか、効果という形でよろしいでしょうか。緊急通報システムの実績としましては、平成28年度の年間の実績が出ておりますので、これの数値にて説明させていただきます。

まず、緊急通報システムの設置件数が、この資料に出ておりますとおり45件ということで、年間で変動はございますけれども、まず受信総数が年間で686件でございました。うち、正報といいまして正しい通報があったのが66回です。その中で緊急通報が4回、相談とか連絡が62回ということですよ。

その他としましては620回ありまして、その内訳としましては、停電等による通知が342回、うっかり押しが35回、本人テストが159回、こちらの警備会社からのテストが84回となっております。

緊急通報がされた4回のうち警備会社の機動員が出動したのが3回、うち救急車出動が2回です。ほかに、協力員または親族への通報によって駆けつけられたのが、協力員のほうが7回、親族のほうが4回となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 詳しい説明がありましたが、やはり緊急通報システムを設置することによってですね、いろんな場合の利用がですね、数多くあっているという状況がわかったというふうに思います。

甲佐町においてはですね、65歳以上のひとり暮らしの方が現在何人なのか、また、65歳以上の二人暮らしのご家庭は幾らでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、65歳以上のひとり暮らしの世帯は現在453世帯で把握しております。また、ご質問の65歳以上の二人暮らし世帯の数はちょっと把握はできておりませんが、70歳以上の二人暮らしの夫婦世帯は297世帯となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ただいま説明がありましたように、ひとり暮らしは453世帯、二人暮らしの場合はですね、70歳以上ということで297世帯であります。この中でですね、緊急通報システムを利用されている人は平成28年度で45人ということで、世帯数からすれば約10人に1人、10%がですね、この設置を利用されているということなんです。やはりまだまだですね、実際に利用したいということからすればですね、私としては少ないの

ではないかというふうに思います。町としてもですね、緊急通報システムの利用をですね、やっぱりもっと進めていいものではないかというふうに思います。またですね、システムを利用したい町民の方はですね、まだ実際多くいらっしゃるのかなというふうに思います。

緊急通報システムについてはですね、先ほど福祉課長のほうから説明がありましたが、やはり私は、実際上ためになっておりますし、利用する価値が十分あるというふうに考えます。上益城郡内においてはですね、御船町と嘉島町が導入しておりますが、甲佐町の場合はですね、二つの町よりも設置、撤去料を要らないということや月額利用料が500円ということで抑えられているというふうに思います。町としてはですね、そういう点では頑張っているなというふうに思います。

これからはですね、高齢者人口も増えていきます。その中で、このシステムをやはり総合計画にある設置目標からすればですね、低い段階に私としては抑えられているんじゃないかと思いますが、町民の福祉の増進というためにはですね、私は大いに必要とされる方があるし、ご利用いただいて万が一のときにですね、役立てていただくことが必要かというふうに思いますが、この点、町長の見解をお聞かせいただいていたいいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、いろいろご指摘いただいたところでありますけれども、議員がご指摘のとおり、必要な方にはですね、やはり取りつけを行って万が一に役立てていきたいというふうには考えております。

設置数についても、先ほど課長のほうからも説明があったかと思いますが、これは熊本地震発生後、自宅の解体等によりまして設置数についてはかなり減少している状況もございます。ただ、今後住まいが再建されている状況もですね、考慮しながら、適切な把握を行いながら本事業の普及啓発を今後とも積極的に進めていきたいと、そう考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町長のほうからですね、積極的に進めていきたいということでお話がありましたので、もう一つですね、私が町のほうに申し上げたいことはですね、利用できる条件をですね、広げる必要があるのではないかと。

最近ですね、ともに80歳を超えられて二人で支え合ってますね、お暮しの方でですね、万が一のときにはですね、通報システムがあれば助かるがと話された方もいらっしゃいました。ひとり暮らしであるという条件からですね、高齢者の二人暮らしも利用できるというふうに加えたらいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 対象者は高齢者ふたり世帯に拡大できないかということでございますけれども、甲佐町在宅高齢者緊急通報システム事業実施要綱に定めてありまして、対象となる方は、まず介護保険制度上65歳以上が絶対条件になりますが、その中で、ひとり暮らしのほかにも既往症などにより日常生活上注意を要する状態や、同居人が

要介護、身体障害者手帳等の所持者などで重度の方及び日常的にひとりの状態になる場合などの要件を規定しております。

また、この要件に該当しない場合であっても、町長が特に必要と認める者という規定によりまして、中身的には、地域包括支援センターが行う地域ケア会議などで関係者、民生委員さんなどに参加していただいて、それによって審議しまして、申請世帯の状況を把握の上、可否を決定することとしております。

また、郡内の状況をご紹介しますと、先ほど佐野議員さんがおっしゃられたとおり、御船町と嘉島町が取り組んでおられますが、取り扱いについては本町と同様な状況であると承知しております。したがって、高齢者ふたり世帯などひとり暮らし以外の世帯にあつては、日常生活上、何がしかの見守りを要する状態など、本人世帯については何がしかの不安や問題を抱えている世帯が対象となると思われまますので、現在の規定により十分に対応できるかと考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 他のもので、自治体の状況についてもお話がありましたが、広く言えばですね、おひとり暮らしからですね、高齢者の世帯であればというようなところもですね、実際の場合では多くあると私は認識をしております。高齢者福祉のですね、やはり増進策としてですね、高齢者であればお二人暮らしでもですね、利用できるように是非、検討いただきたいというふうに思います。

次の質問に移っていきます。次の質問であります町職員処遇改善について質問をいたします。

町職員の働き方についてであります。熊本地震発災以来のですね、臨時の職員を含めた全ての町職員の皆さん、また全国から派遣された職員の皆さんに対し、これまでのご奮闘に敬意と感謝を申し上げます。あなた方の大きな働きが復旧・復興の大きな前進の中心になっていると思います。復旧・復興にはまだ時間がかかりますが、どうか自身の心と体を大事にされ、ご家族や友人関係も十分大事にされ、これからの業務に携わっていただきたいというふうに思います。

さて、今回の熊本地震の対応に当たり自死された県内の50代職員の方に、地震関連の業務で負荷がかかったと判断されて公務災害に認定をされております。地方公務員災害補償基金熊本県支部によりますと、熊本地震後の対応でけがをする等して公務災害と認定された職員は33名おられるとのこと。甲佐町にかかわる職員で認定された方はいらっしゃいますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） お答えいたします。本町ではそのようなことはあっておりません。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 本町ではですね、そういった方がいらっしゃらないということで安心をするところでありますが、これからもですね、公務災害等発生しないようにです

ね、安全対策にですね、十分配慮されてですね、業務に当たっていただきたいというふうに思います。

次の質問です。

職員の時間外労働について予算化をしていると思いますが、1年間に幾らなのか、1人当たりの職員にすれば一月当たり何時間を予定しているのか、予算オーバーする場合はどうしているのか、また、熊本地震直後にはかなりの時間外勤務があったと思いますが、そのときの状況と最近の状況では時間外勤務はどうでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 時間外手当の予算額ということでございますが、平成27年度の決算額は約1,600万円、平成28年度の決算額としましては、熊本地震対応もありまして約7,500万円、それと平成29年度、本年度の予算額が約1,520万円となっております。

1人当たりどれくらいの時間を見ているのかということでございますが、これにつきましては各課、担当業務の内容や職員それぞれの単価によりましてばらつきがありますので、一概に1人当たりどれくらいかというのはお答えが難しいのではないかとこのように思います。

また、予算をオーバーする場合はということですが、こちらにつきましては、なるべく業務改善などの仕事のやり方を見直しを行っていただきまして、それでも不足をするというようなときは補正予算で増額をするということにしております。

それともう一つ、地震後の時間外勤務の状況につきましては、地震発生の平成28年度が全体で、資料にも出しておりますけれども、3万6,952時間、月平均で単純計算いたしますと約3,000時間になります。平成29年度の12月までで6,648時間になります。発災直後の4月、5月では月平均で約1万時間に上っていた時間外数が、本年度の月平均では約700時間というふうになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） やはりですね、今、説明がありましたようにですね、やっぱり地震直後の状況というのはですね、かなりの時間外労働があったというふうに思います。この場合、28年度の場合はですね、かなり平常よりもオーバーするような状況でありましたが、このときは補正予算で対応されたのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 28年度当初予算ではそういったことは全然想定はしてございませんので、4月14日に発災いたしまして、それからもう時間外対応になりますので、その時点では専決予算で補正予算を組んだところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今年2月14日の熊日新聞の報道によりますと、熊本地震の被災11自治体で復旧・復興業務を担うために全国の自治体から派遣される応援職員が不足をしている、2018年度を確保できたのは必要数の半分に届かないことが県の集計でわかったと

あり、被災地でのマンパワー不足は復旧・復興事業の遅れにつながるだけでなく、行政職員一人一人に長時間労働を強いることになり、心身の変調を招きかねない。被災地の自治体や職員を孤立した状況に追い込まないように、全国的な応援職員の配置については国のかじ取りがさらに必要だろうと報じております。

私もその報道のとおりであると思いますが、町の状況と対応についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 他自治体からの派遣による応援職員につきましては、九州知事会の申し合わせによりまして、甲佐町のカウンターパートであります鹿児島県の多くの自治体から、それとその他九州外の自治体から支援を受けております。

発災直後の短期派遣の後、7月からは中長期の派遣ということで、平成28年度におきましては要請職員数10人に対しまして9人ということでほぼ充足されております。平成29年度におきましては要請派遣職員数11人に対しまして7人ということで、4人の不足が生じておりますが、このうち2名につきましては任期つき職員で対応しております。

こういう甲佐町の状況ではございますけれども、本町におきましては、被災をしました他の自治体と比べますと多くの職員の方々を派遣していただいているところでございます。それと平成30年度につきましても、現在の段階で一応決定しておりますのは、要請職員数が10人に対しまして8人ということで2人の不足が生じておりますが、こちらにつきましては、引き続き全国知事会への派遣要請や任期つき職員の継続採用、そのほか現有職員の配置がえ等を行いまして一応対応をしたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） わかりました。地方公務員の働き方についてはですね、法律が適用されると思いますが、どのような法律が適用されるのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 地方公務員に適用される法律といたしましては、もちろん公務員でございますので、地方公務員法が適用されます。そのほかの労働関係につきましては、民間と同様に、労働基準法や労働安全衛生法などの法令が適用されることになっております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 労働時間の問題でですね、最近は過労死についてですね、若い新入社員の方がですね、過労死により亡くなられたことが大きなニュースでですね、話題になりました。今、国会でもですね、このいわゆる働き方の問題についてのですね、議論がされるところであります。

3月5日、熊日新聞にはですね、「違法裁量労働、過労で自殺」と一面で報じられていました。法治国家日本でこのようなことが起こること自体ですね、労働者の人権や権利が尊ばれていないことは非常に残念なことであり、怒りさえ覚えるところがあります。過労死は、働き方、働かせ方に原因があります。長時間労働は現実として人間性を否定してい

ます。多くの方が体調に変調を来し、最悪の場合には死へと追い込まれてしまいます。

ところで、町職員の労働時間の上限についてはどうなっていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 町職員の労働時間の上限はということでございますけれども、先ほども説明しましたように、町職員も労働基準法の適用を受けますので、厚労省の基準を申しますと、時間外、いわゆる延長時間につきましては1カ月45時間かつ1年間で360時間ということが定められております。ただし、公務のために臨時の必要がある場合は除くというふうな規定になっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 時間外労働がですね、過剰になると過労死に結びつくと言われております。過労死ラインと呼ばれる時間外労働についてはどう認識をされていますか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 過労死と呼ばれる時間数につきましては80時間と言われておりますけれども、これは一月に20日出勤するといったしまして、1日4時間以上の残業、いわゆる毎日12時間労働をするということで、これも発症前の2カ月ないし6カ月間にわたって行うものであるというふうに認識をしております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 私がですね、資料として要請しました町職員の時間外労働の状況を見ればですね、熊本地震発災時から7月までは、町長を初めですね、町職員の皆さんはまさに不眠不休と言える状況であったことはですね、記録の上でもわかると思います。平成28年5月のものでですね、時間外労働は全体で1万9,641時間、その中で多かった課では、税務課が3,325時間、産業振興課、今の農政課であります。2,415時間、総合保健福祉センターが2,354時間、総務課1,869時間となっています。13課及びセンターが1人当たり平均100時間を超えていると思われま。

働き方にはですね、法律や基準があり、雇用するほうも雇用されるほうも双方に守らなければなりません。いかに非常時とはいえども、まだそれは必要です。今後ともですね、法令を遵守し、職員の健康管理も十分配りながらですね、心を配りながら業務に従事していけるようお願いいたします。

2017年2月衆議院予算委員会において、日本共産党の梅村さえこ衆議院議員の地方公務員の長時間労働による過労死が続いている問題に関する質問に対する答弁において、当時の高市総務大臣が「そもそも地方公共団体は、法令を遵守し、地方公務員の健康管理に関する対策を主体的かつ適正に実施すべき」と述べております。しっかりとした働き方対策をされる必要があるというふうに思います。

この点についての答弁をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 法令遵守というのは当然のことでありまして、また、職務

遂行のためには職員が心身ともに健康な状態であることが町民の福祉向上に寄与するものというふうに思っております。そのようなことから、職員の心身の健康管理には今後とも十分努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） かつてなかった、これから先もですね、起こることがあるかどうかかわからないような本当に大変な事態の中でですね、町職員の皆さんがですね、奮闘されたということで、これがですね、一定の期間で終わったからですね、大事には至らなかったところがあると思いますが、これからもしっかりですね、やっぱり職員の健康管理、労働時間の問題等ですね、気を配りながらですね、やっていただきたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

2番目のですね、ラスパイレス指数についてであります。この問題に関してはですね、平成28年3月定例会において私も質問しております。そのときはですね、平成27年度の時点での指数について、県下45自治体中の43位、平成26年度は県下最下位の指数90.6%でした。平成27年4月1日時点の指数は92.0であります。平成28年の指数が93.3、平成29年度指数が93.1です。2年前よりも1.1%上がっております。県内指定都市を除く市町村平均が97.0%、県内町村平均が95.5からすれば、平均より下位にあります。県内町村平均が95.5ですから平均には2.4のマイナスです。

2年前の当時の総務課長の答弁では、昇格基準の見直しを行う予定で、これによりある程度の改善が図られるのではないかということでした。職員給与の改善は図られたのでしょうか。総務課長、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 平成28年当時もラスパイレス指数が県内で低位にあるということで、平成28年の4月に昇格基準の見直しを行い、職員給与の改善に取り組んでおります。

その結果、28年度の指数で、前年度から1.3ポイント上昇したというふうになっております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 職員給与のですね、水準を考える上で幾つかの参考になる指数があると思います。町の財政力はどうか、町長、副町長の給与はどうか、議員歳費はどうかなどです。最近のこれらの指数を見ますと、財政力指数は自治体の財政力を示す指数ですが、平成26年度で0.28、県内順位24位、町長、副町長の給料は平成23年12月から変化はありませんが、町長が79万700円、副町長が59万3,000円、教育長が55万3,200円、町長が県内順位14位、副町長が18位、議員歳費は23万7,300円で県内順位24位、教育長のランクを示す指数はわかりませんでした。

いずれの指数も日本地域番付の平成25年度からのものです。財政力から見れば、津奈木町は財政力指数0.18ですが、ラスパイレス指数は95.1%、美里町は財政力が0.24、ラスは

94.6となっています。

財政状況は財政力指数だけではありませんが、一つの参考になる資料であると思います。財政力が弱いから職員給与も低いとは言いがたいと思います。これらの県内順位を見ますと、いずれも10番台か20番台になっています。職員給与のみが40番台にとどまっているので、県内平均値まで届くようにできないものかと考えます。

ラスパイレス指数の向上については、過去の一般質問等において、町長答弁の中で「職員のモチベーションの低下につながってはいけない、また、他町と比べた場合に極端に差があるというのはいかがなものかという感じもします」と述べられております。

奥名町長は平成30年年頭挨拶の中で「甲佐町に住んでよかったと、誇りと愛着を持って心から口にしていただけるまちづくりに向かって、町民の皆さんから寄せられた大きな期待に応えるためにも町職員と一丸となり、ともに汗を流して強い信念と情熱で真摯に実現してまいります」と述べられております。

まちづくりに町職員の力は欠かせません。町長の言葉からすれば強い信念と情熱が必要であると思います。その町職員の処遇改善の基本ともいえる給与改善に、具体的、前向きに考えていただけないかと思えます。

町長、答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま職員のラスパイレス指数等についてのご指摘をいただいております。この点について、財政力指数との関連性で考えたことは今までもございませんけれども、ただ、本町のラスパイレス指数が県内では下位のほうに位置しているということは事実だというふうに思います。

先ほど総務課長のほうからも答弁を申し上げましたとおり、昇格基準の見直し、期間等も含めてですね、も行ったところでありますし、そのほかにもいろいろとこれまでも検討して実施に移したこともございます。

ラスパイレスの指数として低い理由といたしましては幾つかあると思いますけれども、基本的には職員の勤続年数、あるいは年齢、それと本町の場合は社会人枠での採用も行っておりますので、他町と比べたときに若干その辺も、年齢の割には給与が低いというような状況がですね、考えられるということもあるかというふうに思います。

ただ、議員もおっしゃいましたとおり、当然この職員の給与というのはモチベーションにも関わってくるものでありますし、これまでも震災対応についても本当に一生懸命頑張ってくれたというふうに、私も本当に個人的にも感謝をしているところでもあります。その指数が少しでも上向き、上昇していくような手だてについても、今後ともさらに検討を重ねたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 検討いただくということですね、私としてはですね、ある程度の期間、2年とか3年とかですね、そういった期間ですね、やはりこの数値を上げて

いただきたいと、具体的にですね、そういうふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

町職員の健康管理についてであります。先ほど来、労働時間の問題等もあわせて過労死についてですね、お話をしていますが、心のケア対策もですね、大変大事なことだと思います。2016年、平成28年6月ですね、毎日新聞記事によりますと、熊本地震で大きな被害を受けた15市町村と熊本県のうち半数に当たる8自治体が、職員を対象にした心のケア対策を始めているとありました。郡内においては、御船町が職員の健康状態を調査、嘉島町がメンタルケアの説明会、益城町は専門家による面談、役場に休憩室とありました。甲佐町においては、心のケア対策についてはされたのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 心のケア対策といたしましては、特に取り組みは行ってはおりません。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） メンタルケアについてはですね、ストレスチェックを実施されていると思いますが、そこでのですね、職員の心の健康状態がどうであったか、また、メンタルケアについてはストレスチェックを1年に1回はすることになっていると思いますが、昨年度と今年度の結果についての何か違いなどなかったのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ストレスチェックにつきましては、労働安全衛生法の一部改正によりまして、平成27年12月から、事業者は労働者、これは常時使用する労働者というふうになりますが、労働者に対し医師、保健士、その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならないというふうになりまして、平成28年度から毎年1回実施をしております。

このストレスチェックは、メンタル不調を未然に防ぐための一次予防としての目的を持っておりまして、職員が自分のストレスの状況を把握し、メンタル不調に陥らないように自らが行うケアでありますセルフケアとして活用することというふうになっております。

また、ストレスチェックの結果から集団分析を行うことによりまして、その結果を職場環境の改善に活用することも考えられているところでございます。ただし、先ほども説明しましたように、あくまでも職員自身が自分のストレスの状況を確認して、自らのケアに役立ててもらうことが主な目的というふうになっておりますので、結果等につきましては控えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） ストレスチェック制度についてはですね、厚労省の案内ではですね、二つの目的を持っていると紹介をされています。説明もありましたが、本人のストレス状況の気づきとメンタルヘルスを低減させるとともに、検査結果の分析による職場環境の改善につなげることによって、メンタル不調を未然に防止することを主な目的としたものと言っております。

私は、職場環境の改善がもっとしっかりと議論され、具体的な対策をされることが必要であるというふうに思います。ストレスチェックについては検査が始まって期間が短いということがありますが、この期間は熊本地震があり、6月豪雨があり、町職員の皆さんは相当ストレスが高まっている時期であったと思います。そのときの結果は大変重要であると思います。

職員の皆さんがこれからも働き続けるためには、高まったストレスを低下させていくことが必要であると考えます。そのための対策は何かされていますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ストレスを低下させる対策ということでございますが、このストレスチェックが有効に活用されますように町独自の職員研修や、熊本県研修協議会で開催されますメンタルヘルス研修を積極的に受講をしてもらうように取り組みたいというふうに思っております。

そのほかワーク・ライフ・バランスを進め、職員一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できるように、ノー残業デーの徹底、有給休暇の積極的な消化、さらに業務改善を行うことによりまして時間外勤務の縮減を図るよう、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 職員処遇の改善の問題について、町長にもう一つだけちょっとお聞きしたいところがありますが、検討いただくということでありましたが、今の時点で具体的なお考えというのはないのでしょうか。ラスパイレスの向上について。

2年ほど前に総務課長から答弁がありましたような、こういうことで改善がというのは、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これ、非常にデリケートな問題もありますので一概にここどうこうとは言えませんけれども、これまでも昇格に係る基準として期間の問題もありましたし、その辺については是正してきたということでもあります。

そのほかにも幾つか考えられないこともないんで、その辺は改めて再度持ち帰って検討したいと思っておりますけれども、ここでの発言については控えさせていただきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 時間も残り少なくなりましたので、次の質問に進めさせていただきます。

芝原団地の液状化対策についてであります。今、住民の皆さんはですね、液状化被害による全壊、大規模半壊、半壊等の被害を受け、宅地のゆがみを修復する工事を行ったり、家を解体され、新たに新築されている方もおられます。

費用は支援制度などありますが、資金の多くは新たなローンなど自分で都合をつけな

ればなりません。また、この地に家を再建されている住民の方々は、この液状化対策で、これからまた大きな地震が起きても大丈夫だという安心感が欲しいと思います。

地震被害などにより現状とこれからを心配され、精神的に大変つらい思いをされている方も少なくありません。住民の皆さんの立場に立ったきめ細かな対応が必要であると思えます。

熊本地震で被災し、大規模な液状化被害に遭っている熊本市南部地区においては、液状化対策をするために地域内の公園において実証実験を行い、その結果を見て対策工事すると報道されています。熊本市としては、液状化対策については慎重な対応をされていると感じます。地下水位低下工法で地盤沈下が起こらないかとの住民の心配の声もあります。この地下水位低下工法での液状化対策については、住民の心配がありますが、どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

今回の芝原地区で行う液状化対策の対策で大丈夫かという質問と、熊本市のことが出ましたので、熊本市との比較をしながらご説明をしていきたいと思えます。

これまでの調査・解析でわかっていることは、芝原地区と近見地区では地質の構成の違い、それと地下水位の変動が大きく異なります。近見地区の地質構成は芝原地区とは異なり、軟弱な粘性土層と多湿土層が30メートルと厚く分布をしているため、圧密沈下を生じる地層であります。

芝原地区の地層については、砂れき質で構成された地層で粘質性土がないために、沈下しにくい地層と考えられます。また、近見地区の地下水位の観測では、地下水位が年間を通じてG L——現地盤から1.5メートルを示し、一定した地下水位を示しております。

芝原地区の観測の結果では、豊水期、6月から10月はG Lから1.5メートル、渇水期、1月から5月まではG Lから3メートルと、季節によって地下水が変動することが確認されております。

このことから、近見地区では一定した地下水を示していることや、分布する地層から常時地下水が供給されることで、矢板等で遮水をした場合にですね、地下水を低下させることができない可能性があることや、地下水を低下させた場合、軟弱な土質に荷重が作用して圧密沈下を誘発する危険性が高いということです。

芝原地区においては、渇水期における自然水位はG Lから3メートル下がるため、地下水低下工法において3メートル下げても増加荷重はかからないことになり、理論上、砂れき層の沈下は発生しないということになります。

芝原地区については、地質の調査、地下水の観測の結果、実証実験を行って確認する懸案事項がないために行っておりません。地下水位低下工法で問題がないかということですが、学識経験者の意見も得て、大丈夫だということを認識しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 大変詳しい説明をありがとうございます。

続きまして、質問に移ります。

芝原団地、住民の方の宅地から産業廃棄物が出てきていると聞いています。家のゆがみを修復するための工事をされる中で宅地地中の中から出てきたということで、住民の方は大変驚かれています。2月に行われました地元説明会の中でそのことを町へもお話をされたということですが、具体的な回答は聞けなかったということです。

私も直接お話を聞きましたが、次のようにお話しをされています。「家をもとの形に戻そうと思って地盤を掘って工事を業者さんにしてもらったんですけど、そのときに産業廃棄物が出てきたんです。ショックでびっくりしました。町のお勧めで買った土地なのに、町にも何らかの責任があるんじゃないかなと思います。産業廃棄物がありましたが、これから先、町を信用してこの団地に家を建てる方もいらっしゃると思います。町は団地の土地は調査して勧められたのでしょうか。疑問です。今のままでは不安です。精神的にも苦痛です。団地の土地を産業廃棄物が入っていないかどうかしっかり調べていただけないでしょうか。」というふうに話をされています。

住民の皆さんの希望としては、芝原団地全ての宅地の調査ができないでしょうかというふうに思います。この問題については、町としてはどう認識され、これからの対応をどうされようとしているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原団地で産業廃棄物、ガラみたいなものが出てきたということですが、議員おっしゃったとおり、今年2月に事業説明会を行った際に一人の住民の方からそういった報告がございました。状況については今、議員が説明されたとおりでございます。

ガラがいつ、どのように入ったかも町としては不明でございますし、事実関係はわかっておりません。当時ですね、造成されたときの施工写真、団地内の水道管工事が行われておりますが、その当時の施工写真も確認しましたところ、そのような埋設物の確認はありませんでした。水道工事では、団地内の全ての道路に埋設されており、床掘を約1メートル程度掘りますが、指摘のようなガラなどは写っておりません。

そしてまた、造成工事ですね、図面のほうも確認したところ、現地盤とですね、計画宅地の高さに数十センチ程度の高低差しかなく、宅地造成における切り盛土は少ないことから、造成工事でそのようなガラ、埋設物が出て埋められるようなことは考えられません。

今後の対応については、今回の液状化対策を行うことで敷地内の試掘調査も5カ所程度計画をしております。それと配水管布設をするときにはですね、団地内の道路を約3メートルほど掘ります。その中でガラなどの埋設物があったときには確認できるものだと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の建設課長ですね、お話ですね、この産業廃棄物が宅地

の地中にあったという方がですね、納得されるか、また、ほかの住民の方もですね、やはり納得をいただかないとですね、いけない点があると思うんですよ。そういったところではですね、しっかりご理解いただくようにですね、状況を説明してですね、理解をいただかないと、今のままではですね、やっぱりお話しをされたとおりでですね、精神的にも苦痛というようなことを言われたりですね、やっぱりこの地震対応で皆さんかなり心の問題をですね、心痛める問題を抱えていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。

それもこの産業廃棄物が入ったということもですね、一つの問題でありますので、今後ですね、私は丁寧にしっかりですね、説明をしていく、町としても責任があると思いますので、その点はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後の質問に移らせていただきます。

産業廃棄物の処理についてはですね、法律もありますし、マニュアルもあるはずですよ。業者としてしなければならないことや町としてやらなければならないことがあります。町は第6次総合計画を平成23年4月に策定し、現在、後期計画の段階に入っておりますが、その基本構想の中心は「暮らしやすい安心・安全なまちをつくります」にあります。後期基本計画からすれば自然環境と共生し、安心・安全に暮らせるまちだというふうに思います。その基本的考え方やモットーからすれば、この産廃は重要な問題であると思います。それも住民の方もお話しされたように町が勧めた承認団地で起きたことです。小さいことだと捉えないで、しっかりと対策を考えていただきたいと思います。

この点についての町長の見解をお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 状況については先ほど建設課長のほうからお話しをしたとおりでありますけれども、この開発については、開発指導要綱に基づいて道路の舗装構成を決定する土質調査等も行います。その際にもですね、試料採取時には1メートルから1メートル30を掘削するということになります。

で、このCBR試験の結果報告を見ましても、その状況写真、それから試料の試験結果にも埋設物の存在は確認されてはいなかったということがあります。施工時に地中の埋設物が発見された場合には、これは埋設された時期、それから、もともとの所有者を問わずに、現在の法律に基づいて現施工業者において産業廃棄物として処理を行わなければならないということになっていて、これがいわゆる排出事業者というふうになろうかと思いません。そういう場合には、町としてもそうした処置をですね、指導要綱に基づく申請者に対しては指導することになっていたのかなというような思いがします。

今後の町の対応でありますけれども、課長も説明いたしましたとおりで、地下水位低下工法の液状化対策工事を現在着手をしております。その中で試掘等も行いますので、その状況を見守りたいというふうに考えております。

それと、一つ言うならば、お墨つきの土地、町がそういう承認をした土地に異物が入っていたということで、その辺の調査がなかったのかというようなニュアンスのお話もありました。その点について若干お答えしておきたいと思っておりますけれども、この宅地開発に当

たつては、もともと都市計画法に基づく都市計画区域の指定は本町にはありません。それで、1万平米未満の開発については何ら法的な規制はないこととなりますので、そういう無秩序な開発が行われないように、都市計画法でいう開発基準に準じた開発設計基準を設けているところであります。

それで、この都市計画法の開発許可に当たります指導要綱に基づく開発事業等の計画承認を受け、開発完了後、工事完了検査に合格して、その工事検査証の交付を受けたものを承認団地としております。

この開発については、都市計画法による開発許可基準を見ますと、開発行為の5万平米未満の土地、土質の調査は求めてありません。それと掘り起こしによる地中埋設物の調査についても同様というふうに理解しておりますので、町としてはそれに準じたところの対応はこれまでやってきたということでございますので、その点をご理解をよろしく願います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 産業廃棄物についてはですね、法的にもですね、不法投棄の場合にはですね、厳しく処罰されるというふうになっております。で、あつてはならないことですので、今後ともですね、住民の方にはですね、丁寧に説明をしてですね、ご理解いただくようにですね、町としてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

残り時間2分ですので、もう最後の最後の質問であります。

芝原団地に隣接する砂利採取場跡地管理の問題であります。甲佐町のモットーであります「自然環境と共生し、安心・安全に暮らせるまち」とは両立しえない場所が、町が入居を勧めた承認団地である芝原団地のすぐ横にあります。その一部にはですね、夏場に水がたまり池状態なところが大変危険です。埋め戻しが必要だと考えます。

立ち入り禁止の立て看板があります。看板には次のように書かれています。「危険です。立ち入り厳禁。中に入らないでね」と。大人にはこの書かれている意味についてはわかります。しかし、幼児や小学生には、漢字では書かれてもありませんし、理解できないと思います。夏場は雑草が生い茂り、危険で環境にもよくありません。住宅地のすぐ横になりますので、整地をされ、危険となる場所は水がたまらないように埋め戻しをすることなど、この敷地に子どもたちが入れないようにする対策等も必要かと思いますが、この場所についてはですね、甲佐町から外れるところではありますが、住宅団地のすぐ横でもございますので、私はやはり町から働きかけが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原団地に隣接する私有地の危険な場所ということの対策はできないかということですが、私どももその現地のほうを見に行きまして、危険な状態であるということは認識をしております。敷地が私有地であるということと道路が御船町の里道であることから、対策をするには所有者と御船町と両方と協議をしていく必要があると考えております。早急に協議をして何らかの対策を考えていきたいと思

っております。現在、協議の申し入れは行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 早急にですね、対策をしていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

11時10分から再開したいと思います。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

6番、西坂和洋議員。

○6番（西坂和洋君） おはようございます。早速ですが、通告書に従い質問に移りたいと思います。

第1番目に、宮内地区の道路計画について。これは一度前にも質問したことがあると思いますが、西原から美里町の名越谷へ道路を計画する件でお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員、もう少しマイクを近づけてください。

○6番（西坂和洋君） もう一遍復唱しないんですか。

○議長（緒方哲哉君） いいですよ、続けていいです。

○6番（西坂和洋君） 林道機能、また、災害時の迂回路として役割を果たすのではないかと。この件について以前にも質問しましたが、町の考えをお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） お答えいたします。

ただいま西坂議員のほうから、林道機能を持つ道路の整備はできないかということでございます。議員言われましたとおり、平成26年の12月議会でもご質問があつております。そのときも答弁をさせていただいておりますが、林道の開設に当たりましては、補助事業として林道を開設するためには要件がございます。まずその要件に合致しなければ補助事業として林道開設ができないということでございますが、主なもの4点についてご紹介をいたします。

まず1点目としまして、町で作成する地域森林計画に登載されていること。二つ目としまして、林道規程に規定する自動車道であること。三つ目に利用区域内の森林面積が50ヘクタール以上であり、かつ全体計画がおおむね1キロメートル以上であるものと。これにつきましては、甲佐町が過疎地域の指定を受けておりますので、面積は30ヘクタール、道路延長につきましては0.8キロ、800メートルに緩和はされるものでございます。4点目と

しまして、着工後10年以内に、利用区域内森林面積に対して延べ面積で10%以上に相当する森林整備が見込まれることというのが、いろいろ採択要件がありますが、主なものとしてただいま申し上げました4点がございます。

今回ご質問の路線につきましては、森林面積を最高に見積りましても26ヘクタールということになりますので、30ヘクタールに満たないということで、林道開設に関する補助要綱に合致しないということから、林道による道路整備については非常に厳しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） これは美里町と一緒に事業として、延長とか受益者面積当たり、美里町と一緒に計画はできないものですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 西坂議員ご質問のとおり、広域型で道路整備をするということは可能でございます。ただし、広域型になりますと受益面積も大きくなりますし、道路の規格も上げなければならないということになります。

質問通告書をいただきました後に美里町のほうに出向きまして、美里町の林道のほうの現況についてお尋ねをしてみました。林道姫椿線というものに接続するのが一番西原からは近いだろうと。現況としまして、美里町のほうが姫椿線自体も利用状況が低い。また、姫椿線の終点から作業道をつくっているが、その作業道についてはほとんど利用はしていないというような状況であるというお話をお伺いしました。

また、姫椿線につきましては、広域型で林道の整備をするのであれば、美里町側も道路の構造を変更しなければならないと。開設と余り変わらないぐらい事業費が、概算ではございますけれども、開設するのとほとんど変わらないような道路整備をさらに再度行わなければならないというようなお話をされておりました。

それと、美里町におきましては、現在別の林道開設工事が行われており、事務方での話ではございますが、同時期に2カ所の林道を開設するというのは財政的にもちょっと厳しいのじゃないかなというようなお話は伺っているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この問題をまたこうやって質問したのは、この前、地震災害、豪雨災害、そのとき西原部落においても孤立状態が数軒ありました。それから、この西原から先の延長というのは、もともと西原橋ができたとき、その後は名越谷に道をつなごうという、地域で計画があったそうですが、もう四十数年前だと思いますので、知る人が少ないかと思えます。

特に、本坂谷、谷内、小鹿あたりから迂回路としてつくるならどうだろうかという話から、先ほど言われた26年ですか、に私も一般質問したわけですが、美里さんと合同でつくるということもちょっと期待外れかなと思えますが、今後、機会があったときには、中山

間地総合計画あたり、そういったものではないものかなと思いますが、どうですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 中山間総合整備事業につきましては、甲佐町、御船町、益城町の広域型で現在事業計画を策定を行っております。

別の事業でできないかという検討は可能かと思いますが、現時点で農政課サイドとしては、新規の道路の開設については非常に難しいものがあるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） この問題は、私も諦めずに、できるだけ今後も地域の皆さんと話を進めながら、またお願いする機会があるかと思いますが、そのときはよろしく願いしておきます。

次の質問に移ります。

宮内地区の水道整備事業の件でお尋ねします。住民の命の糧である水が濁ったり、また不足に困っています。現在、2行政区は数年前に町水道が整備されていますが、残りの7行政区は未整備であります。この7行政区は、地域的にも各種行政区の高低差もかなりあり、工事の方法、水源の確保等課題も多いと思いますが、町の考えをお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えさせていただきます。

宮内地区に点在しております水道施設の整備につきましては、平成26年5月に策定いたしました宮内地区水道施設整備基本計画書におきまして、整備の方向性を示させていただいているところでございます。

この計画書には、本坂谷と井戸江以外の10施設を二つの施設に統合する案が示されております。計画策定後の平成26年12月に、中山間総合整備事業により、打出、川平の施設を中心としまして6施設を統合する案を営農飲雑用水施設、これは農業用を主に生活用水としても使用できる水道施設としまして事業採択を目指すことにいたしました。しかし、営農飲雑用水はこの事業の中での優先順位が低いため、採択になったとしましても、整備時期が相当遅くなることが予想されるような状況となっております。

そのため、同じく農水省の事業でございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、現在は農山漁村振興交付金と申しますが、これによる整備も検討いたしました。しかし、同交付金は交付要件が変更になっておりまして、定住人口の増加が望めないと要件を満たすことができないというふうになっておりまして、活性化計画の策定自体が非常に難しく、これも断念したところでございます。

このようなことから、早期に抜本的な解決が必要であると考えられる施設につきましては、現在、関係部署で協力し、上水道拡張も含めた別の方法による整備ができないかどうか検討しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今の計画は、これは少し長くなりますが、事業名は第2上益城中央地区中山間地総合整備事業営農飲雑用水施設だと思いましたが、この説明は平成23年に、一応アンケート、それから座談会、25年、26年度は基本計画策定、27年度、事業計画委託、個別説明会、これは27年の1月、各公民館で説明があったと思います。

その後は、地震災害、豪雨災害等があつて、後の計画は私たちはもう聞いておりませんが、先ほど説明がありました事業計画は今後進められるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 中山間総合整備事業の進捗状況はどうなっているのかというお尋ねだと思います。それについてご説明申し上げます。

議員のほうからご質問の中でもありましたとおり、28年の地震、6月の集中豪雨ということで、事業計画の策定及び申請が遅れておりますが、現在、県庁ヒアリング、農政局のヒアリングを経て本年の10月ごろに採択申請を行い、平成31年4月、来年の4月に事業採択をしていただくということで現在準備を進めております。

事業採択につきましては最善を尽くしますが、先ほど環境衛生課長からもありましたが、国の予算措置の状況から、全体を1期で採択を受けるのは難しいというお話を県のほうから伺っております。ということで、最終的には、全体工事費を半分にした上で1期工事、2期工事に分けて申請することも今後検討が必要と。また、他の市町村の事業申請、全国的な事業申請の状況等も踏まえながら検討する必要があるところがございます。

また、ご質問の営農飲雑用水施設整備事業につきましては、これも先ほど環境衛生課長のほうから説明がありましたとおり、中山間総合整備事業における優先順位が低いことがありますので、中山間総合整備事業の中で事業計画を含んだところで申請は行いますが、環境衛生課とともに、町として今後の宮内地区の水道整備については現在も別途方法がないか検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 国の補助事業とか暇が要ると思いますが、昨年、一昨年の豪雨災害のときには、特に小鹿地区は濁り水を飲まなくてはならないということで大変困っておられました。風呂あたりはどうか我慢できるが、しかし余り濁った浴槽には入れないということもあります。あそこは豪雨ばかりでなく、今後、梅雨時とか集中豪雨が時々ありますが、そういったときには、結局あその水は谷側から取水しておりますので、すぐ濁るというような話で、環境衛生課のほうでも何度か、1年に一遍ぐらい補修工事に行っておられると思いますが、特にあそこはひどいようですので、そのあたりはどのように考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えします。

小鹿区の水道施設につきましては、確かに谷川から水を取水しています関係で、濁りが

大雨が降ったときに発生しておりましたが、水源の取水方法を昨年末からずっと行ってきておりまして、先月終わったんですけれども、水源の取水方法を変えましたので、現在は濁りが起こりにくい施設になっていると考えております。まだその後大雨が降っていませんので確認はとれていませんが、地元の人たちも、ここだと濁らないだろうというふうにお話されているところです。

しかし、永久的に抜本的な解決策とはなりませんので、早急に改善できるような計画を立てまして、また地区の方々にはご説明に上がろうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 小鹿の場合は、もう先ほども言いましたが、特に雨が降れば濁るということを念頭に置いてもらいたいと思います。

それから、皆さんもご存じの破魔呑の水というのが今、谷内地区で利用されておりますが、あそこは水量が大分減ってきているということで、また、本坂谷ももう宮内の場合、各行政区で水が足りないという状況が続いております。昨年、一昨年の水害、豪雨災害のときには広瀬地区、環境衛生課長も大分苦勞されたと思いますが、あそこも同じ沢水を取水しておられましたが、環境衛生課が頑張られて、道なき道を給水されたと思います。あのときは崖崩れとか路肩決壊とかで車も上に、部落内まで上げられないという状況でしたので、特に私たちも後で見に行きましたが、もともと取水している水のホースが崖崩れで折れ曲がったりしてもうどうにもならないということで、ほとんど七つの行政区は水に困っております。

今後、この水問題を解決するにはまだまだ期間もかかると思いますが、住民が安心して飲める水、昔と違いまして今は洗濯とか風呂とか結構水を使う量も多くなりましたので、今後そういった点について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員ご指摘の宮内地区の水道問題についてお答え申し上げます。

この問題については、これまでもマニフェストの1項目として宮内地区の水道の完全解決というようなことを申し上げておりました。

先ほどから課長も説明しておりますとおり、当初、26年の5月に策定した整備計画の基本計画書の中では、中山間整備事業を使いながらですね、整備をしていこうという考えでございました。ところが、その制度事業をいろいろ探っていく中で、採択に当たっても非常にその優先順位が非常に後になってしまうということで、そうすると、それだけまた宮内地区の水道整備については遅れてしまうんで、じゃあそれにかわる事業を探そうということで考えたのが先ほどの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、この事業でやろうとしたわけなんです。ところが、これについても最近の制度の内容においては人口増の要件が入ってまいりましたので、となりますと、この事業を使った整備についても非常にこれは難しいということでもあります。

そのような背景の中で、これまでも西原、いろいろ大雨、それから濁りの発生を改善す

るために災害普及事業等をですね、活用しながら、まずはそちらのほうで現段階における諸問題をクリアしようという考えで取り組むことといたしております。

小鹿、それから本坂谷、あと広瀬、打出、川平、そういった各水道施設についても、平成30年度の早い時期に本復旧工事を行うことといたしておりますので、さしずめ当面の心配は解消できるのかと思います。

その上に立って、今後の方策でありますけれども、特に急がれる地域については、上水道の拡張ということで考えていたらどうだろうかと思えますし、それに該当しない分については再度、中山間整備事業に乗けて、時間はかかってもそれで整備をしていくのか、それよりいい制度はないのか、その辺をですね、再度、担当課とも連携を図りながら今、詳しく検討しているような状況でありますので、その点についてはどうかご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 今の説明で大方納得いたしました。宮内の人たちが、水はいっぱいあります、緑川には。私たちが小さいころは、よく緑川の水を泳ぎに行ったときには飲んでおりましたが、今はいろんな問題がありますのでそういうことはできませんが、今後、宮内の住民も町水道同様、安心して飲める水が早く来るようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、宮本修治議員の質問を許します。

4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） 4番、宮本です。質問事項に沿って質問をいたしますので、ちよっと急ぎ足で行きたいと思えますので、よろしく願いいたします。

1点目はですね、去年の12月にも甲佐高校の公営塾についてということで質問をいたしましたけれども、今現在のですね、状況はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） ではですね、公営塾の現在の状況についての質問にお答えいたします。

公営塾につきましては、確かな学力や社会で役立つ力を生徒一人一人の能力に合った個別指導ができるよう、放課後の特別指導ができる公営塾を11月6日に生徒21人でプレオー

ブンし、平成30年1月15日にあゆみ学舎として本オープンをしております。

現在は平日の午後4時から午後9時までの時間で開設しており、生徒は1年生が7人、2年生が7人の計14人が参加しております。講師としましては、11月に採用しました地域おこし協力隊2名に加え、2月に新たに地域おこし協力隊を1名採用し、現在3名の講師で授業等を行っております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 人数は14名ですかね、参加されとるといことで、その公営塾に当たっては、去年の11月からされておるわけではありますけれども、向上が少しでも図られたのかというのをお聞きしたいと思います。学力向上ですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 学力向上についてのご質問にお答えいたします。

詳細なことはですね、学校関係、高校なのではっきりわかりませんが、先ほど答弁しましたとおり、講師3人で授業を行っており、個々に応じた学習を見ています。一人一人のですね、学力に合った授業を行っておりますので、学力は上がっているものだと考えております。

また、学習面でですね、大学進学や公務員試験を意識している生徒もいますので、3年間のトータル指導ができるよう、カリキュラムや授業の充実を図る必要があると思っておりますので、講師にも指導研修を行い、指導力の向上化に取り組んでおります。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 学力向上が図られるといことで大変いいことでありますけれども、現在されているわけでありまして、今後の課題としてはですね、いかなる課題があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今後の課題についての質問にお答えいたします。

課題といたしましては、先ほど答弁いたしましたとおり、21人が14人といことで生徒数を確保をする必要があると思っております。あゆみ学舎にですね、プレオープンでは21人が14人になっておりますので、今後、塾生を増やす取り組みが必要と考えており、夕方、今ですね、しておりますが、夕方の時間で参加が難しいという生徒もいますので、学校が始まる前、朝の時間でですね、塾の開設等も学校と協議を行いながら検討を今しているところでございます。

次に、公営塾の充実とあわせて甲佐高校の受験数の増加にどうつなげていくかというのが課題と考えております。これにつきましては、平成30年度に新たな取り組みとして、地元甲佐中学校とあゆみ学舎との交流などを行うことにより、県内外の甲佐中学校など公営塾の取り組みが甲佐高校の魅力としてのPRができるよう進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 公営塾に関してはですね、最後にこの取り組みについて、さらに人員を増やしてですね、学力向上に努めていただきたいと思います。教育長の判断をちょっとお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校の支援という取り組みで、あゆみ学舎という名前をつけまして、ただいま学校教育課長が答弁したような取り組みをしております。ただ、今後の、一番大きな私たちの望みであります甲佐高校の存続につながる入学者数の増加ということから考えますと、平成30年度の甲佐高校への出願状況を見ますと、昨年をさらに下回っているということで大変危惧をしているところでございます。

ただ一方ですね、昨年度、入学生に一時金を出すなどの取り組みをして志願者が急増した県南の高等学校の今年の状況を見ますと、今年は一気にですね、減少しているというようなことを見ますと、学校の本来の魅力であるべき教育内容の魅力化を図らない限りは継続的な入学者の増にはつながらないというふうに考えております。

今後の支援のあり方といたしましては、その考えに基づきまして、甲佐高校に入学することで充実した教育が保証され、魅力ある進路へつながっていくという学校の教育力の魅力づくりのために町も支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

具体的には、まず、現在行っておりますあゆみ学舎の塾生たちがしっかりと教育の内容に取り組みまして、一人一人が個別のサポートによりまして魅力ある進路を達成する、そういう実績を残していくということが必要だと考えております。そのことによりまして、甲佐高校には公営塾もあって進路保証がなされる学校であるというような、そのような社会的な評価が広がって、それが入学者志望者の持続的な増加につながっていくということを期待して、継続的な支援に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。教育が保証され、魅力ある進路への保証がなされるということで、学校への教育への魅力づくり、また持続的な入学者の増につながるようなですね、町としてのいろいろな公営塾、何ですか、あゆみ学舎ですか、に支援を町側としてもですね、是非とも考えていただきたいと思います、2番目に移りたいと思います。

2番目はですね、甲佐高校の女子野球部についてということで、12月、今まで何回か甲佐高校の魅力化プロジェクトの一環でですね、質問してまいりましたけれども、12月新聞等、その前ですかね、等々にも掲載されておりましたけれども、甲佐高校の野球部開設ですね、をお聞きしたいと思いますけれども……、ちょっと待ってください。

12月にですね、答弁があらわれましたように、その問い合わせですね、県内外から野球部開設に当たっての、は何件ぐらいあったのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 問い合わせ等についてお答えをしたいと思います。

甲佐高校にですね、確認をしましたところ、練習方法や練習場所、また寮の有無などの問い合わせについて約20件ほど問い合わせがあったと聞いております。また、10月に中学生を対象に実施されました体験練習会に、県内外から7人の野球女子が参加されております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） その20件ほどあったということで、7人の方がですね、体験学習をされたということになっておりますけれども、今年ですね、受験者数ですかね、は提出が何人で、何人前期と後期で受けられたのか、ちょっとお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 受験者数についてお答えいたします。

一応、定員から申し上げます。甲佐高校につきましては、普通科と普通科の特別で福祉教養科とビジネス情報科という三つあります。それぞれ定員につきましては40名の120名になっております。

現在言われましたように、甲佐高校は前期特色選抜と後期の一般選抜があり、前期につきましては普通科福祉教室に12人、ビジネス情報科に9人、計の21人が受験しておられます。これにつきましては、全員合格というふうになっていると思います。後期につきましては、普通科7人、普通科福祉教室に3人、ビジネス情報科に4人の計14人が受験しており、合格発表につきましては今週の水曜日、14日に行われることになっております。前期と後期合わせまして、受験数につきましては35人というふうになっております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 120名に対して35人という数値はどう思われますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 大変危惧をする数字だと思っております。

昨年が40名を切って30名台になったかと思えます。今年はさらにそれを下回ったということで、少なくとも一人でも昨年を上回る数字を期待していたところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 120名に対して35人ということでさらにお聞きしたいと思いますけれども、今年4月から野球部開設ということで、いろいろな協議をなされていると思います。学校側の発信で新聞等いろいろな掲載等ありましたけれども、12月にですね、教育長が答弁された中で、子どもたちの自分の夢が実現できる、自己表現ができるという、そういう……、ちょっと待ってください。自己実現できるというそういう学習内容がそこにあるかと思えます。

例えば、ずっと打ち込んでいる部活動あたりで自分の力を試せるかどうか、いろいろな要素があるかと思えますけれども、さまざまな魅力づくり、学校と連携しながら有効な魅力づくり、地域の子どもたち、保護者の方々が行ってみたい学校、やりたい学校になるような魅力をつくっていただけるよう、学校と連携して取り組んでまいりたいという発信をされておりますけれども、返答を。これに関連しては、学校側が野球部開設には発信をされておりますけれども、それあたりは教育長は学校側といろいろな協議をされていると思えますけど、どういう協議をされましたか。お聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校への入学者増につながる学校の魅力づくりについては、いろんな魅力の内容について支援していきたいというふうに思っております。

その中で、昨年、甲佐高校から女子野球部を創部するというお話がありました。これについては甲佐高校側からマスコミ等にも公表をされております。本町といたしましても、甲佐高校への入学者の増につながる、そのような魅力の一助になるかもしれないということで、可能な範囲で支援を行うべく、甲佐高校と打ち合わせを行ってまいりました。

その中で、甲佐高校側から女子野球部の宿舎となる寮への支援の依頼があり、支援に必要な機関とか支援内容について甲佐高校側にその計画や試算の提出を求めてきたところであります。しかしながら、平成30年の甲佐高校への入学者数が先ほど答弁いたしましたように非常に少ないことから、志願者の中で女子野球への入部が見込まれる女子野球の経験者等の概数を確認しておりますけれども、合格発表まではそのことについては甲佐高校からの情報を得られない状況にあります。

したがって、現在のところ、寮運営への町からの具体的な支援の計画が立てられない状況であります。甲佐高校からは、部員の数にかかわらず平成30年度女子野球部の創部は行うということ、それから部員数が少ない場合は、平成30年度に限っては既存の高野連のほうに登録して、女子野球の登録ということではなくて、女子部員として登録をして、平成31年度に向けて女子野球の創部としての登録に取り組んでいきたいというような、そういうお話をいただいているところであります。

甲佐町といたしましては今後、甲佐高校からの依頼を受けまして、女子野球への支援についても可能な範囲で支援を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） いろいろですね、町側としては支援をお願いされたということでもありますけれども、これだけ甲佐高校ですか、と議会便りと新聞、町民の方は結構女子野球ですね、ができると思っておられますけれども、今の答弁内容と町民の裏切った考えですね、少し違うと思えますけれども、ちょっと休憩をとってまともな答弁をお願いしたいと思います。

できるのか、できないのか。それと、これに関しては町側の言い分、学校側の言い分を

お聞きしたいと思います。

休憩をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） いや、休憩とらんでも答弁でくっでしょう。いいですか。
教育長。

○4番（宮本修治君） ちょっとまともに答えてもらわんと長う時間のことかかります。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時54分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐高校の野球部が、果たしてこの4月からできるのかできないのかということでございますけれども、先ほど答弁いたしましたように、女子部として学校のその部活動の名前はつくるということは聞いておりますが、そこに部員がいるのか、そしてチームができるだけの部員数になるのかということについては、学校側から正確な情報は得られておりません。しかしながら、話の節々から、野球のチームの人数であります9名には到底その人数はそろわないだろうということで、チームが成立しないだろうというふうに私どもは考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 今、教育長が答弁されたようにチームが成立しないということでもありますけれども、逆に言わせていただくなれば、学校側からの支援をお願いされたと。行政のほうに。ところが学校側から何の返答もわかりませんと。チームはそろいませんという話になってはいますけれども、もう少し学校の校長先生初め学校の教員の先生あたりがですね、授業計画なり、やっぱりそういう話を込み入った話をされてですね、持ってくるのか筋じゃないかと思えます。

余りにも計画の段階で、します、支援しますとおっしゃられても、なかなか前には進んでないのが現状と思えます。そして、さらにまた来年に向けて創部すると、女子野球をですね。しかし、今現在できんこつを来年できるわけがないんですね、これは。だから支援のしようもないと思えます、町側としては。

しかし、甲佐町としては、町長もマニフェストに掲げられておりますけれども、甲佐高校のですね、存続のためにはあらゆる手を尽くすと。いろいろな国、行政の方、いろいろな甲佐町出身のOBの方、県外におられる方、できればいろいろな募金とかつくってですね、甲佐高校存続のために行こうかという話になっておりますけれども、逆に言わせていただくと、教育長は甲佐高校の校長先生上がりですね、教育の場から来られとるですね。しかし、この人事案件で同意を、今回再任という形で持ってきてありますけれども、大い

に現場におられた方だけに期待をしておりますけれども。今後に向けた、来年に向けた、率直な話、できると思いますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） できるかできないかというのは、その部員が9名そろうかということだろうと思いますけれども、これは学校の管理職、そして部はつくるということですので、恐らく顧問は設置しないと部になりませんから顧問が置かれると思います。その顧問の先生が部員獲得のためにどれだけ奔走してですね、努力されるかということだと思います。

私も前校長としてですね、助言、そしていろいろな支援もしていきたいというふう考えております。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 余り言いたくないんですけども、何らかのですね、そうなる前に手を打ってですよ。普通何やかんやさるっときは、いろいろな何か問題出たら全員協議会とか何とかさるっじゃないですか。なぜこういう学校の教育の場だけ説明がない。できないとわかっつとに何でされんのかという疑問もあります。

しかしながら、教育長はまた教育長で、教育長のカラーを出していただき、積極的に教員さんあたりとですね、中で煮詰まった話をしていただき、いろんな計画、事業計画あたりを出していただき、町の支援側に回っていただきたいと思います。

じゃないと、話だけですね、頓挫になってですよ、皆さん、まだ町民の方は、甲佐は今年から野球部ができると思っていらっしゃるですよ。しかし、一人でも二人でもおったら野球部かもしれん。しかし、プレーにはかなりの支障が出ると思います。できんわけですからですね。でも、もう少し先生あたりとですね、寮あたりも町に支援をお願いされて寮あたりをつくった場合ですよ、館長が決まらんのであれば先生が寝泊まりしてでもですね、子どもたちのためにするべき事案じゃなかろうかと思います。

それに伴って町長にお伺いしますけれども、この件に関してはいろいろな、町長あたりはですね、話をされていると思います。いろいろなところに行っただけでですね、甲佐高校の野球部が開設と、創部になるということとされていると思いますけれども、この状況を把握されてどうのお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 私の政策目標の一つの中に、この甲佐高校の存続に向けた特色ある学校づくりを支援していくというようなことを述べております。今回その一つとして、町としては公営塾を設置して魅力ある学校づくりの一つに寄与するという、それからもう1点、これは学校側からの発案で上がってきたのが、議員今まで述べておられる女子野球部の設置についてであります。

当初この話が持ち上がったときに、もともと甲佐高校は女学校からスタートしておりますし、非常にインパクトのあるクラブ活動になるんじゃないかなという思いはありました、確かに。ただ、これを運営していくには非常に綿密な計画も必要でありましょうし、人数

によってはなかなか頓挫しかねない問題でもあるのかなという認識を持っておりました。

それと、これをうまくやっていくためには、これは学校側はもちろんですけれども、その部活動の保護者、それからOB会であります緑友会、それに現在の生徒さんの保護者がやっておられるそういう育友会、それに町、そういったところがですね、やはり連携してやっついていかないとなかなか成就しない問題じゃないかなというふうには認識をしております。

2年後には甲佐高校も100周年を迎えますし、学校側として今後どうされるのか、この問題についてはさらなる研究、それから当然経費もかかってまいりますので、その辺の事業計画ないし経営計画あたりについても、もう少しこれは検討されるべきではないかなと思っております。そういった計画が妥当というようなことになりましたら当然、これは町としても私の政策の一つでもありますし、できる限りの支援をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮本議員。

○4番（宮本修治君） 行政側としてはですね、我々としては甲佐高校存続のためにいろいろなあらゆる支援をしていきたいと思いますという話をしているだけであって、逆に4月から開設しますという、創部しますということで、余りにも早過ぎた計画になっておりますので、逆にいうと、行政側の責任は少々かな、はないと思えますけれども、やっぱりその支援策としては考えていくべきがあったんじゃないかなと思います。

余りにも学校側からの発信が早過ぎて、もうできますということになっておりますので、いろいろなことをですね、踏まえて、教育長、町長あたりもですね、今後ともですね、甲佐高校の魅力化づくりということで。若者がですね、一人でも残ってですね、甲佐町の世代交代ということで定住していただくような支援をして、みんなで協力してですね、盛り上げればという考えでおりますので、どうか今後ともですね、よろしく願いいたします私に一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午後は1時から始めたいと思います。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、本田新議員の質問を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） それでは、一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願い

いたします。

まず最初にですね。県道御船甲佐線の路線の変更・改良ということで、田口橋のことで質問をさせていただきたいと思っております。地元ではいつあれが完成するのかということで、非常に問題というか、うわさの種というか、話の種になっておりますが、そのことについて、いつごろ完成するのかということと、それと県道との接続について、県の考えあたりがもうまとまっているんじゃないかと思っておりますので、そこら付近をお教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

まず、田口橋の復旧の状況と今後の計画、また、県道との接続についてはどのようなになっているかということですのでけれども、まず、田口橋の災害復旧の概要についてご説明したいと思います。

今回の災害復旧では、まず下部工の橋台については基礎ぐいを打って再構築による新設を行います。橋脚については断面補修、補強を行います。上部工については橋桁の連続化を行い、耐震性の向上、軽量化をすることで、橋梁幅員を4.5メートルから7メートルに拡幅されますので、安全性、利便性の向上が図られていくと思われれます。

復旧の現在の状況ということでは、橋台の工事については二度の入札の不調がありましたが、工事の発注が若干おくれたところがありましたが、現在は橋台の基礎ぐい設置が急ピッチで行われております。橋脚の補修・補強についての工事については、現在完了をしております。上部工の橋桁については、工場での製作を発注してあります。また、既設の上部工の撤去の発注も済んでおり、復旧工事は順調に進んでいると思われれます。

上部工の工事については、出水期の5月から11月にも工事が行われる予定で、効率的に事業が進められていくものと思っております。その後の工事といたしましては、橋面の舗装工事、照明工事、接続道路の白旗川の拡幅工事が行われる予定でございます。完成については、従来の目標のとおり平成30年度末、31年3月の完成を目標に引き続き努力をしていくという県のご回答でございました。

県道との接続の県の考え方はということですのでけれども、県道御船甲佐線田口橋の右岸側ですね、白旗側の県道嘉島甲佐線との接続については、町としても小川御船間道路整備促進期成会の要望の中でも、田口橋との接続は平面交差での改良を要望しているところがございます。県の考えは、接続道路につきましては、今回の災害復旧工事とは別に社会資本整備総合交付金事業を活用して田口橋との平面交差に取り組んでいかれることの考えを持っておられます。

平成30年度には交付金の申請を考えられておりますので、町としても交差点改良における用地の問題など課題を共有し、問題解決をして問題がないように協議を重ね、協力をしていきたいと思っております。

現在行われております田口橋の災害復旧の工事の中では、先ほど申しましたけれども、事業完了と同時に田口橋の供用を開始することから、災害復旧工事では、白旗川の道路は

現道の拡幅をして大型車両などの通行を可能にしていくこととしておられます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。田口橋の工事につきましては、最初の説明があったとおり30年度中の完成を目指しているということ、それと県道の接続ですけれども、それについては当面は幅員を広げてやっていくということでございます。

これは私ももう前から本当にこう、以前にもこの質問をして何度も申しました。もうこれはですね、現行の道路の線形ですね、田口橋から上からこうおりてきて、右下の県道に接続するという。これは非常に危険というかですね、私もあそこにはよく、よくというかあそこは家のそばですので、乙女のほうから来る方の車はなかなかとまらないんですね。一旦停止なんですけど、あそこは。本人は一旦停止をしたつもりでも、やっぱり坂ということでなかなかとまらない非常に危険な道路。線形をしていると私は思っておりますし、これを何とか変えていただきたい。これはもう50年、100年、あの地域の私は課題ではないかなというふうに思っております。

ですのですよね、線形についてはですね、もう町を上げて最初の平面交差ですね、これに向けて努力をしていただきたいことを念を押したいと思えます。是非、その点、町長、県のほうとの協議をよろしくお願いしたいと思えますが、答弁を願いたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、建設課長から話がありましたとおりですね、災害復旧工事等に関連して速やかに供用開始をしなくちゃならないということで、暫定的というか当面は今の線形を利用しながらということになるかもしれませんけれども、それとあわせたところで今後の取り付けについての協議を県のほうからも町の考え方等も打診をされておりますので、その際も町としては平面交差を是非お願いしたいということで申し上げてあります。

ただ、縦断の勾配はこれ、かなり手前の両方から上げてこなくちゃなりませんので、そうしたときの影響がどの辺まで発生するのか、その辺についてはちょっと若干見きわめなくちゃならない。また、用地買収も伴う可能性もありますので、そうなった場合にも町としては用地交渉等に全面的に協力をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 何とぞですね、もうその田口橋から県道を通って、接続ですね、この線形についてはですね、何とぞ平面交差をしてもらいたいということを願っております。

続きまして、先ほどの小川御船線ですか、県の協議会ですけれども、これを見ますと私の記憶によれば、町は県道山出線のこの町道を県道へというふうな変更をですね、要望されているというふうにしておりますけれども、ここです、これを地元のほうですと、地元のほうのその区長あたりの意見ではですね、今の現道の御船甲佐線、村

の中を走っとるんですけど、これの改良をね、是非やった上で県道へと、すげ替えというんですか、それをやってみてはもらえないだろうかというような声がありますので、それを是非、ここで紹介したいと思いますが、どうでしょうか、その点の県道御船甲佐線とのすげ替えについてはどのように考えておられますか。町の考えをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、町道山出県道線と県道御船甲佐線のつけかえについてお答えしたいと思います。

現在の県道御船甲佐線は集落内を通る道路で幅員が狭く、車の離合も困難な状況であります。御船方面への車両も多いため、これも小川御船間道路整備期成会のほうで、同路線の田口橋の拡幅と御船町滝川地内の未改良区間の整備促進のため、県道と町道山出県道線のつけかえの要望をしてきた経緯がございます。

現在は、田口橋が被災し、復旧工事のため長期にわたり通行止めであるため、交通の形態も変わっていますが、つけかえについては、田口橋が供用され、交通形態も確認したところで再度県と協議をしていく必要があると思います。

また、つけかえを行う際には、県道御船甲佐線の集落内の道路ですね、集落内の道路にはまだまだ整備が必要な箇所がありますので、整備を受けた後に移管を受けるように協議を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 私のこれは思いなんですけれども、あちらのほうの道路事情でいきますと、御船インターから今度できました城南のスマートインターチェンジですね、これをつなぐ県道が御船甲佐、宇土甲佐、今吉野甲佐か。この3本の県道でつながっているということで、車の何ですか、GPSか何か、車のあそこに行きたいという、こういうの、あれ、何と言ったかな。

（「カーナビ」と呼ぶ者あり）

カーナビ。すいません、ちょっと最近本当に言葉がなかなか的確な言葉が出にくくなって、私も何かあれかなと思って心配しているんですけれども。そのカーナビなんかで見た場合ですよ、やはり県道をね、私はすげかえたほうがね、県道山出線をやったほうが道路の幅も広いし、あれが今後の甲佐町の発展に寄与するんじゃないかなという思いがあるんですよ。

というのはやっぱり、県道で大きな県道に沿ってあったほうがやっぱり土地の開発も進むだろうし、農振という問題もあるかもしれませんが、カーナビで見た場合、御船インターチェンジからですね、城南へと、スマートインターチェンジで広い道がつながるというのは、そういったところに進出しようという企業だとか、住宅なんかもいいんじゃないかなというふうに思って、私は県道のすげかえはね、あったほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますけれども。

それはそれとして、次の質問ですけれども、次ですね、私はメロディ橋までの改良計

画と路線の変更ということで今の質問はちょっとやっているんですけども、県道山出線からメロディ橋への御船甲佐線の改良計画については今、どのようになっているのか。その点をお教え願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 県道御船甲佐線の御船町滝川地内の改良計画についてご説明申し上げます。

こちらの道路もですね、小川御船間道路整備促進期成会の中で改良の要望を御船町とともに行っております。同路線の田口橋が拡幅されることや町道山出県道線の全線開通に伴い、この区間の改良は非常に望まれております。この区間につきましては、熊本地震後、田口橋の災害復旧が決定した後、平成29年度から事業に着手され、ルート決定と実施設計が行われております。

昨年、地元説明会も開かれ、ルートにつきましては株式会社三原精機の裏を通り、芝原集落へおりの甲佐町の町道であります。その接続付近にバイパス案として計画をされています。そこから先は現道を拡幅されるということで、今回の改良計画は山出先から御船音楽短期大学へ行く町道の交差点の先までの約560メートルの計画であります。

今後の計画としましては、来年度、平成30年度になりまして用地の取得に早速県のほうも入られるということ聞いております。その後、用地取得ができたならば、工事についても計画的に進めていくということ聞いております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） そのように課長の答弁にあったとおり、事がこう、計画がどんどん進んでいくことをですね、大変喜ばしく思っております。これでですね、あその路線がですね、安心して大型車両等もですね、大きく離合できるようなことになればですね、今後のためにですね、非常に地元の住民にとってもですね、大変ありがたいことだと思っております。

次の質問ですけども、ここまでも結構ですけども、せっかく建設課長が来ておりますので、続けて建設課長との中で、3番目ですね、ちょっと順番ずらして申しわけありませんが、糸田堰の土地改良区用の排水路の整備についてということで質問をさせていただきたいと思っております。ちょっと順序が違って申しわけありませんが、その質問をさせていただきたいと思っております。

これはですね、私、土地改良区の理事長との話の中で出たことでありますので、話の中のことを質問に上げております。理事長の話の中で、この芝原地区のですね、液状化工事対策事業の中で排水を流すに当たって土地改良区はこの同意を求められたところで、御船地区のほうから反対意見が出ているというような理事長のお話で、それがあったので、それを解決するには排水路の整備だとかそんなのが必要じゃないのかなというような話を土地改良区の理事長がされましたので、ちょっとこの点についてですね、町のほうはどういうことになっているのかちょっと聞こうと思ひまして、この質問を取り上げてみました。

芝原団地の液状化の事業についての排水を土地改良区のあるところに流すということについて、同意はとれているのかとれていないのか、御船地区との協議はどうなっているのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 芝原地区の液状化対策工事では、地下水の排水を既設の水路、糸田堰土地改良区が管理されています排水路に流すことにしております。排水路については、昨年12月に糸田堰土地改良区に出向き、御船地区の関係者、陣、増見鶴、万ヶ瀬、秋只、それぞれの区長さんも参加され、事業説明会を行っております。その中で意見も出ましたけれども、糸田堰土地改良区からの排水同意をいただいております。また、御船町にも事業の説明を行い、施工に対する同意書もいただいております。

排水路を整備する必要はないかということにつきましては、排出をする御船地内の水路を調査しましたところ、水路の断面、構造的にも問題はないものと思っております。地下水を排出するポンプの稼働についても、雨が降り続けているときや大雨のときは地下水の排出はせず、雨がやんだ後、地下水が増加しないことを確認して地下水の排出をしますので、既設の水路から溢水するようなことがないような運用をしたいと考えております。

また、御船町へ説明を行った際にも、今回の事業で水路の整備が必要という話はありませんし、甲佐町で整備をするようなことは考えておりませんが、問題が生じた場合には御船町や土地改良区とも協議をして対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。同意はとれているということですが、反対意見は反対意見としてあったというように私も聞いております。それはあっておりますけれども、運用するに当たって問題が生じたときの場合、仮定の話ということでもありますけれども、ちょっと質問させていただきたいのは、そうなった場合ですよ、よく昨年来、問題になっています甲佐町の予算、甲佐町の財源で、この場合だったら御船町の排水路を整備するとか、そのインフラを整備するというようなことについては、その点についてはどのような考えを持っておられますでしょうか。

昨年来、乙女橋だったかな、道路の問題でも、甲佐町の予算で御船町に道路をつくりませんかという話もちょっとあったみたいだけれども、私はどちらかというと、町の利益ということをまず優先的に考えていくべきじゃないかなというふうに私は思っているんですけれども、町はどのように考えておられるのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 乙女橋御船線ですかね、松ヶ崎妙見谷線の延長支線的な改良工事の計画の中で、これまでも質問いただいたときがありました。基本的にはそのときの考えとは変わっておりません。今、議員おっしゃったとおり、町にとっての将来的な利益等を考えたときに、必要とあらばそういう手だても必要な場合も私はあり得ると思っております。

ます。

ただし、現在、今、御船町のほうで災害復興計画の中にあの路線についての重要性を認識していただいて、これが今まだ計画、構想の段階であろうかとは思いますが、そういうふうな思いをですね、御船町のほうでも認識していただいている状況でありますので、しばらくはその辺の動向を、推移を見守っていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 町と町の間には町境というのが存在しておりますけれども、人とか物の流れというかな、物流、人の交流だとかいうのにはそんな境はありませんし、私は甲佐町の予算だから、御船町だからどうだからというそういったことで線引きというかな、そういったことはしないほうがいいと思いますし、また、町長の今の答弁を聞くそうですね、私は大いにやってほしいなというふうに考えております。

そこで、私は御船町との町境のことでもう一つ、私が積年問題にして幾つか挙げたことに、山出川の浚渫だとかですね。これは御船町と甲佐町と山出川で町境になっております。また、ちょっと上白旗のほうに行けば中洲川ですか、これが町境になっております。こういったところの浚渫なんかをする場合ですね、これまでは何か両町の意見が合わなければなかなかしないとか、できませんとかいうような答弁も幾つかいただいておったようなことも思いますが、この点にですね、町境という問題についてはこれから先も私は出てくると思うんですけれども、それについて町はどのように今後やっていこうと考えておられますか。また、どのようにこれまで考えてこられたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまのご質問の御船町と隣接する河川、山出川、中洲川についてはですね、議員がおっしゃられましたこの2カ所につきましては、御船町との間で管理協定書もしくは覚書を結んでおります。

中洲川につきましては、御船町の中原団地ができたときにですね、排水が甲佐町に流れ込むため、妙見谷川が合流する地点、美建工業さん裏あたりから糸田堰の松ヶ崎の排水門までの土砂の浚渫を御船町が必要に応じて行う協定を結んでおります。

そして、山出川につきましては、御船地内の砂防堰堤から甲佐町にあります土砂だめ施設までの上流半分の間を御船町で管理すること、下流半分の間を甲佐町で管理するよう覚書を結んでおります。また、土砂をためる施設については、砂防でつくった関係上、熊本県において浚渫をお願いしているところがございます。その他の案件で、隣接する御船町とは、お互いに協議をしながらですね、そういった対応をしていくことにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） お互いで協議して行うということでございます。と聞くと、ああとと思うんですけども、私からの考えというか私の意見を言わせていただくなれば、山出川に関して言うならばですね、御船側は山出川に浚渫とかそんな必要としていません。これは甲佐町側が必要としているんですね。あそこに家もあるし、災害の温床にもつながる。また、あの山出川の水を田んぼの用水として甲佐では使うけど、御船の地だとあんまり使わないということで、甲佐のほうが必要になってくるんですね。あと、御船町はそんなに必要とされないから、なかなか工事が進まないというのがこれまでのことだったんですけども、こういった御船町の協議の中で対応していくならば、大いに協議をしていただきたい。今後はそんなふうに今の答弁を信じてですね、うまくいくことをですね、願っております。

そこで、ちょっと町長に町と町との関係でありますけれども、今、本町の場合は美里町と御船町、それと熊本市ですかね、この3町につながっているんでしょうかね。山都も一部ありましたかね。まあ、そういったのはいいんですけども、私の思いは、特に美里町と御船町につながっておりますので、是非とも町長、この美里、御船の両町長はまだですね、1期と2期と若い40代の町長でありますし、町長からすればですね、この両町長とですね、仲よくしていただいておりますよ、この3町がですね、共存共栄するような、そういった町長会あたりですね、仲のいい町長会をつくっていただいておりますね、これらの問題とかですね、いろいろな町を越えた問題とかそういったことをですね、大いに協議されてですね、甲佐町にとって利益につながるような、そういった3町間であってほしいなと私は思っているんですけども、その辺町長はどのようにお考えを持っておられるんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、おっしゃった御船町、それから美里の町長、若い世代の方が就任をされておりますので、以前からお二人については個人的にも交流がありましたので、非常に人間性も熟知お互いに行っているんじゃないかなというような思いがあります。

今、いろいろな広域の交流等もあっておりますし、それと今現在、ご存じのとおり火葬場の件については、美里町とのいろいろな協議の中でできた案件でもあります。それと、衛生組合の新しくごみ焼却場等の計画も持ち合わせておりますけれども、そういったいろいろな広域的な問題については、これは甲佐町だけじゃなくて近隣の町との考え方の整合性をですね、とりながら、ともに進んでいくことが大事と思っております。

それと、いつも私が申しておるのが上益城郡内の均衡ある発展という言葉も使わせていただいておりますし、そういう感覚の中ですね、ともに発展していくような、そういういい関係をつくり出していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 町長も若かったですね。町長もまだ40代だったですかね。大いに3期目の、もうすぐ4期目かな、3期目ですか。わからなくなりましたが、頑張って今後ともやっていただきたいというふうに思います。

そこで、もう一つお尋ねするのは、御船町と甲佐町の中で用水路が切断というか、途切れているところがあります。先ほどの午前中の質問の中でも芝原団地のところだったですかね、あそこで途切れていることが、先ほどの土地改良区の理事長さんの話の中でですね、是非つなげてほしいなということでありました。

というのも、その下流域は水が足りませんので、あの下流域でですね、土地改良区はポンプアップをして水を上げているということで、途中で用水を排水に捨てるっていうんですかね、流しているというか、そういう状況の中で、現状はそうなんですけど、そういった中で御船町の境界の用水路の切断している現状をですね、何とか改善できないかなという土地改良区の要望が私に寄せられました。議会でちょっとその辺の話をしてみましょうということで、今この質問をしておりますが、接続してほしいというこの土地改良区の理事長の願いをどのように町はお受けしておられるのか、その点をお聞きしたいと持っています。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいまご指摘の場所は、芝原団地の住宅団地として分譲してあります端、団地内道路の終点付近の用水路のことだろうというふうに思います。

現地の確認をしておりますが、確かに議員ご指摘のとおり、甲佐町側は用水路が行きどまりの用水炉ということになっております。また、先ほど議員のほうからありましたとおり、その用水路、余った分は排水路に接続しておりますので、排水路のほうに流している。

甲佐町内の水田の営農については現状でも特に問題はないというふうに考えておりますが、御船地内で水が足りないとか、また、土地改良としてもどうしてもそこは字図を見ますとどうも昔、用水路がつながっていたような字図というふうになっておりますので、そこを復旧して御船地内の用水路の用水の確保をしたいということであれば、御船町、糸田堰土地改良区、それと甲佐町で協議して対応する必要があるのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 甲佐のほうはですね、もともとあるからそれを町が潰したわけじゃないんですけども、あるから何とかなるでしょうけど、この問題は土地改良区が御船町に行って、御船町の地権者の方と相談されて排水路をつくられるというのが本筋だろうと思います。いつでもそういった理事長のお考えがですね、そういったふうに願っておられますのですね、御船町ができた場合は甲佐町のほうもですね、速やかにそれに対応、呼応していただきたいというふうに願いたいと思います。

では、この質問は終わりたいと思います。

続きまして、農業の問題です。ここは今までとちょっと違ったような感じで行きたいと思いますが、今年から減反政策が変わります。これは私もどう変わるかということ質問にしましたけれども、部落座談会等でこういったパンフレットが配られて、見ますと、生産目標配分は廃止されます。また、交付金7,500円は廃止されます。それでも県、町の再

生協議会やそういった県などの作付の目安を示されておるということで、そんなには抜本的な変更はないというふうに、部落座談会の中ではそういった話がありますが、そのほかに何か減反政策の変更ということについて、私の今、言った中で違っている点とか足りない点があったら、どうぞ課長の方からつけ加えてください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ただいまの本田議員のご質問の中でありましたとおり、大きく変わりますものにつきましては、米の生産数量の目標については、これまでである程度強制力のある配分だったものが30年産からは目安を示すということになります。また、水稲の作付10アール当たり7,500円の交付金でしたが、これは29年度をもって終了と。30年からはないというようなことでございます。ご質問のとおりでございます。

その中で、30年産米の水稲の想定でございますが、本町の場合、30年産米につきましては410.3ヘクタールを想定をいたしております。想定をいたしております、県から目安として通知がされたのが411ということで、大体町が思っているのに少し加えたぐらいの水稲の作付目標ということですので、大体想定どおりと。また、転作率についても、昨年から1ポイント程度、目安を示しますのは米の作付面積ですが、反対に解しますと転作になります、転作については29年度と比べますと1ポイントほど上がった数字で割り当てというようなことでございます。

直接町が関係しております農業政策については、ただいまの2点が大きなところでございますが、農業共済制度についても変更が予定されております。農業共済制度につきましては、来年、31年産以降ということになりますが、水稲共済につきましては現在3反以上、30アール以上作付をされます方は全員加入ということになっておりますが、31年産米からは任意共済のほうに移行ということで、加入する、しないは個人の選択ということになります。

また、農業共済組合が窓口となります、昨年から話題に上がっておりましたが、収入保険制度については、来年、平成31年の1月からが責任期間の開始ということで、農業共済関係につきまして大きく二つ変更点があるというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） だから、転作の米の作付面積というのは町の想定範囲内におさまるということでよろしいですかね。

○農政課長（岡本幹春君） はい。

○11番（本田 新君） まあ、その範囲内でおさまると思います。ということで、町はそのように考えておるといふようなことだろうと思います。その一つの原因は、やっぱり何て言うかな、それは転作奨励金が従来どおり施されるということだろうと私は思っております。今年の再生協議会のあれを見ますと、28年度は2億7,000万、29年度は、国からの転作奨励金ですけれども2億9,900万、ほぼ3億円というような交付金が甲佐町の各農家へ流れるというようなことで、年々増えておるといふようなことであっております。こ

れも一つ、これまでの町の施策の中にあった法人化や農業委員会他の指導とか、そういったのと相まって、いろいろな作付がですね、多く増えている。特に大豆の作付が増えたり、畑作も増えているというようなことで、昨年よりも3,000万ぐらい増えておるといようなことで、大変喜ばしいことかと思っております。

そこで、転作作物の転作のですね、奨励金のことで、私、幾つかちょっと気になる点があるので質問させていただきたいと思っておりますけれども、転作奨励金は増えてはおりますけれども、その中で産地交付金というのがあります。これは町の裁量で交付されます。これが28年度では7,400万。これが29年度の実績では6,600万。7、800百万程度の減収と、少なくなっております。

この制度についてはちょっと今、質問してもあれですけども、それだけほかの地域との兼ね合いで甲佐町のが少なくなっているというふうなことだろうと思っておりますけれども、これがまた29年度には6,600万でありました。ところが、30年度は当面は5,200万程度の、だから、そうしますとまたさらに1,300万かな、400万か、ぐらいのところ当初計画をされております。ということで、この産地交付金のですね、あり方について今後はちょっと考えるべきときが来ているんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、私はほかの町はどうなっているのかということで、ちょっと課長に聞いてみました。嘉島町と御船町と両町の状況をですね、聞きましたら、嘉島町はもう大豆と麦、この産地交付金をほとんどここに流すというようなことで考えておられますし、御船町は甲佐町と同じような感じで、今回、産地交付金の使い道、作物ごとの価格設定をされております。その中でちょっと我が町と違うということについて言わせていただくと、御船町では野菜や花卉、果樹あたりは同じ金額になっているんです。甲佐町はちょっと違って、花卉、花木はちょっと多いというような価格設定になっております。また、大豆や麦あたりが大幅に少なくなるような価格設定をされております。この点については、これはもう本当に事務局案がそのまま従来ずっとそのとおりになっております。

この価格設定についてはどのような考え、方針でこれまでどおりやってこられたのか、その点をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 産地交付金の交付単価につきましては、再生協議会の中でも本田議員ご出席いただきまして問題提起をいただいたところです。

単価設定につきましては、議員からお話がありましたとおりに事務局で案を作成し、再生協議会の総会の中で審議をしていただくということで、本年産、30年の交付金については先日の再生協の中で承認をいただいたところです。

ただ、単価設定につきましては問題提起をいただいておりますし、そのときも検討しますということで答弁をしていたかと思っております。会議が終わりました後、町長のほうから指示もありましたが、来年度の31年度の単価設定につきましては、各団体の代表者と再生協の中で一からたたくというのは非常に難しゅうございますので、生産組織であったり、各作物の主要生産者の方、代表者の方にお集まりいただいた上で、一度、単価設定につい

て検討した上で、再生協のほうに案として提出するならばということで考えているところで
す。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 法人代表だとかそれぞれの作物の代表者の方が集まって折り入
ってですね、価格設定を協議しようと、大いに結構なことでございます。単純に考えれば
ですね、それぞれの作物の方々が自分のがと思うので、なかなか事務局案は難しいものにな
ろうかと思えますけれども、それでもね、それでもそういった案をですね、十分聞いた
上でですね、案を出していただくことが私は大事だと思いますので、その考え大変結構な
ことだと思いますので、これまでどおりやっていただきたいというふうに願います。私も
今の課長の答弁を聞きまして、また、町長の考えを聞きまして安心をいたしました。

続きまして、適地適作かということで質問をさせていただきたいと思えます。

これは28年度、29年度の2カ年でやってきておられますので、これまでどういったこと
をやってこられたのか、そしてそれから今後の展開について聞きたいと思えますけれども、
これまでやってこられたことについて、まず簡単に答弁を願いたいと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 適地適作事業のこれまでの取り組みということでご質問で
ございます。

まず、平成28年度におきましては16筆の圃場について土壌調査を行っております。この
土壌調査につきましては、土壌成分と微生物の状況について調査を行っております。この
16筆の圃場につきましては、ニラ、スイートコーン、栗、ニンニク、水稻の作付をされて
いる圃場について調査を行っているところです。

土壌の状態としては、甲佐町の土壌については微生物も活発であり、有害な成分等も検
出されないと。ソフィックスというところに鑑定をお願いしましたが、ソフィックスがこ
れまでされた土壌の中でもかなり優良な農地であるというようなお話を伺っているところ
です。

本年度におきましては、6月にニラ生産者の方にご協力をいただき、甲佐町の誘致企業
でもありますコーラルインターナショナルのサンゴ肥料を使った展示圃場ということで行っ
ております。先月、このサンゴ肥料を使っております展示圃場について、昨年、土壌調査を
行っております圃場でサンゴ肥料を使っていたいただいた展示圃場について、その圃場の生産者
の方にご協力いただき、使った後の土壌調査ということで現在判定に出しているところで
す。

また、本年はスイートコーン生産者の方にご協力いただき、本年スイートコーンを植え
つけ予定、まだサンゴ肥料を使われておられない圃場ですね、来年度、展示圃場として実
施を協力をお願いしたいというふうに思っておりますので、その前段として現在、現状で
どういう状況なのかということで、ニラ等で使われた圃場、また、本年スイートコーン作
付予定をされておられますまだ使っていない圃場の土壌調査について現在、鑑定に出して

いるところです。この結果につきましては、申しわけありませんが議会終了後になります。16日ごろに鑑定結果が届くという予定になっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 今のところその分析の結果待ちということでありまして、さあ、これからどうするかというようなことでありまして、コーラルの方にお話を聞いてまいりました。コーラルの方によればですね、今の鹿本町か菊池市だったかちょっと私もわかりませんが、その成功事例として米づくり、稲作のところが新聞だとかテレビだとかに紹介されて、非常にいい成績を出しておられているというようなことあります。また、コーラルの方に話を聞けば、3年をめどにですね、このサンゴの肥料を使うことによって、期待される成果が出てくるというようなことも言っておられました。

そういうことを鑑みた上でですね、我が町の、来年度以降ですね、これをどういったふうに展開されていくのか、その取り組みについてお聞きをしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 今後の取り組みについてということでお答えさせていただきます。

まず、サンゴ肥料につきまして、サンゴ肥料の考え方ですが、サンゴ肥料につきましては、土壌中の微生物を活性化する働きがあり、生産物についてもサンゴ肥料を使用した圃場と使用していない圃場で成分の比較を行う必要があるだろうというふうに考えております。

ただ、コーラルインターナショナルさんが言われるとおり、1回使ったから作物に即効性がある効果が出るというものではないというふうに考えております。また、JA上益城さんがこれまで取り扱いを行っておられませんでした、サンゴ肥料についても取り扱いを始められております。コーラルインターナショナルにも営農指導をされる方がおられますが、JAと連携した営農指導、また、販売戦略の検討を行いたい。また、3年目をめどに、生産物についても使った生産物と使っていない生産物の成分比較等も実施を行いたいというふうに考えておりますので、来年度当初予算まだ審議前ですが、当初予算におきましても、この事業については継続して実施させていただくよう予算措置のお願いはしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 予算措置をお願いしておりますということはまだ予算化されていないんですか、どうなんですか、それは。もうちょっと答弁をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） すいません、当初予算で予算の中に入っておりますということです。すいません。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） すいません、私も予算書を見てね、中にあれ、ないなど思ったもんだからちょっと心配になったものだから質問させてもらいました。

先ほど言いましたとおりですね、コーラルのほうは自信を持っておられました。稲作のほうでもね、かなりいい成績が出て、いわゆる販売する売りっていうんですかね、いわゆる売りって言い方が変でしょうけれども、セールスポイントにサンゴというのをしておられます。産地化とかですね、ブランド化とかいろいろ言いますけれども、そこで何て言うんですかね、特別な栽培をやっていますとか、何を使っています、これは非常に効果があるような宣伝文句につながるようなことであろうかと思えます。

そこで町長にお聞きしたいんですけれども、コーラルが今度企業誘致してやってこられました。ここはサンゴをやられます。ここ1年とか数年かはわかりませんが、企業誘致だからそんなに税収も入ってこないのかもしれないかもしれませんが、その後はどれぐらいの税収が入ってくるのかと私が言われてきて、情報源は明かせませんが、まあ数百万ぐらい入ってくるんじゃないかなというような情報を得ております。これはコーラルからですね。

大いにここで、このコーラルのですね、この税収を使ってですね、我が町のこの農地にですね、このコーラルのこのサンゴをですね、大いに活用して、我が甲佐町の農業の売りに、セールスポイントにするならばというふうなこともちょっと考えたらどうなのかというふうに思いがあります。

どうでしょうか。町の農産物のこのサンゴというのを全面に押し出してですね、ブランド化、産地化とか、他の地域とのですね、産地間競争に対する優位性を保つというか、そういう点でですね、このコーラルを大いに利用したらどうなのかということについて、町長のお考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほど農政課長のほうからも答弁申し上げたとおりですね、今、展示圃の中でこの化石サンゴを使った肥料を使ったようなことでどう変わってくるのかというような実証検査もですね、やるということであります。

ご指摘のとおり、産地間競争に生き残っていくためにも、またサンゴという非常にネーミング等もいいかと思えますので、これをうたい文句としてやるということについてはですね、何ら私も異議はないわけですが、是非、議員のほうからもいろいろなご提案等がございましたら、是非ご提言いただけたらというふうに思います。

せっかくの誘致企業であり、進出企業でありますので、町としても全面的にタイアップして、いろいろな町の活性化にもつなげていきたいということには変わりはありません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 町の売りにというか、セールスポイントにするならばと思えますけれども、なかなかこれがですね、難しい点の一つあるというのは、私もニラをやって

おりますし、JAのニラの部会長もやっておりますけれども、ここでこうやりますと、甲佐町でいいニラをつくってもJA上益城のニラということで、今のところJAを通してほとんどのニラが販売をされております。これは言ってみますと、益城もそうだし、山都町もおりますし、御船町、嘉島町もニラ農家があって、なかなか難しいですね。

売るといふところの点になってきますと、農協を通すとなると、上益城のニラということで、全体として甲佐町の売りがぼやけてしまうということで、非常に悩ましい点があります。しかし、それでも甲佐町ですね、この地域をですね、コーラルを使って、サンゴというのをやってですね、するならばですね、何とかできないかなというふうなことがありますので、我々農家のほうもですね、農協離れをするというようなことではなくてですね、農協は農協もですし、個別は個別で販売をというようなことも考えられますので、そちらのほうもですね、大いにやっていきたいと思っておりますので、是非ともですね、甲佐町のニラとして販売できるようなことになればですね、いいなというふうに願っております。

そういったことについてはですね、また、今後ともですね、町のほうと連携をとってですね、甲佐のニラ農とか甲佐のスイートコーン、甲佐の米とかですね、甲佐町の農産物、甲佐町の花、いろいろあるかと思っておりますけれども、そういったことをですね、甲佐産のニラ、甲佐産のスイートコーンとかいろいろあるかと思っておりますけど、そういったものをですね、どんどんやっていけたらいいなというふうに思っております。

これについては終わりますけれども、先ほどちょっと言い忘れたんですけれども、いいんでしょうかね。いいです。では、これについて終わりたいと思っております。なかなかちょっと私もありましたので。

最後に障がい者福祉のことについて質問をさせていただきたいと思っております。

これについて、私は質問通告書の中では本町の障がい者福祉は充実しているのか。他町との状況に見劣りはしないのかということでありましてけれども、議会の初日にですね、障がい者計画が示されましたので、なるほど、しっかりやっておられるなという思いで今、見ておりますが、それでもやっぱり担当課長のほうに質問したいのは、やはり障がい者の団体だとかそういったところからあたりにも出席されておると思いますが、そういったところの中でですね、要望なりそういったのがあるのかないのか、どういった要望があるのか、それについて町はどのように対応しているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではお答えいたします。

私も1年間を通してですね、障がい者の団体の総会等に出席させていただいておりますけれども、いろいろな要望とかあるのかというご質問でございますけれども、甲佐町あゆの会というのがございます。で、以前、あゆっこクラブに日中一時支援事業をですね、受けておられた障がいを持たれるお子さんを持つ親の会ということで、そういった団体でありますけれども、あゆっこクラブがなくなったことによってですね、甲佐町内にサービス事業所がないというようなことで、もう一つ同じようなですね、サービスを行う事業所を

何かできないでしょうかというような要望は聞いております。

今のところ、そこの利用者の方については、町外の放課後デイ、または日中一日支援事業という事業所ですね、療育という形になりますけれども、放課後に見ていただくというようなサービスを受けておられますけれども、今のところは町内にはございませんけれども、今月の終わりに一応開所予定ということで一つ情報がございます。

有安地区にですね、1カ所放課後等デイサービスの事業所ができるということになっておりまして、今のところいろいろな法手続きとかがありまして、手続きがあつて、今月末には一応でき上がって開所するというような情報は聞いております。早ければできるということですので、町内のそういった要望をされているお子さんを持つ親御さんには情報を提供しましてですね、そちらの利用も検討していただければということで考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。答弁ありがとうございました。甲佐町の障がい者福祉はほかの町村には見劣りはしていないと、しっかりやっているんだというようなことで認識でよろしいでしょうか。

それについてはどのように考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 本町の障がい者福祉につきましては、先日、全員協議会でご報告しました計画書に基づいて事業を推進しております。

計画性については国基準に準じた計画により進めておりまして、ほかの同規模の市町村と比較して劣っているという状況にはないと認識しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 安心をいたしました。大変でしょうけれども、今後とも障がい者福祉充実、町の充実に向けてですね、頑張つて鋭意努力していただきたいというふうに願っております。

それから、地震、災害があつてからもうほぼ2年が経過しようとしております。避難所や仮設住宅でのですね、障がい者、また、障がい者はもとより女性、子ども、いわゆる弱者という方々に対するですね、対応はどうだったのか私は検証すべきときがもう来ていると思うんですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。また、この障がい者福祉計画の中にもですね、この一部の中に入っておりますけれども、平成28年4月14日に発生した熊本地震においては、障がい者の方々に対する支援体制について課題が改めて浮き彫りとなり、障がいのある方の安心・安全を守る体制づくりの必要性が再認識されましたというふうな文章も入っております。

これにつきましてですね、もちろん障がい者福祉だとかいうのはやっぱり担当は福祉課でありましょう。また、避難場所の設置とかそういったことについては総務課でしょうか。それとか、企画課。また、仮設住宅については建設課。また、健康面については総合福祉

センターだとか住民生活課あたりが担当になっておりますし、子どものことについて教育委員会があるだろう。また、安心・安全についてはくらし安全推進室長あたりが全面的に出られるなというふうに願っておりますし、税務課はさしよりよかですけれども、全庁挙げてですね、この熊本地震から再認識された点があるんじゃないかなと思いますけれども、最後にそれらですね、全庁挙げてという観点からですね、一つ副町長のほうにですね、先ほどの障がい者のこと、弱者の地震における検証についてですね、含めてですね、これからどのような対応策をとっていかうと考えておられるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

師富副町長。

○副町長（師富省三君） 熊本地震のときはですね、高齢者や障がい者などの支援を必要とする方々への対応という部分では、行政、いわゆる公助としての対応にですね、限界を感じるというようなこともございました。

そんな中で各集落におきましては、日ごろからの住民同士のつながりによる助け合い活動が担われておりまして、いわゆる互助による応急対応が行われていたというふうに聞いております。改めて近隣同士ですね、住民同士が日常的に支え合うことが非常に大切なことであるということを確認したところです。

今後におきましても、地域福祉や協働のまちづくりの一層の推進が必要だというふうにも実感しておりますし、障がい者や高齢者などいわゆる災害弱者と言われる方々に対して、公助、共助がスムーズにできる体制づくりを県、あるいは近隣市町村と連携しながら進めていく必要があるというふうにも考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 0分になりましたので、これで質問を終わりますが、今の副町長の答弁にあったとおり、弱者の方々には自助がなかなか難しいので、いわゆる共助、公助という観点をですね、大いにこれから充実するというかですね、主にやっていくことによってですね、弱者への対応をよろしく願いをしまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、11番、本田新議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

2時10分から始めたいと思います。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、山内亮一議員の質問を許します。

1 番山内議員。

○1 番（山内亮一君） こんにちは。最後になりましたけれども、よろしく願いいたします。

一般通告に従って質問いたします。

まず、有害鳥獣対策についてでございますが、耕作放棄地が増加する中でどういう対策を考えているかということで、2年前、熊本地震、豪雨災害があつていろいろな関係の課が忙しくされておつたと思っております。また、災害復旧についても3年目になっておりますので、その間、災害関係に集中をしておられたと。平常の業務が少しとまっていたような感覚も持ったところでございます。

さて、2月15日の猟期が終わりまして、今からが有害鳥獣の対策の時期になっていくのかなと思います。例年今ごろから被害の状況とかそういった調査をされると思いますけれども、宮内、甲佐地区なんかも少子高齢化に伴いまして、乙女地区においてもそうですが、農家離れなどで耕作放棄地がだんだん増えてきております。

そういう状況で、中山間地域におきましても山林に近いところは草や木を切ったりとか、そういったイノシシが出てこないような対策もされているところもあると思いますけれども、担当課長のほうにも猿の被害とか、そういったものがずっと、どうにかしてくれんかという声が入っているのではないかというふうに思っております。

冬場に山に餌がなくなると、やっぱり住民の家近くまでイノシシや猿が出てくるということでございますので、そういったところで担当課としてはどういうふうな考えを持っているのか、有害鳥獣の駆除隊の状況など、まず、お聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、有害鳥獣駆除隊の現状はどうかということについてお答えしたいと思います。

駆除隊については18名の方がおられます。2年ほど前、山内議員ご質問されておりますが、そのときとメンバーの方が入れかわりがしておりませんので、平均年齢は2歳上がると。1番若い方で44歳、一番高齢の方で84歳、平均年齢は72歳というような状況でございます。

有害鳥獣駆除に従事される方も農業同様、高齢化、後継者不足というような状況で、特に猟銃免許の新規取得者についてはいないというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1 番（山内亮一君） そういった状況の中でございますが、乙女地区あたりの畑もだんだん荒れてまいります。耕作放棄地への対策ということで何か考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 有害鳥獣の被害については、中山間部限らず、現在、甲佐町全域で被害が出ているような状況でございます。今、ご質問にありました乙女地区の畑地帯等につきましてはですね、昨年、農業委員会の委員研修で鹿児島のほうに視察研修に

行ってまいりましたが、そちらで取り組まれておられます方法は有効だなというのがありましたのでご紹介したいと思います。

耕作放棄地になっている土地をある程度広い面積でまず切り開いて、そこに牛の放牧を行うと。牛の放牧を行うと猿は来るそうなのですが、イノシシについてはその放牧地には寄ってこない。2年ほど放牧をして、後は畑として牛がいろいろ食いますので、大きなものについては人力で除去が必要になりますが、通常の雑草等については牛の餌としてまた、畑として再生をする。また、南大隅町というところに行きましたが、町で所有する箱わなについては南大隅町、箱わなの免許を持っておられる方が非常に多いということで、箱わなは町で購入してその貸し出しをするというような対策が行われておりました。

放牧については、甲佐町において畜産農家の方がかなり減っておりますので若干難しいところもありますが、箱わなと、町、あるいは町の協議会のほうで購入した上で貸し出しをする。現在も貸し出しを行っておりますが、その充実。それと、箱わなについては初期費用、免許を取るまで約4万円程度で取れますが、一部助成ということで5,000円程度になりますが、免許取得に対する補助等もありますので、それらの周知と箱わなの充実というのが一番手っ取り早い対策ではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 今、ありましたけれども、牛の放牧というのはなかなかやっばり難しいのじゃないかなと思います。議員の中にも酪農をされているところもありますけれども、最近畑につないで放牧するような光景もなかなか見ませんので、なかなかその辺は時機を見てそういったところには取り組んでいただきたいなど。いろいろ話をして協力していただければありがたいというふうには思っております。

また、わなですよ。わなとか仕掛けでとつてもなかなか処分をするのができんから箱わなの免許を取らないというような話も聞きます。そういったところで、処分をしてもらって、駆除隊の方とか何か連絡すればいいのかもしれないかもしれませんが、そのあたりの体制もですね、とっていただいてやってもらうと、個人で対応・対策するのではなくて、行政区全体でそういうように取り組んでいけるのかなというふうには思っておりますので、そのあたりもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、市街地等の排水問題についてであります。これについても前回お尋ねしたところでございます。その後、中村議員等の質問もあっておまして、いろいろ聞かれたところでございます。前回、安心・安全のまちづくりということで、町長のほうにも、引き続き関係機関に要望活動を行いながら対策強化を図っていくと言われておりました。

そういう中で、前は発注前だったかなというふうには聞いております。実施設計ができなかったかなというふうには聞いておまして、湯田川付近の改修あたりが近々いくのかなと思っておりましたらこういう地震があって、先延ばしになってきているのかなということがありましたので、再度ここで確認をしておきたいというふうには思います。

まず、湯田川付近の国道改良について、その後どうなっているのかお聞かせ願ひたいと。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、湯田川付近の国道改良についてはその後どうなっているかというご質問にお答えしたいと思います。

国道443号線の湯田川付近の歩道整備については、湯田川ボックスから大井手川までの区間は平成28年度に実施設計が行われ、その中で国道を横断する湯田川のボックスの断面の大きさ、また、下流部の河川の拡幅について県と協議を重ねてきております。しかし、進捗状況につきましては、その後、熊本地震の影響を受けて災害復旧に全力を入れるということで、最終的な協議が行われていませんので、現在のところはいつできるかというのはまだ未定というふうになります。

今年度の事業としましては、役場前交差点から湯田川までの間の用地測量と商工会横の歩道整備の工事が進められることになっております。また、来年度以降の計画につきましては、役場前の交差点から湯田川までの用地取得が計画され、取得後、工事に入っていく計画と聞いております。湯田川付近の改修についても、同時に用地測量、用地取得が行われる計画と聞いておりますので、今後、計画的に進められていくものと思います。

国道443号線の歩道整備につきましても、早期に着手をしていただきますよう、着手完了を目指しまして、国道443号線道路整備促進期成会での引き続きの要望を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 湯田川のボックスの断面等の協議をしているということでございます。湯田川の場合は上に砂防的なものもありますけれども、そういったところの維持もされていると思いますけれども、湯田川の河川を広げていったとしても、ちょうど大井手川に合流するところにつきあたってしまうと、結局、排水自体がどうなっているのかなというふうに思うわけでございます。

そういう場合の大井手川用水の合流点と上流の関係あたりは内水調査をされたと思っておりますけれども、この前の話、ちょっと協議をしようとしたところが2期目に入りましたということですが、内水の調査あたりはどうなっているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 湯田川の改修と大井手川の関係について、お答えしたいと思います。

内水調査では、湯田川の対策案としまして国道443号線のボックスの改修と河道の拡幅、ボックス上流部の水田に調整池の設置を対策案として考えております。これらの対策を行うことで、湯田川の国道443号線のボックス付近での道路への越水は解消していくと思われませんが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、湯田川については大井手川に合流する地点で大井手川の水位が増えれば湯田川の流下能力は低下してきますので、これだけの対策では浸水の被害を軽減することはできませんが、全て解消することは難しいことだと考えております。

根本的な解消をするには大井手川の流下能力を上げなければなりませんので、大井手川の合流地点から下流の河川断面を阻害しています橋桁の改修や取水堰の改修の整備を今回の対策案で検討をしております。すぐに整備できることではありませんので、湯田川、大井手川についても堆積土砂の浚渫や、先ほど議員おっしゃった上流部のスリットダムの管理、脱木等の流入を防ぐ対策などの維持管理を行って浸水被害の軽減を図っていきたいと思っております。

大井手川につきましては、管理者であります甲佐土地改良区とも協議していく必要があります。2回目の調査ではまた、大井手川の洪水対策として、市街地への内水の流入を根本的に減少させるような対策も考えていく必要があると思っております。2回目の調査につきましては、3月末をもって対策案をまとめる予定でおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 中村議員のときの質問等にも回答してあったと思っておりますけれども、内水対策ないしは内水調査をされて、強制排水ポンプの設置とかそういったものが挙がっていたと思っております。町としてはどういう計画を考えているのか、ポンプが何カ所ぐらい要するのかということも考えておかなければならないと思っておりますけれども、そのあたりはどう考えているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、今回の内水調査の内容と排水ポンプを何カ所考えているかということについてお答えいたします。

今回の内水調査では、前回の調査をもとに新たな対策案とネック箇所の解消ができるかの検討を行い、中長期的な計画のすみ分けを行いたいと考えております。より具体的な対策、効果を考えていき、ソフト対策などを取り込んだものとして考えております。

それと、排水ポンプについて何カ所考えているかということですが、強制排水ポンプの設置箇所につきましては、検討している箇所は、従来から要望しております箇所と合わせますと5カ所の設置計画を考えております。排水ポンプを設置する目的としまして、市街地から下横田まで流れる大井手川の水量を減少させるため、内水を外水であります緑川に排出するポンプ施設が必要となります。

今回の調査内容で、対策の検討案としまして、南谷川を分水させ、対策案も検討いたしますので、市街地の上流部に1カ所、あとは緑川樋管がある仁田子樋管、大町樋管、今回新たに設置されます船津地区の馬門川に設置される樋管、それと下横田地区の緑川との合流地点の5カ所の排水ポンプ設置を計画案として考えております。

排水ポンプの設置対策案の整備については、町だけでできる事業でもなく、時間と費用もかかりますので、河川管理者であります国、県にも協議を重ね、要望を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 5カ所考えているということでございます。以前、甲佐土地改良区、下横田あたりからの要望書に強制排水の要望もあっておりましたが、そういったものもこの5カ所の中に含まれておりますので、農政課のほうにはお尋ねしませんけれども、土地改良区だったり下横田地区などには、やっぱりそういうのをこういうことで計画しておりますというのはなかなか言えないところもあると思いますが、途中途中の状況は区長さんあたりに説明しておったほうが安心をされるのではないかなというふうに思っております。そのあたりをちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） そういったポンプの対策案を地元で説明することが必要ではないかということですが、地元ですね、下横田地区と浅井地区の区長さんに対しましては同様の説明をですね、昨年だったと思います、ちょっと詳しくは覚えていませんけれども、対策計画を説明しております。

また、全体的な説明としましても、具体的な対策案が決まりましたら全体的な説明も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 昨年説明もしたということでございます。よろしくお願ひしたいと思っております。なかなか町の予算でできる事業ではないので、今後とも、町長が前回もおっしゃってございましたけれども、関係機関に要望活動を行いながらしていくということで、早急に実現できることを期待しながらお願ひしていききたいと思っております。

それでは、三つ目の陣ノ内館跡について国指定文化財への取り組みはどうしているかということについて聞きたいと思っておりますが、陣ノ内館跡、被害もちょっとあっておりますけれども、当初、平成29年度の国指定文化財というような目標で頑張っていたようなことでしたけれども、地震の影響もあり、また調査をするというようなこともありまして、その後どうなっているのか担当課長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 陣ノ内の国指定化の取り組みはどうなっているかというようなお話でございますけれども、当初ですね、平成26年度に作成いたしました国指定化に向けた計画ではですね、先ほど議員おっしゃられたとおり、平成29年度には国指定化が決定いたしましたので、それ以降はですね、保存管理委員会であるとか活用検討委員会、そういったものを設立しまして、策定された事柄の履行、それと周辺整備を行う予定でございました。

しかし、平成27年度の文化庁の調査官、それと熊本県文化課のヒアリングの際に、国指定化に向けてやるにはさらなる歴史的価値づけが必要であると。そのため追加調査の必要性があるというような指摘を受けております。

現在はですね、小西行長または阿蘇氏が築城に関係した可能性があるというようなことで考えられておりますけれども、今後このあたりをですね、明確にしていく必要がございます。

ます。そのためにさらなる歴史的価値づけをするということで、詳細な発掘調査、または文献調査などを実施する必要があるということでございまして、発掘調査に際しましては国庫補助を利用しながら、その歴史的価値づけが証明されるまでですね、広範囲にわたる発掘調査の実施が現段階では想定されております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 歴史的価値づけが証明されるまでということで、発掘調査の実施が想定されるということでございますが、いつになるかわからないという心配もございます。どのくらいの期間がかかるかはなかなかわからないかもしれませんが、国指定を受ける場合、いい点、また問題点というのがあるんじゃないかと。担当課のほうでもそういうのは検討していると思いますけれども、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 国指定時にですね、どういったいい点があるか課題があるかというようなことだと思いますけれども、国指定になったときのメリットといたしましては、国指定というそういった新たな価値づけによりまして、観光的な面ですね、全国的に周知がなされるというようなことと、国内外からですね、視察や訪問の増加が期待されるというようなこととございます。また、陣ノ内館跡に関連する遺跡が所在するほかの市町村とですね、連携して、より魅力の発信、それと地域活性化を図ることもできるんじゃないかなというふうに思っております。また、甲佐町民に対してもですね、町への愛着を醸成する良好な教材となるというふうに思われます。

費用面ではですね、文化財保存経費として年間約100万円ほど特別交付税が措置されるということと、災害が起きた場合、その指定部分のみでございまして、早急に多大な補助が見込まれるというようなことがございます。

ただし、今後予想される課題ですね。課題といたしましては、発掘調査時には関係する地権者の同意が必要ということになります。また、発掘調査に際しましては、仮に国庫補助を受けたといたしましても、調査費用の2分の1、半額補助という形になりますので、2分の1は町の予算づけが必要であるということです。

また、国指定化された場合には、年間の維持管理費、それと指定範囲の土地の買収を行う必要がございます。それをまた整備するということで、恐らく多額になると思われる予算づけが必要となります。ちなみにこれまで同じような形態のですね、国指定文化財を有するほかの市町村にですね、指定後のデメリットあたりがあるかというようなことお伺いしましたけれども、指定範囲内のですね、現状変更をする場合、全てですね、国への許可、また国の指導を受けながら工法など決定するというようなことが予想されます。特に指定範囲の境界であってもですね、境界に隣接するところの法面、または道路、こういったものも同様の扱いになるということで、そういったことをですね、考慮しながら指定範囲も慎重に決定する必要があるというようなこととございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 指定を受けると、名声的にも、国指定があるということで観光面とかですね、そういったところにメリットがありますよと。ただ、費用面とかなんかでもちょっとデメリットが出てくるのかなと。一般財源はそれにつけなくては行けないと。その費用対効果あたりがかかってくるのかと思いますけれども、国指定というのは思う以上にPRになるんじゃないかと思っております。

そういった場合のデメリット、メリットを聞いて、教育長は今後どういうふうに進めていこうとお考えでございましょうか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 陣ノ内館に関しましては、これまでの取り組み、そして、ただいま質問にありましたデメリット、メリットの面等々については説明を申し上げたとおりでございますけれども、これまで国の指定をとるという大きな方向性で調査をいたしてまいりました。その結果、さらなる追加の調査により明らかにしなければならない課題と、また、それにより価値づけが必要であるということが明らかになりました。さらなる調査には、今、課長が答弁いたしましたように予算が必要となります。

平成29年度より、社会教育課に文化財の専門の職員を雇用しております。そのことから、引き続いて国の補助は見込める状況にはあります。しかしながら、本町の財政状況は現在熊本地震、豪雨災害への復旧・復興のために大変厳しいものがあるというふうに認識をしております。このことを踏まえますと、また、このようなことを踏まえつつ甲佐町震災復興計画も勘案しながら、今後、陣ノ内館の観光資源としての価値、あるいは文化財的価値など関係各課とともに検証しながら、費用対効果も踏まえた上で、町長部局と密接連携して検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） 教育長のほうから町長部局と連携して検討していくとということでございます。

前回マニフェスト関係で、活力にあふれるまちづくり、集客力強化と新たな観光資源発掘と整備検討についてということで質問を前回したところですが、なかなか取り組みは時間もかかるだろうし、費用もかかるというふうに。その中で専門職があるから調査ができるということでございますので、そういったところは、町長におかれても職員をつけてもらったということで少し安心をしているところでございます。

町長部局と連携していくということでございます。町長、この観光資源の発掘と整備ということにあわせまして陣ノ内館の調査継続できるということでございますので、町長のお考えも聞いておきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま陣ノ内館の件で質問いただいておりますけれども、現在までの現状としては、これまで社会教育長あるいは教育長のほうから説明があったとお

りであります。

この件については、町の第6次総合計画の中でも、甲佐町の歴史、あるいは文化的にも重要な遺跡という位置づけて平成20年から埋蔵文化財発掘調査を実施をしてきたところは、議員の皆さん方もご承知のとおりだというふうに思います。

ただ、やはり国の指定を受けるには非常にハードルがやっぱり高いなというような思いも改めて感じたところでありまして、なかなか町の思惑どおりには進めさせていただけないなという感じがいたします。それと、この指定を受けることによって、その影響がどう及ぶのかというのもやっぱり現実的な問題として再度ちょっと検証しなくちゃなんなというような思いもあります。

いずれにいたしましても、一昨年の熊本地震、それから豪雨災害からの復旧・復興を第一に今考えて、予算づけをしながら集中的な対応をさせていただいている状況であります。そういった事業にですね、まずは取り組むということ是非ご理解をいただきながら、この件についてもさらに検証を加えたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） ありがとうございます。是非、取り組んでいただきたいというふうに思います。

震災復興にまず取り組んでいきたいということですので、それは理解いたします。それぞれの事業が地震、豪雨によりちょっと停滞しとったのかなという感じがいたしまして質問したわけですが、今日は佐野議員からも職員の働き方ということについて質問があったように思います。

今の職員さんを見ますと、私たちも若い時代がありましたけれども、非常に今の甲佐町役場の職員は若返ってきているなど。平均年齢も大分下がったのかなというふうに思っております。少数精鋭で頑張っておられることに敬意を表したいと思っております。

その中で、即戦力として求められている職員さんはちょっときついところもあるかもしれませんが、事務分掌で担当係がそれぞれの課で振り分けられて頑張っていかなければならないと思っております。職員の新規採用、人事異動などについて、新しい職場環境で仕事をされる皆さんには頑張っていたかねばならないですけども、担当課長、係長の仕事が非常に大事になってくるのではないかと思っております。

職員間のコミュニケーションをとって、部下の職員にしっかり仕事を頑張ってもらえるようにコミュニケーションをとってもらいたいと。そして、若い人がわからんならわからんでも上司や同僚に聞いて仕事に取り組むとか、そういったことができるようにしてもらいたいと。特に課長の力量がそこで問われるんじゃないかと思っております。復旧・復興の大事なときでもありますので、是非、課長にはそういったところの取り組みも頑張ってもらって、担当職員の仕事の意欲を深めてもらい、復旧・復興に努めてもらいたいと思います。

そういうのを期待しまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます

いました。

○議長（緒方哲哉君） これで、1番、山内亮一議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日13日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさんでございました。

散会 午後2時46分

3月13日（火曜日）

平成30年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成30年3月9日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 3月13日 午前10時00分 議長宣告
1. 延会 3月13日 午後4時39分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 古閑敦	総務課長 西坂直
企画課長 北畑公孝	くらし安全推進室長 佐々木善平
税務課長 井上幸介	住民生活課長 本田克典
総合保健福祉センター所長 井上美穂	福祉課長 北野太
農政課長 岡本幹春	建設課長 志戸岡弘
環境衛生課長 橋本良一	会計課長 古閑敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月13日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 同意第1号 | 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第1号 | 甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第15 議案第14号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第17号 甲佐町地域福祉基金の処分について
- 日程第19 議案第18号 工事請負契約の締結について
- 日程第20 議案第19号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）
- 追加日程第1 議案第28号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第20号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第21号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第23号 平成30年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 同意第1号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、同意第1号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

議事に入ります前に、慣例によりまして教育長の退場をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 同意第1号についてご説明を申し上げます。同意第1号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについて。下記の者を甲佐町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、蔵田勇治。■■■■■■日生まれ。

平成30年3月9日提出。町長名です。

提案理由につきましては、現教育長である蔵田勇治氏が、平成30年3月31日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、町長の任命理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、甲佐町教育長の任命についてご説明を申し上げます。教育長としてご提案をいたしております蔵田勇治氏は昭和52年に東京教育大学を卒業後、同年4月から県教育職員として、菊池、苓北養護学校、天草西、熊本、熊本西、苓洋、松橋高校、県教育庁体育保健課等を歴任をされたほか、ご承知のように平成24年4月から3年間、甲佐高校校長を歴任をされました。また、平成27年4月から3年間、甲佐町教育長として在任中であり、私のマニフェストの一つでもあります学力県下一プロジェクトの実

現のため、ICT教育による小中学生の学力向上についての取り組みや、甲佐高校の特色ある学校づくりの一環としての公営塾の設立など、本町の教育にご貢献をいただいているところであります。そのように氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価しており、教育長として適任であると判断し、引き続き任命したいので議会の同意を求めるところであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。同意第1号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることにつきましてはですね、町長のマニフェストに基づいてですね、活動されておる中でですね、今後、やはり甲佐高校、甲佐町の財産でもありますしですね、存続のために精いっぱい努力されることを期待いたしまして、同意いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、同意第1号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

蔵田教育長の入場を許可します。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第1号 甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について

日程第3 議案第2号 甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料

に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第1号「甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」及び、日程第3、議案第2号「甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」、以上の2件については関連がありますので、一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） それでは、議案第1号及び議案第2号についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号です。議案第1号、甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について。甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。甲佐町長名でございます。

提案理由につきましては、甲佐町上揚地区の町営住宅移築に伴い、当該施設の使用を廃止する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例。甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和60年甲佐町条例第2号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。議案第2号、甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について。甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。甲佐町長名です。

提案理由につきましては、議案第1号と同じく、上揚地区の町営住宅移築に伴い、当該施設の使用を廃止する必要が生じたものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例。甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例（昭和58年甲佐町条例第18号）は、廃止する。

附則、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

提案理由のところでもご説明しましたとおり、グラウンドにつきましては、上揚住宅の移築に伴いまして、グラウンドとして利用をしなくなると。また、休養福祉施設につきましては、建築から30年以上がたち老朽化も進んでいる。また、利用状況についても、宮内社会教育センターが設置しました関係で、利用についてもほとんどあっていないというよ

うな状況でございます。上揚住宅の移築に伴い、一帯を一体的に活用できるよう、本条例の廃止をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今の課長の説明で、利用はされていないということだけど、全くされていないの、それとも、過去にどういうことで利用されとったとか、そういう記録があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） グラウンドにつきましては、宮内地区にグラウンドゴルフ愛好会がありますので、定期的にグラウンドゴルフの利用はされております。で、本年度が6回ですね、29年度におきましてはグラウンドゴルフ愛好会が6回、グラウンドゴルフとして使用されております。ただ、これにつきましては、先ほど申しましたとおり、宮内社会教育センターのグラウンドで対応ができるものだろうというふうに考えております。また、休養福祉施設、集会施設につきましては、これも今年度6回の利用ということで、そのうち建設課が2回、それと住民生活課が1回、それと橋をかけておられます佐藤工業、吉永産業のJVが工程管理等で2回使われております。地域の方が使われておりますのは、梅祭り実行委員会で本年度1回使われたというような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 使用状況はわかりました。要するに、社会教育、向こうに移っても、地域の方には支障は出ないという判断でよろしいですか。はい、結構です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 一応30年以上過ぎとるということでございますが、構造物の耐用年数というか、補助金を使って建てとると思いますので、その辺の説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 休養施設につきましては、木造づくりということで、耐用年数は経過しております。補助金の適化法についても問題のないところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論及び採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第1号「甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第1号、これは建物の老朽化ということで、住宅の老朽化ということで、移築という形をとられますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第1号、甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第1号「甲佐町林業者等休養福祉施設の設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第2号、甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定については、課長の説明があったとおり、上揚住宅の移築によるものでありますので、この条例の制定することに、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第2号「甲佐町林業者等健康増進施設運動広場設置、管理及び使用料に関する条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

日程第4 議案第3号 平成28年熊本地震復興基金条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第3号「平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。議案第3号、平成28年熊本地震復興基金条例の制定について。平成28年熊本地震復興基金条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、平成28年熊本地震からの早期復興を図るために、熊本県から平成28年熊本地震復興基金交付金が交付されたことによりまして、本町において基金を創設する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

平成28年熊本地震復興基金条例、平成28年熊本地震復興基金条例を次のとおり制定する。

設置、第1条、平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、平成28年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立て、第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

管理、第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。第4条、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

繰替運用、第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

基金の処分。第6条、町長は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部または一部を処分することができる。

委任、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

今回の熊本地震復興基金につきましては、県のほうから熊本地震復興基金創意工夫分ということで、被災自治体のほうに交付金として配賦をされるものがありますので、これを基金に積み立てまして、今後の熊本地震の復旧・復興経費に充てる予定でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） これは新聞報道でされていた2億何千万、正確には甲佐町幾らですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 交付金額は2億3,325万5,183円でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） その、何ちゅうかな、今おっしゃったように、町として創意工夫で使っていいということだけど、町としてはどのようなところに使おうと考えておられるのか、大まかなところで結構でございます、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 現在、今段階で決定をしております充当につきましては、平成29年度予算の中で震災記録誌をつくっております。この分に46万9,000円。それと、被災者生活支援システム、罹災証明等の交付に係りますシステム運用、これに21万6,000円を現在のところ充当しております。今後、充当予定といたしましては、災害公営住宅、これの用地費、補償費、これが国庫補助の対象になっておりませんので、こちらのほうに充当したいというふうに考えております。そのほか、こちらのほうが約4,100万円ほどが、そちらのほうに充当したいということで、残り約1億9,000万円ほどございますが、これにつきましては、現在充当する事業を精査中でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 用地の部分はだめだったんですかね、町長ね。用地の部分も補助金か何か使うというのができるんじゃないかなという気持ちでおったんだけど。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） こちらのほうにつきましては、災害復旧ということで、3分の2の補助が当初はついておりましたが、今回の熊本地震対応ということで4分の3に引き上げられております。ただし、その対象事業につきましては、建物の建築費、それと造成費までということで、用地購入、それと補償費については対象外というふうになっております。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと補足してご説明をしておきたいと思います。

災害公営住宅の用地については、ただいま総務課長のほうから話をしたとおりであります。ただ、非常に、要するに、町が所有している土地については、ほとんどが仮設住宅で、今利用されておりますので、新たに災害公営住宅を建設するには、そういう土地がなかなかないということで、どうしても民間の土地を求めなくちゃならない、そういう事情があります。この事情については、何も甲佐町に限ったことではなくて、嘉島町にしてもそうでしょうし、御船町においてもそういう状況だと思います。そういう中で、もともとは復興基金の、復興基金もですね、ある程度のメニューが示されておって、使える分と使えな

い部分等もあろうかと思えます。基本的には50%は町なり受益者が負担するようなシステムになっておるわけですが、そういう中で、この土地についても、さっきの説明のように、何ら国からの補助等もございませんので、何とかこれを基金の中で対応させていただきたいという話を、実は郡内の町長会議の中で提案しまして、全員で県庁のほうに向いて要望をやったと。最終的にはそれが認められる形となって、いう方向に、もう正式に来ているということなんで、そういう手だてができるようになったということになりますので、甲佐町としても、その基金を有効に活用すると、土地の買収についても代金に活用させていただくということでありませう。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） お聞きしてですね、安心しました。本当によく頑張って、そういうふうによられたと、本当に感謝いたします。ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。我が町はですね、3月末で一時借入れはしなくて乗り切れるんじゃないかという思いも持っておりますけど、ちょっといろいろ心配する点もあってですね、やむを得なく一時借入れをやらなくてはならない場合ですね、金融機関等もありますけど、この5条、5条にですね、財政上必要といろいろ書いてある中でですね、やはり金融機関回りから借入れるよりですよ、この復興基金あたりの活用というのとはできないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 第5条のほうに繰替運用ということで明記をしておりますので、今回、今、会計課のほうで資金繰り等で大分苦労されておると思いますが、何とか一時借入れはしなくてもいいのかなというふうなことでは考えておりますが、もし不足するようなことになりましたときには、本条例のほうで基金条例が制定をされて、補正予算が通って、すれば、繰替え運用ができるというふうには考えております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） あえてですね、今のようなお尋ねをしたわけですが、恐らく4月、5月はですね、会計課のほうにもですよ、あんまり、その税収あたりも入ってこない状況の中でですね、どうにか乗り切れば一番いいことですが、やっぱりそういうことも起きるんじゃないかという思いがありましたのでですね、あえてお尋ねしたわけです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これより、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 議案第3号、平成28年熊本地震復興基金条例の制定につきましては、熊本地震からの早期復興というようなことを図るための基金の創設ですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第3号「平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第4号「甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。議案第4号、甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について。甲佐町子ども・子育て会議条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法第77条第3項の規定に基づき、本条例を制定する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

子ども・子育て会議条例になります。本文を読みますと長くなりますので、別紙の資料で説明させていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（北野 太君） ありがとうございます。それでは、次のページをお願いします。説明資料になります。

まず1番、子ども・子育て会議の役割といたしまして、三つ項目を挙げております。まず1番が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定めるということです。2番が、子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画の策定や変更の審議、3番、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況についての調査審議という三つの項目を行います。

2番が、根拠法令になります。子ども・子育て支援法の抜粋を掲示しております。第77条の第1項、市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く

ように努めるものとするということで、設置をするものでございます。さらに第3項、一番下になりますけれども、前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定めるということに規定してありますので、この規定により条例を定めるということになります。

これまでにつきましてをご説明いたします。

3番、子ども・子育て会議開催実績といたしまして、これまでにつきましては、子ども・子育て会議設置要綱というのをつくってございました。それに基づいて開催しております。まず、平成26年度に4回開催しております、これで、子ども・子育て世帯の行動支援計画、こどもゆめプランと言いますけれども、その計画策定を行っております。27年、28年度は開催なしで、本年度が先月の2月16日に子ども・子育て会議を開催しまして、5年間の計画ですので、ちょうど真ん中の中間年度ということで、こどもゆめプランの検証ということで会議を開いております。

本条例につきましては、平成30年4月1日施行としておりまして、条例制定後、設置要綱は3月末日で廃止することとしております。

なお、条例では、会議の委員は15名以内としておりますけれども、子ども・子育て会議委員については、以下の方々14名で今開いているということでございます。次年度以降はこの条例に基づき、また必要に応じて会議を開くということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。新たな条例を制定するということですが、これまでの経過を見ますと、そこまで活発な議論が展開されなかったのかというふうな印象がありますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） これまでの会議の開催の頻度で、余り活発じゃないのじゃないかというようなご質問でございますけれども、この子ども・子育て会議については、主に子ども・子育ての行動支援計画をつくるために会議を開催するというところでございます。平成26年度に5年間の子ども・子育ての支援計画を作成しております。そのときには、作成年度ということで4回開催しておりますけれども、その後、計画の変更とかですね、いうのがありましたら、町側から招集をかけて開催するというところでございますけれども、27年度、28年度は計画どおり進めていったということでございます。29年度に中間で、ちょっと計画の中身をですね、会議の委員さんたちに1回見てもらいまして、また今後も必要に応じてということになりますけれども、5年後また計画を見直すという時期になりますので、再来年度ですね、にまた四、五回ですね、開催するというような計画にしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第4号、甲佐町子ども・子育て会議条例の制定についてでございますけれども、ただいま課長の説明にありましたとおり、設置要綱から条例の制定ということで、今後、子ども・子育て会議のですね、ますますの発展をお祈りいたしまして、賛成といたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第4号「甲佐町子ども・子育て会議条例の制定について」を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、議案第5号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。議案第5号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、本条例を制定する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例でございます。条例本文を読み上げますとかなり長くなりますので、別紙の説明資料でご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（北野 太君） ありがとうございます。別紙の説明資料をごらんください。

改正点を要約しております。

まず、本条例を制定するに至った根拠でございますけれども、これについては、介護保険法の改正により平成30年度から居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されるため、町が事業者を指定する場合の人員や運営等に関する基準を条例で定めることとされています。

この甲佐町指定居宅介護支援等とはしておりますけれども、この事業所については、下に法令上の説明文を出しておりますけれども、簡単に言いますと、ケアプランを作成するケアマネジャーですね、介護支援専門員といいますけれども、このケアプランを作成する事業所ということになります。

まず、条例の概要でございますけれども、本条例は介護保険法第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項、第2項に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅介護支援事業者の資格要件を定めるものでございます。

2番、省令、これは国の基準になります、と条例、これは町の基準、の関係でございますけれども、条例は、次のとおり国の基準に従い、または参酌し、定める必要がございます。従うべき基準は、必ず適合しなければならないということになっております。参酌すべき基準は、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものということになります。原則、国が定める基準と同一の基準としますけれども、次の3番に掲げる項目については、旧県条例の例に従い町独自の基準を定めます。

3番、町が独自に定める基準、これは記録の整備についてですけれども、利用者に対するサービスの提供の質の向上と給付の適正化についての対応を図る観点から、省令第29条第2項では「利用者に対する指定居宅介護支援等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない」というふうにしてありますが、本町については「2年間」を「5年間」といたします。

4番、独自基準を定める理由につきましては、介護給付費は公法上の金銭債権であることから、その消滅時効については地方自治法第236条第1項により5年とされており、この間については、事業者において関係書類の保存が必要であるため、文書の保存年限を2年から5年とするものでございます。

5番、条例の施行予定日ですけれども、本文の13ページ、14ページをお願いいたします。

まず、13ページのほうをお願いします。一番下に附則が書いてあります。附則、施行期日。1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第19号の規定は、平成30年10月1日から施行するということです。16条19号の規定につきましては、居宅サービス計画に基準以上の訪問介護が必要な場合、必要な理由を計画に記載し、町に届け出ることというようなことでございますけれども、これについては10月1日から施行するということです。

次が、管理者に係る経過措置ということで、14ページをお願いします。平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるということでございます。中身については、この管理者に

についてはですね、主任介護支援専門員でなければならないというようになっておりますけれども、平成32年度までは、主任ではなく介護支援専門員を管理者とすることができるということが、平成33年3月31日までは認められるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。本町において、この事業所はどのようなところがありますか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、居宅介護支援事業所は、本町はどういうところがあるのかというご質問でございます。

本町には6事業所ございます。まず谷田病院、荒瀬病院、桜の丘、緑風苑、せせらぎ、それとJA虹のかけ橋、以上の6事業所になります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第5号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についてでございますけれども、課長の答弁にありましてとおり、県から市町村へ移譲されるということで、基準を設けるため、また条例をつくるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第5号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議案第6号「町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。議案第6号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、町長等の給与を改定するため、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第203条第4項及び同法第204条第3項の規定に基づき、提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例。以下に改正案を示しておりますが、説明は添付をしております資料により行ってもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（西坂 直君） ありがとうございます。それでは、資料といたしまして、新旧対照表と概要をまとめました資料を添付しておりますので、資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

資料で、今回の改正の理由といたしましては、人事院勧告により、特別職の国家公務員の特別給、期末手当でございますが、この支給率についての改定が、平成28年度に0.1カ月分、平成29年度に0.05カ月分実施をされております。このようなことから、この改定に準じまして、今年度において町長等の特別給の支給率について改定を行うものでございます。

まず、第1条、これは町長、副町長、教育長に係るもの、及び第3条、これは議長、副議長、議員に係るものでございます、こちらのほうにつきましては、平成29年度分としての改定でございます。期末手当の支給率0.15カ月分を改定し、12月期の支給分として上乘せを行うものでございます。下の表に示しておりますが、現行が平成29年度分年間の支給率が2.6カ月分を、0.15カ月分改定いたしまして2.75カ月分としております。6月期には、もう1.225カ月分支給済みでございますので、12カ月期の現行の1.375カ月分に、改定の0.15カ月を改定いたしまして1.525カ月分としております。

次に、第2条関係で、これは町長、副町長、教育長、それと、第4条で議長、副議長、議員ということで、平成30年度以降についての改定を行っております。0.15カ月分を、現行の6月及び12月の支給率に、それぞれ0.075カ月分ずつ配分をするものでございます。年間は変わりません、2.75カ月分です。6月期が、改正前が1.225カ月分を1.3カ月分にいたします。12月期を、改正前の1.525カ月分を改正後に1.45カ月分にするものでございます。

改正本文のほうの1ページに戻っていただきたいと思っております。

附則で、施行期日等を示しております。第1項で、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は平成30年4月1日から施行をいたします。第2項とい

たしまして、第1条の規定による改正後の町長等の給料及び旅費に関する条例、それと第3条の規定による改正後の甲佐町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用することとしております。

次のページをお願いいたします。

第3項で給与の内払ということで、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすということで、先ほどの資料の上段の表の6月期、12月期の分になります。

規則への委任ということで、第4項、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 0.15カ月分上げるということですね、町長以下、議員まで含めてという範囲になりますが、金額的には幾らになるんでしょうかね。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。11時5分から始めます。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（緒方哲哉君） 引き続き、会議を開きます。

議案第6号「町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題としております。

何か質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 申しわけございません、時間をとらせました。

今回の改定によります差額でございますが、町長が金額13万465円、副町長が9万7,845円、教育長が9万1,278円、議長が5万2,090円、副議長が4万2,982円、議員が3万9,154円となります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。議案第6号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から発言いたします。

第1条及び第3条の12月期の支給率を0.15分上乗せするものと、第2条及び第4において上乗せした0.15分を6月及び12月に配分する改定案については、町職員の低い給与水準を引き上げることを優先させる必要性はありますが、今の段階で比較的高い水準にある町長、副町長等の給料については、引き上げる必然性はないものと判断します。町長等の給料及び旅費を引き上げる条例案は、理由として人事による特別職の国家公務員の特別給、期末手当の改定に準じてとありますが、必ずしもそうしなければならないものではないと判断しております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第6号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本町では、特別職を含め、職員の給与等につきましては、これは人事院勧告の勧告に従って準じるという基本方針のもとにやってきました。今回もこの方針のとおりですね、することが賢明なのではないかと私は思いますので、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第6号「町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり決定されました。

日程第8 議案第7号 甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、議案第7号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。議案第7号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要が生じたので、提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例。甲佐町個人情報保護条例の一部を次の

ように改正する。以下に改正案を示しておりますが、説明は添付をしております資料により説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（西坂 直君） ありがとうございます。別紙の改正の概要をごらんいただきたいと思います。

まず1番目に、第2条関係として、個人情報の定義の明確化を行っております。改正の必要性ということで、国の法律であります行政機関個人情報保護法が改正されまして、個人識別符号が定義され、これが含まれる情報は個人情報に当たるとされたことによりまして、本町の個人情報保護条例についても個人情報の定義が明確になることで、保護される情報の範囲が町民等にとってわかりやすくなると考えられることから、明確化を図る必要がございます。

このようなことから、改正の内容といたしまして、(2)でございます。法律と同様に、個人識別符号の定義を設けたところです。個人識別符号の具体的な内容につきましては、以下の枠内に示しておりますように、DNAデータ、顔認識データ、静脈や指紋データのほか、旅券番号や運転免許証番号などになります。網かけで示したものでございます。

次のページをお願いいたします。

2番目に、第2条、第6条及び第7条関係として、要配慮個人情報の定義及び収集制限を行っております。改正の必要として、法律の一部改正により、犯罪の経歴、病歴等の取り扱いに特に配慮を要する個人情報が要配慮個人情報として定義されたことにより、条例では、思想、信条、信教及び犯罪歴等、いわゆる機微情報になりますが、の収集を原則禁止とする個人情報の範囲を、法律に規定された要配慮個人情報と同様の範囲に拡大する必要が生じたこととなります。

内容といたしましては、法律で要配慮個人情報とされた情報を、法律と同様に要配慮個人情報として定義し、その全ての収集を原則禁止としたものでございます。

3番目に、第1条、第27条、第28条及び第29条関係として、個人情報の利用及び提供の停止を行っております。

内容といたしましては、法律において利用停止請求権に関する規定が整備されたことを踏まえ、これまでの開示請求及び訂正請求に加え、個人情報の利用、消去及び提供の停止に係る規定を定めたところであります。

議案の4ページをお願いいたします。

最後に、附則、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） この説明書の一番最後のほうの2枚目ですね、イメージ図というのが一番下にあっておりますけれども、ここに個人情報があつて、ここにDNAとか指紋だとか、個人番号はわかりますけれども、こういった、現状はこういったのがあつて、そ

れに識別符号、顔認証だとかいろんな、そんなのを入れるということなんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 個人識別符号ということで、今までは明確にどういうものかというのがありませんでしたので、これを明確に示すということで、イメージ図で出しておりますように、DNAデータでありますとか、指紋でありますとか、個人番号、運転免許証番号等を、個人識別番号になるというふうに定義をしたものでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに何か。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 私も1カ月ぐらい前にマイナンバーをつくりましたが、その中にもこういったデータというのは入っているのですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 失礼しました。この情報につきましては、マイナンバーカードの中には入っておりません。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしということでありますので、質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第7号、甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例の改正ですが、個人情報の定義の明確化を図るための法律の一部を改正する法律の施行に伴うものということで、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第7号「甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、議案第8号「甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。議案第8号、甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名です。

提案理由といたしましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要性が生じたので、提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例。甲佐町情報公開条例（平成13年甲佐町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明の内容といたしまして、別紙で改正の概要を示しております。こちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の条例改正につきましては、開示請求の際に不開示となる個人に関する情報の範囲の明確化を行っております。内容といたしましては、国の法律であります行政機関情報公開法が改正されまして、不開示情報に当たる個人に関する情報の範囲が明確化されたことによりまして、本町の情報公開条例についても、個人に関する情報のうち不開示となる情報の範囲を明確にすることで、行政文書の開示請求により開示される情報の範囲が町民等にとってわかりやすくなり、町における開示請求制度のさらなる適切な運用にもつながると考えられることから、本条例の第7条第2号に規定する不開示となる個人に関する情報の範囲に関する規定を、法律と同様に規定したところでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第8号、甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これも、法律の一部を改正する法律の施行に伴ってでございます。甲佐町の開示請求等が適切な運用ができるための法律改正でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第8号「甲佐町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第10、議案第9号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第9号についてご説明申し上げます。議案第9号、甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由としましては、国民健康保険制度の改正に伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険条例（昭和39年甲佐町条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。被保険者とししないもの。第5条、児童福祉法の規定により児童福祉施設に入所している児童または小規模住居型児童養育事業を行う者もしくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

この改正につきましては、国保の県への移行に伴いまして、被保険者資格の適用除外規定の統一をするということで、児童養護施設入所児童者で、扶養義務者のない場合の被保険者資格の適用除外規定について、全市町村、条例で規定するとされたために、改正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。議案第9号について質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。議案第9号です。甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、現条例の第5条を削除し、その5条に被保険者とならないものという規定ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第9号「甲佐町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11、議案第10号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第10号についてご説明申し上げます。議案第10号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由としましては、平成30年4月1日から、持続可能な医療保険制度を構築するた

めの国民健康保険法の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係法令の整備に関する政令が施行されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。この改正の内容につきましては、お配りしております資料で説明させてもらってもよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○住民生活課長（本田克典君） ありがとうございます。それでは、資料のほうをお願いいたします。

改正する理由につきましては、この資料の一番上の丸の黒になりますけれども、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されたために改正するものでございますが、改正の概要につきましては下の図で説明いたします。

現行で、甲佐町の国保加入者が福岡県福岡市の施設に入所され75歳に到達された場合、施設の住所地の福岡県広域連合が保険者となりまして、福岡市が保険料の徴収を行うということに、現行ではなっております。改正では、前住所地の広域連合である熊本県広域連合が保険者となり、前住所地の甲佐町が保険料の徴収などを行うこととなります。そのための条例を改正するというものでございます。この改正は、施設の所在地が集中します広域連合または自治体の負担を軽減するための改正ということでございます。

議案の次の上から2枚目をお願いいたします。

一番下のほうで、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第10号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま課長の説明にありましたとおり、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律及び関係法令の整備に関する政令により、条例を一部改正するという事で、集中する広域連合等の事務負担を軽減するためということでございますので、何ら異議なく賛成いた

します。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第10号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第12、議案第11号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。議案第11号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、介護保険法第129条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を定めるため、本条例を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

2ページ目をお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。甲佐町介護保険条例（平成12年甲佐町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「33,300円」を「39,000円」に、「49,960円」を「58,500円」に、「59,940円」を「70,200円」に、「66,600円」を「78,000円」に、「79,920円」を「93,600円」に、「86,580円」を「101,400円」に、「99,900円」を「117,000円」に、「113,220円」を「132,600円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「29,980円」を「35,100円」に改める。

第12条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則、施行期日。1、この条例は、平成30年4月1日から施行する。経過措置、第2項、この条例による改正後の甲佐町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度までの保険料については、なお従前の例による。

続いて、保険料算定についてご説明いたします。別紙の資料をごらんください。

第7期介護保険料基準額については、第6期の基準額5,550円に、報酬改定及び負担割合改正による増加分と介護給付費や被保険者数の推移などの伸びを試算し、増加分を

1,180円、試算結果が6,730円となり、これに介護給付費準備基金3,000万円を充填することで230円を減額し、基準額を6,500円としております。

資料2については、近隣市町の保険料の状況でございます。これは1月25日現在の県からの資料によるもので、全てが確定値ではありませんが、大きな変動はないと思われま。前期に比べると、嘉島町を除き、1,000円前後の上げ幅となっており、市町村間では山都町を除く郡内3町及び類似団体である美里町と同じような状況でございます。

次のページをお願いいたします。

資料3については、第7期の階層別保険料の早見表でございます。参考としまして、本町の年度当初の階層別被保険者数を示しております。第1階層につきましては、低所得者対策としてさらに1割を引いた額となり、下の米印に書いてありますとおり、実質月額2,925円となります。

最後に、この保険料の改正などの周知については、計画書の要約版の全戸配付を行うこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。今回でですね、第7期ということになります。第1期からですね、第6期、6期まではわかるんですが、第1期からのですね、この基準額のちょっと流れについて教えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、本町の介護保険料の推移ということで、お答えさせていただきます。

基準額で申し上げます。第1期が、年額になります、3万9,480円、第2期が4万4,880円、第3期が5万3,880円、第4期が、これは年度ごとによって変わっております、第4期のうち平成21年度が5万2,690円、平成22年度が5万3,460円、平成23年度が5万4,210円、第5期につきましては3年間統一で6万560円、第6期が6万6,600円、今回の第7期が年額で7万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今説明があったようにですね、介護保険料につきましては、第1期からですね、第7期までですね、一貫して被保険者の負担がですね、増えてきていると。介護保険に当たってはですね、第1号被保険者、第2号被保険者というふうに分類がありますが、特に65歳を過ぎた方はですね、年金等ですね、低い収入で、所得で生活を維持される方です。そういった方にですね、負担増を一貫して求める介護保険のですね、あり方はですね、やっぱりこう、どうしても納得できないところがあります。今回もですね、やはりこの第1段階の、これは生活保護世帯の方も含めたですね、最も低い方に当たっても、減額があったとしてもですね、引き上げになるということで、私としてはですね、

この介護保険のあり方については、この値上げについてはですね、考えるべき必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。質疑なしですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案第11号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険料の引き上げについて反対の立場から発言をいたします。

平成30年度から平成32年度までの各年度の保険料率を、これまでの第6期基準保険料5,550円を、第7期基準保険料6,500円とし、950円の増額とし、増額率は17.1%とする改正案については、年金等限られた比較的少ない収入からの大幅な増額となり、この保険料値上げに耐えられない被保険者となる可能性が大いにあると思われまます。中でも、所得の少ないと町も認めている生活保護受給者等からは、これまでの2万9,980円から、平成30年度から平成32年度は3万5,100円になるとされていますが、所得階層で一番所得が少ないとされる第1段階にある町民の皆さん746人、階層別割合にして18.7%の方は、保険料の支払いさえ特に困難とされる方々だというふうに思います。そうした方々にも一律に大幅な保険料の値上げは、限界を超えたものと考えまます。また、町民の皆さんは、あの熊本地震からの復興の途上にあります。その厳しい経済状況の中において、大幅値上げは認められません。

3月8日熊日新聞1面等において、介護保険料引き上げの記事が掲載されています。ここでは、専門家の大学教授が、「年金額も減り、可処分所得も下がっている。保険料と公費で半分ずつ賄っている仕組みを変えて、公費負担を手厚くするべきだ」と述べております。保険料を据え置く方針の大分市は、高所得者や国の支出を増やし、高齢者の負担を和らげてほしいと要望しております。憲法25条を初め、地方自治法第2条、老人福祉法第4条においては、住民の福祉の増進を図ることを基本とする、また、老人の福祉を増進する責務を有するとあります。

今こそ、これらの立場に立った介護保険制度に向かうべきであります。町としても、保険料据え置きを是非とも検討いただきたいと考えまます。

以上をもって発言を終わります。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第11号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてはですね、毎期ごとですね、介護保険料、実際上がっているのは確かでございます。そういう中においてですね、やはり介護に対するヘルパーあたりですね、やは

り人件費、また介護はですね、高度な介護に移っておるような関係でですね、介護保険料の一部改正については、今後もですね、十分検討はしなければならない中でもですね、何ら異議なくとは申しませんが、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第11号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 賛成者起立多数によって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第13号 甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第13、議案第12号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び、日程第14、議案第13号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、以上2件につきましては、関連がございますので一括条例といたします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第12号及び議案第13号、続けて説明させていただきます。

まず、議案第12号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例でございます。改正条例案を読み上げますと長くなりますので、別の資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（西坂 直君） ありがとうございます。それでは、別紙の説明資料をごらんください。改正点を要約しております。

まず1番、改正の要旨。これは、医療と介護の連携、共生型サービス及び介護医療院の創設等による国の基準省令の改正に伴い、本条例の基準の見直しを行うものでございます。

2番、改正の内容につきましては、まず（1）目次の追加。第3章の2「地域密着型通所介護」の第5節「指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を第6節とし、第5節に「共生型地域密着型サービスに関する基準」を追加しております。

（2）本則への条文の追加。第59条20の次に「第5節、共生型地域密着型サービスに関する基準」として地域密着型通所介護の基準及び準用規定を追加挿入しております。第59条の21から59条の22までです。それと、次の各条文に「身体的拘束等の適正化を図るための措置」を追加しております。これについては、介護保険施設に身体拘束に関する検討委員会の設置が義務づけられたものによります。これについては第113条第7項、138条第6項、第157条第6項、第182条第8項に追加しております。

（3）その他の改正としましては、文言の改正としまして、「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に名称変更されておりますので、改正しております。それと、文言の追加としまして「介護医療院」を追加しております。その他、条番号等の改正を行っております。

施行日につきましては、この条例は、平成30年4月1日から施行するということになっております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第13号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定、失礼しました、指定の「定」が入っておりませんでした。失礼しました。指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに、こちらも、失礼しました、指定「定」を挿入お願いします。大変申しわけありません。指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由については、議案第12号と同様でございますので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例でございます。これにつきましても、読み上げると長くなりますので、別紙の資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（西坂 直君） ありがとうございます。それでは、資料によりまして説明いたします。改正点を要約いたしております。

まず1番、改正の要旨につきましては、医療と介護の連携及び介護医療院の創設等による国の基準省令の改正に伴い、本条例の基準の見直しを行うものでございます。

2番、改正の内容。（1）本則の条文の改正。第9条（利用定員等）の条文において、利用者数の合計を、各施設・事業所1日当たり3人以下の規定から、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設については1日当たり12人以下とすることによる改正。第78条の条文に「身体的拘束等の適正化を図るための措置」を追加。

（2）その他の改正としましては、次の各条文への文言の追加ということで、「介護医療院」を追加しております。第5条第1項、第44条第6項第4号、第46条、第72条第2項、第73条、第83条第3項に追加しております。

3番、施行日。この条例は、平成30年4月1日から施行するということです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。両議案ともにですね、改正の中身の中に、身体的拘束等の適正化を図るための措置と、括弧に身体拘束検討委員会の設置を義務づけると、このような、なぜ必要になったのか、そのあたりの背景を教えてくださいなと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 一応、身体拘束につきましてはですね、もう基本的にはやっってはならないということになっております。ただし、やむを得ない場合とかですね、いう場合は、身体拘束もやむを得ないということですがけれども、これを施設内でですね、情報共有して、何といたしますか、その検証とかですね、こういったときにやりましたとかいうものを検討委員会で、どういうときに、極力してはならないということなんですけれども、それを検討していくということの組織を各施設に設置が義務づけられたということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑はありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論及び採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第12号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
荒田議員。

○3番（荒田 博君） 議案第12号、甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、国の介護保険の一部改正に伴い、基準を改正するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第12号「甲佐町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第13号、甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明にありましたように、介護予防のための効果的な支援をするための条例の一部改正する条例の制定でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第13号「甲佐町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午後 0 時00分

再開 午後 1 時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第14号 甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第15、議案第14号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それではご説明いたします。議案第14号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護保険法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。改正条例案の本文を読み上げますと長くなりますので、別紙の資料でご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○福祉課長（北野 太君） ありがとうございます。それでは、別紙の資料をごらんください。改正点を要約しております。

1番、改正の要旨。医療と介護の連携及び共生型サービスの創設等による国の基準省令の改正に伴い、本条例の基準の見直しを行うことによるものでございます。

2番、改正の内容。（1）本則の条文の改正。①第2条（基本方針）への文言の追加。第4項の条文の事業の連携先に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者」を追加しております。

②第5条（内容及び手続の説明及び同意）への文言の改正。第2項の条文に「利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」を追加しております。第3項に「指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めなければならない。」を追加しております。

③第31条（指定介護予防支援の具体的取扱方針）に次の2号を追加しております。14号の2、担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めたときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。20号の2、前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した場合には、当該介護予防サービス計画を主治医の医師等に交付しなければならない。

（2）その他の改正。これについては、条番号等の改正をしております。

3番、施行日については、この条例は、平成30年4月1日から施行するということです。

また、一番下に書いております、参考としまして、この指定介護予防支援とは、地域包括支援センターが行う介護予防ケアマネジメント業務ということで、現在、町総合保健福祉センター「鮎緑」で事業は行っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第14号、甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法の改正に伴い、本町の医療と介護を総合的に推進するための法整備のための条例の制定だろうと思ひ、違いますか、と思ひ、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第14号「甲佐町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第16、議案第15号「甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） それでは、ご説明申し上げます。議案第15号、甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとするということで、平成30年3月9日提出。甲佐町長名です。

提案理由としましては、甲佐町農業研修センターの管理、運営を指定管理者へ委託することができることとするため、本条例の一部を改正する必要が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例（平成14年甲佐町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。指定管理者による管理。第12条、地方自治法第244条の2第3項の規定により、農業研修センターの管理を、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2項、前項の規定により農業研修センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、農業研修センターの休業日を定め、または使用時間を変更することができる。

3項、第1項の規定により農業研修センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条及び第6条の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読みかえるものとする。

4項、第1項の規定により農業研修センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が農業研修センターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項（前項の規定により読みかえて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5項、第1項の規定により農業研修センターの管理を指定管理者に行わせる場合において

て、当該指定管理者が農業研修センターの管理を行うこととされた期間前に第4条第1項（第12条第3項の規定により読みかえて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

指定管理者が行う業務。第13条、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。1号、農業研修センターの受付及び使用の許可に関する業務。2号、農業研修センターの施設の維持管理並びに補修及び修繕に関する業務。3号、農業の研修、特産品の開発等、農業の活性化に資する業務。

次のページをお願いします。

4号、前各号に掲げるもののほか、指定管理者が農業研修センターの管理運営上、必要と認める業務。

利用料金。第14条、指定管理者は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、農業研修センターの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として使用者から收受することができる。

2項、前項の規定により指定管理者が收受することができる利用料金の額は、第8条別表に定める額に100分の130を乗じて得た額を上限として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3項、指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免し、または還付することができる。

指定管理者の原状回復義務。第15条、指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、または地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、もしくは期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。

当初、提案理由でも説明しましたとおり、本甲佐町農業研修センター、これはろくじ館のことでございます、ろくじ館の管理、運営につきましては、現在、町のほうで直接行っておりますが、指定管理者に委託することができるように、個別の条例を改正する必要がありますので、今回条例の改正をお願いし、指定管理者への管理委託ができる道を開くための条例改正でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） ちょっと基本的なことでお聞きしますが、ろくじ館というか、販売されるところからずっと向こうの研修っちゅうか、あそこまでの範囲を管理委託しようと思っておられるのですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 現在、地産地消で物品の販売をされておりますところは多目的ホールとありますが、多目的ホールからろくじ館の建物全てについて、指定管理者へ

の委託ができるようにということで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい、わかりました。じゃあ、今の管理状況というのはどうなっているのかと、こっちの販売されている何とかホール、その運営状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、ろくじ館の管理状況につきましては、先ほど申しましたとおり、町で直営で行っておりますので、電気代、光熱水費ですね、それと修繕等にかかります費用につきましては、全て町のほう、一般会計で予算措置をして対応をしているという状況でございます。それと、青空運営市場の状況でございますが、昨年度の平成28年度の数字で申し上げますと、来場者数が1万435人、これはレジを通った人数でございます。それと28年度の売り上げとしましては、8,412万7,600円売り上げということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 8,412万円という売り上げがあるんですね。その数字がどうかってというのはわからなけれども、その辺が何ちゅうかな、商売的に言えば、もうかっとなけん、するというようなことじゃないわけですね。何ちゅうか、そこ自体の、誰がしょっとね、今、その青空市場。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） ろくじ館の市場につきましては、青空運営委員会という組織を組織されております任意の団体ということになります。それと、売り上げについては先ほど申しましたとおりですが、手数料を取られておまして、毎年総会の資料をいただきますが、青空運営委員会の決算としましては黒字決算というような状況でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 指定管理をですよ、やろうという思いでこれが出てきたわけですかね。まず、それをお聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 今回、4月1日施行ということで条例改正を出しておりますが、ご議決いただければ、4月以降、一般に公募を行い、指定管理者のほうへ移行できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですよ、今までは町が運営をやったという

流れの中ですよ、じゃあ指定管理になればですよ、電気料、そういうとも当然、指定管理を受けた人が持つということですよ。今、青空運営市場の方はほとんど生産者を中心にですよ、組織されとる中でですたい、仮に青空市場の方が指定管理を受けられた場合、運営がですよ、やっていけるかなと、私はそこを心配するわけですよ。せんだって、2018ニラパワー何とかがあったでしょう。ああいう、キリンビールかな、日本財団あたりの応援ですよ、頑張っておられる中でですよ、じゃあ実際、その青空運営市場ですたいね、あの方たちが指定管理をお願いするかですよ。その点も心配するわけですけど、いかがですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、最初の光熱費関係ですが、今、一般会計で光熱費等、必要修繕料も含めてですね、支払いをしております。それと、利用料金、各団体等が使われましたときに利用料金収入がございます。そこ、出ていくものと入ってくるものを計算しますと、若干ですが歳入のほうが多いというような一般会計の状況ではあります、まず1点目が。

それと、指定管理者につきましては、基本的に公募ということになりますので、青空運営委員会については、ちょっとお話を聞きましたところ、ちょっと厳しいのかなというお話は伺っておりますが、青空運営委員会への決め打ちではございませんので、あくまでも公募した上で、公募があった中から選ぶというようなことになるかと思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういう中ですよ、じゃあ、地域協力隊の越智さんですか、あの人の人件費あたりも、今は青空運営市場で持つとるわけですたいね。今後そういうことで、今度は管理及び補修、修繕あたりですよ、その指定管理を受けたところですよ、せんといかんなればですね、せっかく甲佐の農産物を基本としてですよ、それに新商品開発あたりですよ、ここが拠点なんですよ、今甲佐は。そういう流れの中ですよ、本当に経営が圧迫するというような状況になった場合ですたい、私は今のやり方ですよ、頑張ってもろたががいいというような思いを持つわけですけど、大丈夫ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 先ほど、決め打ちではないと、公募ですよということで答弁をさせていただきましたが、青空運営委員会の店長の人件費分につきましては、29年度、本年度までは補助金を、町の一般会計のほうから出してしております。それも含めたところで黒字になっているというような状況でございます。

本来、ろくじ館につきましては、設置目的で、農業の研修、特産品の開発、言われるとおり、農業の活性化に資するための施設ということで設置をしてきているところです。直営で行っております場合も、そういう有効活用が、目的に沿った有効活用ができるように努力をしておりますが、指定管理者のメリットとしましては、民間企業またはそういう団体の目線での事業展開というものも期待できるということで、今回、条例改正の議案を出

しているところです。

青空運営委員会が、実際公募したときに、手を挙げられるかどうか、手を挙げられた後に指定管理者となられたときに、運営がうまくいくかどうかというのは、なかなか、今の現時点ではお答えが難しい部分になるかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、じゃあ、その民間の企業あたり、ただですね、今のろくじ館の体制を見てみるとですよ、運営委員長とかいろいろね、事務局とか会計とかおられる中でですね、みんな生産者なんですよ。だから、みんなの意見がまとめてですね、あれだけの品数が寄ってきとる状況で、仮に民間がした場合ですよ、あれだけの品物が寄るかとか、またですね、あのろくじ館についてはですね、ふるさと納税あたりの発信のもととも私は思うわけですよ。だから、そういうことも十分、今後考えていただきたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） どうもこう、申しわけないけども、一般会計のほうも若干だけでも収入があると、それから、運営委員会のほうも決算では黒字だというようなことですね、なぜ今この指定管理者にする必要があるのかなという疑問があるもんですから質問しとるわけでございますが、それじゃあ、その運営委員会さんとのそういう詰めた話というのは、今までなさっているんですか。もう4月から公募云々という問題だから、当然それはもうなさっているんだろうと思うんですが、いかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 指定管理者につきましては、当然公募ということになります。現在、青空運営委員会のほうが入られて活動も行われておりますので、越智店長、それと代表、今、■■■の長尾さんですけども、お話、町としてはこういう条例改正を予定していますよということでお話をしたところです。その後の運営会議の中で話が出たそうですが、青空としては、なかなか受けるのは厳しいのかなと、公募があった場合に手を挙げるのは難しいかもしれないというようなお話は聞いているところです。

（「ちょっと委員長、休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） 何で。本会ではされんと、されんとですか。休憩、はい、なら、しばらく休憩します。

休憩 午後1時25分

再開 午後1時57分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 先ほど、中村議員のご質問に対する答弁だったと思います

が、赤字については補填をしますというような断言的な答弁をしたところですが、公募をかける際に、3年間の試算をした上で、その試算が赤字になるようであれば、公募の条件として町のほうが財政負担をするという答弁に修正をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質問、質疑ありませんか。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 議員各位からいろいろ、ろくじ館の運営等についてもご指摘なりご意見、ご心配等をいただいたところであります。休憩中の中でも、担当課長のほうから縷々ご説明申し上げましたし、収量とそれから光熱費との差額等の問題等についてもですね、利用される側としては、金銭的、金額的にはメリットもあるだろうということになります。また、指定管理者の委託契約期間の後にですね、不都合な点とか、赤字補填とかというような問題が発生した場合には、当然これは町も考えていくべき話だろうと思えます。

現在、ろくじ館青空市場運営委員会との協議と申しますか、話し合い活動も進めているところでありますけれども、この制度自体の中身についても、もう少しわかりやすいようなご説明も必要かなという気もしておりますので、その辺を十分理解していただいた上で、そこに限定するわけにはいきませんので、公募という形にはなりますけれども、そういった適切な手順を踏みながら対応していきたいというふうに思えます。まずは、この条例についてのご承認方をお願いしたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑、ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第15号、甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ただいま質疑の中でいろいろ問題点あたりも明らかにしておりますけれども、また公募をかける際にはですね、議会の中でこんなで話し合われたことあたりを十分に念頭に入れた上で公募にかけられて、これから3年間ですかね、の公募期間というあたりもありますので、そこら辺を含めて、この研修センターがですね、運営がうまくいきますことを願ひまして、本案に賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第15号「甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第17、議案第16号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、ご説明いたします。議案第16号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

提案理由については、町営住宅の廃止及び新設に伴い、本条例を改正する必要性が生じたので、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町町営住宅管理条例（平成9年甲佐町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表、西寒野団地の項及び豊内団地の項を削り、同表に次のように加える。名称と所在地を加えます。白旗団地、甲佐町大字芝原950番地。乙女団地、甲佐町大字田口3973番地、甲佐団地、甲佐町大字豊内789番地。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次のページに、今回改正します別表の新旧対照表を添付しております。

今回の改正は、町営住宅西寒野団地、豊内団地の解体廃止によるものと、熊本地震による新たに災害公営住宅3団地の建設に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番。今議会の中で、災害公営住宅についての建設予定と応募予定で、応募のほうが多かったということで、町営住宅のほうで対応されるというお話だったんですけど、現在そういう町営住宅をどこに充てるとか、そういったことはもうお考えなのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 現在ですね、町営住宅の空き部屋等についてはですね、立岩団地に2部屋空いております。それと下横田団地に1部屋、それと定住促進住宅のサ

ンコーポラスに6部屋が空いておりますので、もし抽選から漏れた方については、そのような対応ができるかと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 先ほどですね、上揚団地の移築に伴うということで、条例のほうの問題が議論されましたが、上揚団地については何戸を予定されていますか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 上揚団地については29戸の予定でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

山内議員、1番。

○1番（山内亮一君） 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、現町営住宅の廃止及び災害公営住宅の新設というところで、町の条例関係の改正ということになりますので、適正に行われることを期待しまして、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第16号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 甲佐町地域福祉基金の処分について

○議長（緒方哲哉君） 日程第18、議案第17号「甲佐町地域福祉基金の処分について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、ご説明いたします。議案第17号、甲佐町地域福祉基金の処分について。甲佐町は、平成30年度において甲佐町地域福祉基金を下記のとおり処分することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

それでは、1、処分金額が450万円。2番、用途が乙女高齢者福祉センターに係る備品・調度品購入、介護認定調査員用公用車の老朽化に伴う更新及び甲佐町老人いこいの家大広間の畳表がえ等に充当するため。3番、基金残額2,425万2,275円です。

提案理由としましては、乙女高齢者福祉センター新築に係る備品・調度品の購入、それと、介護認定調査員用公用車の更新及び甲佐町老人いこいの家の維持管理に要する費用に充てるため、甲佐町地域福祉基金条例第6条の規定により、議会の議決を経て甲佐町地域福祉基金の一部を処分するものでございます。

2ページ目に、別紙に資料を添付しております。

甲佐町地域福祉基金のこれまでの経緯についてを1番で説明しております。まず、平成8年の7月1日に甲佐町社会福祉協議会が持っていた基金を返還していただきまして、それを積み立てをしております。それが2億928万円でございます。それから、1番から4番までですね、鮎緑関連または白旗・龍野・乙女福祉ふれあいセンター、または老人いこいの家の改修、フィットネスセンターという形で取り崩しを行いまして、現在高が2,875万2,275円となっております。

今回取り崩す額が450万円となっております、その内訳としましては、まず(1)が乙女高齢者福祉センターの備品175万円、調度品が80万円、それと、介護認定調査員用の公用車が2台で200万円としております。この認定調査員の車については、軽の乗用車でございます、介護保険が始まる年の前の年、11年に購入してあります。もう走行距離も12万キロ、または11万3,000キロというふうになっておりまして、電気系統あたりもかなり老朽化で支障が出ている状況でございますので、更新を予定するということでございます。(3)が老人いこいの家の大広間の畳表がえですけども、これについても、畳の表がかなり老朽化、避難所にも使われておりましたけども、老朽化しておりまして、この部分の表がえが56枚分で45万円を予定しております。合わせまして500万円ということでございますけども、差額の50万円は町の一般財源で見るということにしております。

3番、今回の取り崩し後残額が2,425万2,275円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。福祉基金の処分について、何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

○1番（山内亮一君） はい、1番。議案第17号、甲佐町地域福祉基金の処分について、

今説明があったとおり、乙女高齢者福祉センターその他の備品等についての内容でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第17号「甲佐町地域福祉基金の処分について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 工事請負契約の締結について

○議長（緒方哲哉君） 日程第19、議案第18号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、ご説明いたします。議案第18号、工事請負契約の締結について。28災補道第7314号町道辻線道路災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結することとする。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

記。1、契約の目的、28災補道第7314号町道辻線道路災害復旧工事。

2、場所、上益城郡甲佐町大字坂谷地内。

3、契約金額、9,828万円。

4、契約の相手方、上益城郡甲佐町大字糸田1353番地1、株式会社清甲、代表取締役奥名貴一。

5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由については、契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を要するために提出するものでございます。

次のページをお願いします。

契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いします。

資料2において、工事概要について、説明資料2に基づきまして説明を行います。

今回の工事は、熊本地震及び6月の豪雨災害の影響で町道辻線が法面崩壊し、直下に県道三本松甲佐線まで被害が及びました。被災箇所は、位置図に示しております西原橋から広瀬方面へ500メートル程度行った箇所でございます。被災状況は写真のとおりで、被災延長が約35メートルで、崩壊法面の高さが、県道から直高で60メートルあり、中間には、写真で青色の点線で示しております町道辻線が折り返して走っております。町道の被災箇所は図面左側の平面図で示していますが、赤色の部分が1工区30メートル、2工区34.5メ

ートルが甲佐町で施工する部分となります。また、県道の被災箇所といたしまして、図面青色で示しております箇所が熊本県で施工される部分となります。町道、県道ともに公共土木施設災害復旧事業で復旧を行っていきます。

町の復旧工法につきましては、町道部の法面部分を吹きつけ法砕工で行い、710平米、町道路肩部をコンクリートブロック積み241平米で施工いたします。このほか、コンクリート舗装を156平米、ガードレールを64メートル施工することとしております。施工方法としましては、右側写真の施工例のとおり、無人化施工で法面成形を行い、吹きつけ法砕工を施工いたします。

施工に当たっては、県の工事とも重複しますので、工程協議などを行い効率的に進めることで、交通規制など地域への影響を軽減できるように進めていくことにしております。

戻りまして、2ページの契約書をお願いいたします。

2ページの契約書にですね、工期が記されておりますけれども、工期が平成30年3月30日までとなっておりますが、これは国の繰り越し承認申請を現在行っておりますけれども、まだ承認がおりてきていないということで、平成30年3月30日の工期を設定しております。承認が来ましたならば、工期を変更させていただきたいと思っております。

また、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。この熊本県の施工範囲という、この工事箇所がありますね。下の部分ですね。これは、県の工事が終わってから、甲佐町のこの赤色の部分、1工区と2工区を工事されるわけですけども、この熊本県の工事が終わってから、その後にはされるわけでしょう。ということは、この熊本県の業者というのはやっぱ、どちらになつとつとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） ただいまのご質問で、熊本県が施工してから甲佐町が行うということにつきましては、反対でございまして、甲佐町が上部のほうの施工が終わりまして、下部のほうの熊本県が施工されることになっております。熊本県のほうでも、現在入札が行われて、甲佐町との施工工程を合わせまして、話し合いながら工事を進めていくことにしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。私もこの土木には余り知りませんが、やっぱ上のほうからでもでくるわけですかね。普通やっぱ下のほうからして、工事いくもんだらうか

と思ったら、上のほうから工事をやっていって、後から下のほうをするということで、専門的な知識がないもんだからですね、今びっくりしました。どうもありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 議案第18号、工事請負契約の締結について、28災補道第7314号町道辻線の災害復旧工事については、早期の完了を住民も望んでおりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

しばらくお待ちください。しばらく休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時24分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第18号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案のあった軽微の変更については専決を行い、工事の竣工前までに変更契約締結を議案として提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第20、議案第19号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂直君） ご説明を申し上げます。議案第19号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございます。

1ページ目をお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億8,350万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ121億3,628万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費の補正。第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、第2表、繰越明許費補正によります。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。

平成30年3月9日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1町税から520万円を減額し、7億7,457万5,000円としております。4の市町村たばこ税です。

款12分担金及び負担金から172万円を減額し、1億963万2,000円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料から46万3,000円を減額し、3,544万2,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金から6,651万6,000円を減額し、39億5,931万3,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金です。

款15県支出金に1億2,467万5,000円を追加し、15億8,585万6,000円としております。1の県負担金から3の委託金です。

款16財産収入から65万8,000円を減額し、756万4,000円としております。1の財産運用収入です。

款18繰入金から2億2,457万2,000円を減額し、2億1,907万4,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款20諸収入から64万8,000円を減額し、3,818万7,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

款21町債から2億840万円を減額し、26億354万2,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額125億1,978万4,000円から3億8,350万2,000円を減額し、121億3,628万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費から17万4,000円を減額し、8,000万2,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に2億4,365万3,000円を追加し、24億8,102万1,000円としております。1の

総務管理費から5の統計調査費までです。

款3民生費から1億84万1,000円を減額し、19億8,893万2,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費から2億228万3,000円を減額し、27億3,391万1,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費から1,872万円を減額し、4億7,567万2,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費から11万3,000円を減額し、4,983万8,000円としております。1の商工費です。

款7土木費から1,353万円を減額し、10億8,606万1,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8消防費に2,284万5,000円を追加し、4億467万8,000円としております。1の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款9教育費から2億2,762万2,000円を減額し、4億5,408万7,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費から8,671万7,000円を減額し、15億5,717万円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

歳出合計。補正前の額125億1,978万4,000円から3億8,350万2,000円を減額し、121億3,628万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正です。1、追加です。款、項、事業名、金額でご説明申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、防犯灯設置事業、3,000万円。款2総務費、項3戸関住民登録費、戸籍附票関係システム改修事業、64万8,000円。

款3民生費、項1社会福祉費、乙女高齢者福祉センター設置事業、810万1,000円。款3民生費、項3災害救助費、住宅応急修繕事業、2,161万円。

款4衛生費、項2清掃費、災害廃棄物処理事業、8,782万7,000円。

款5農林水産業費、項1農業費、台風被害生産施設等復旧対策事業、280万2,000円。同じく産地パワーアップ事業、1,470万円。同じく暗渠配水整備事業、3,500万円。同じく震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、8,141万4,000円。

款7土木費、項2道路橋梁費、道路維持事業、4,122万6,000円。款7土木費、項4住宅費、町営住宅整備事業、1億4,757万1,000円。同じく被災宅地復旧事業、9,000万円。同じく土砂災害危険住宅移転促進事業、600万円。同じく私道復旧事業、150万円。

款8消防費、項1消防費、防火水槽整備事業、3,379万6,000円。

次のページをお願いいたします。

款9教育費、項4社会教育費、自治公民館改修等事業、991万3,000円。款9教育費、項

5 保健体育費、安津橋総合運動公園整備事業、5,816万1,000円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、3億円。同じく林業施設災害復旧事業、1億4,550万円。款10災害復旧費、項3文教施設災害復旧費、宮内地区社会教育センター復旧事業、417万1,000円。款10災害復旧費、項4その他公共施設・公用施設災害復旧費、グリーンセンター集会用施設解体事業1,000万円。

次に、2の変更です。款、項、事業名、変更前の額、変更後の額で説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、災害公営住宅整備事業、13億1,695万8,000円に408万3,000円を追加し、13億2,104万1,000円としております。

款4衛生費、項1保険衛生費、地域包括ケアシステム改修事業、42万8,000円から全額を減額し、0円としております。

款7土木費、項2道路橋梁費、狭隘道路整備事業、3,500万円から全額を減額し、0円としております。同じく道路新設改良事業、1億6,960万円に2,462万7,000円を追加し、1億9,422万7,000円としております。款7土木費、項4住宅費、町営住宅長寿命化事業、1億4,135万円から全額減額し、0円としております。

款8消防費、項1消防費、防災公園整備事業、5,500万円に4,500万円を追加し、1億円としております。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、4億6,800万円に7,605万7,000円を追加し、5億4,405万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正です。1、追加です。津志田河川自然公園土地借上料。期間が平成30年度から平成34年度まで、85万5,000円の限度額を設定しております。

次に、2の変更です。事項が竜野地区放課後児童健全育成事業委託料。期間が平成30年度から平成33年度まで、変更前の限度額1,376万円に145万6,000円を追加し、変更後の限度額を1,521万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

農業制度資金利子補給金。期間が平成30年度から平成38年度まで、変更前の限度額34万2,000円から全額を減額し、0円としております。

次に、熊本県信用保証協会に対する損失補償。これは、期間が契約締結の日から解除の日まで、変更前の限度額、代位弁済元金額の2割相当額の半額から全額を減額し、0円としております。

次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。まず、1、追加です。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明をいたします。

公共事業等債、3,250万円。証書借り入れ、または証券発行。利率は年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で、借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、政府

資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り替えることができるとしております。

追加の2点目です。歳入欠かん債、600万円です。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、公共事業等債と同じでございますので、省略させていただきます。

次に、2の変更です。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額で説明いたします。過疎対策事業、4億4,150万円から1億6,060万円を減額し、2億8,090万円としております。

公営住宅建設事業、5億7,770万円から780万円を減額し、5億6,990万円としております。

災害復旧事業、5億540万円に1,020万円を追加し、5億1,560万円としております。

災害対策債、11億3,500万円から8,870万円を減額し、10億4,630万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございませんので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま説明が終わりましたが、3時から始めましょうか。3時から始めましょうか。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時42分

再開 午後3時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第19号の平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）を議題といたしております。これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず22ページ、款1の議会費から、26ページ中段、款2の総務費までです。22ページから26ページ中段、款2の総務費までです。何か質疑ありませんか。22ページ、款1の議会費から、26ページ中段、款2の総務費までです。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 総務費の中ですね、ページ24に、防犯灯設置工事ということが出ておりますが、29年度における防犯灯の設置状況についてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。29年度につきましては、防犯灯の設置工事は、予定ではですね、7路線約100基を予定しておりました。しかしながら、国道443号線、これがですね、災害輸送道路ということになりまして、防犯灯が被

災した場合に道路を塞ぐというようなことになりましてですね、県の広域本部と打ち合わせを行いながら、結果的に従来どおり設置していいということになったんですけれども、その回答が大幅におくれたことからですね、現在、大幅に発注が遅れているというような状況でありまして、現在、乙女の防犯灯の移設、乙女の部分の移設と、それから、予定しております緑町の防犯灯の設置のみが、現在のところ予定をしておると。そのうち、乙女のほうの防犯灯の移設はもう既に2月で終わっておるといような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） すみません、箇所についての、今お話がありました、何基つけられたんですか、乙女と緑町。

○議長（緒方哲哉君） 佐々木室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） お答えいたします。乙女のほうが、防犯灯の移設が5基だったと記憶しております。それから、緑町のほうがですね、2基つく予定でございます。それと、予定では100基近くつける予定だったんですけども、繰越明許で補正をさせていただきましてですね、その分は来年度に、それに応じた、443号線等を中心にですね、防犯灯を設置していきたいというふうに考えております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） じゃあ、次に参ります。

次は、26ページ中段、款3の民生費から、33ページ、款5農林水産業費までです。26ページ中段から、33ページ、款5の農林水産業費までです。何か質疑ありませんか。民生費から農林水産業費までです。質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 31ページの中段に、地震関係の委託料として1億8,000万減額されております。ここを見ると、もう全て解体関係ですね。それで、そういったのはこれでもう終わったということでもいいんですかね、どうなんでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） お答えいたします。公費解体につきましては、先ほど町長の行政報告でもご説明してありますけれども、申し込み総数1,221棟中、2月末までに1,219棟が終わっております、現在、残り2棟についても解体を行っておりますので、今月中に終了する見通しです。

その解体したガラとかですね、あと仮置き場に使いました緑川グラウンドの復旧工事等につきましては、繰り越して対応させていただく。それと、県に事務委託して設置しておりました、益城町にあります二次仮置き場の撤去工事もまた済んでおりませんので、そちらの負担金のほうも繰り越して対応させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。26ページの民生費から、33ページ、農林水産業費までです。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） じゃあ、次に参ります。

次に、34ページ、款6の商工費から、最終44ページ、款10の災害復旧費までです。34ページの商工費から、款10の災害復旧費まで、44ページ一番最後ですね、最終までの質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。ページ39のですね、教育費の中の小学校費ですが、項目としてですね、甲佐小学校の改修等設計委託料というのが記載されていますが、甲佐小学校のですね、改修状況はどうなっているのか、ご説明よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 甲佐小学校の改修の状況等についてご説明させていただきます。

当初予算に計上しましたのはですね、展示スペースがありましたが、展示スペースを仕切って、特別支援教室等で対応するように計画しておりましたが、今年度パソコンを入れかえたこともありまして、パソコン教室がですね、1教室パソコン教室として使わなくてよくなったために、そこをですね、特別支援学級ということで教室にかえました。そのため、教室を確保するために、今現在図書室がありますが、そこが教室の二つ分のスペースがありますので、そこを改修し、図書室につきましては、今、2階の西側、6年生の教室とその前にある展示スペースを図書室として改修して、来年度に備えていきたいということで、今改修を行っているところです。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 甲佐小学校のですね、この教室の改修というのはですね、2年続けてだったというふうに思います。それで、私もですね、学校をちょっと見に行っただけですけども、やっぱり来年度、4月以降ですね、児童の数が増えるということで、1年生が2クラスになるということで改修せざるを得ないということなんですけれども、その後はですね、また1クラスになるというお話を聞きましたが、今度、子育て支援住宅も建設を予定されていますし、子どもさんの数がですね、増える可能性も当然出てくると思うんですが、そういった場合に対応をですね、どのように考えられているのか、よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今ですね、児童の入学者数の推移を諮ってしまして、今の推移でいきますと、今の教室、最大8教室あればですね、十分足りていくということで、今、予備の、図書室になっている教室も入れますと9教室ありますので、十分足りるかなというふうに思っております。また、子育て支援住宅が20戸、一応計画予定されておりますが、その人数等にもですね、人数がですね、はっきりしないと、教室等については何とも言えませんが、今の段階でいけば、計算上ではですね、今の今回の改修でほぼ足り

るんじゃないかというふうには思っておりますが、どうしてもクラスが1年生から2年生までが35人が1クラスで、2クラスになりますけれども、それ以上になりましたときにはですね、再度、展示スペース等を活用しながら教室を確保していきたいというふうには考えております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 子どもの数に合わせてですね、どうにか工面するという方法もですね、一つの方法ではありますが、やはり今現状でですね、音楽室が体育館のすぐ横のコミュニティールームかな、になっとなって、学校側のお話ではですね、やっぱり場所としてはよくない。やっぱり体育館ではですね、子どもたちが運動する場合はですね、振動がするしですね、もとあった音楽室から比べたら部屋の広さも違いますし、やっぱり音楽室の隣は音楽の楽器等を入れるスペースがありますが、そういったものもコミュニティールームにはないということがありますし、今度、図書室をですね、二つの教室にするということで、なるわけですが、やはり学校のつくりとしてもですね、もともとあった施設がそのまま使われるのがですね、実は一番、子どもたちにとっても先生にとってもですね、いいものだというふうに思うんですよ。それで、やはり子育て住宅、今話があったように20戸ですから、当然そこからやっぱり小学校に入る子どもさんも出てくる可能性が十分考えられると思いますので、やはり直前になって教室の入れかえ等でですね、対処するというよりもですね、そこはやっぱり、ある程度先を見越して教室をですね、増築するなどの対策は必要ではないかと思えます。教育長はどうですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 甲佐小学校の校舎につきましては、現在の施設にですね、プレイルーム等がついておりまして、施設の広さ的には十分、これから教室が2クラスほど増えても対応できるというふうに思っております。音楽教室につきましては、現在、もとのところでですね、戻すということでは動いているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） やはりですね、図書室も全学年が使いやすい場所にもともとつくられていると思うんですよね。今度移動して、6年生の教室とプレイスペースですか、そういったものを合わせて図書室にするということですが、2階のですね、一番隅っこにあるわけですよね。やっぱり低学年にとっては使いづらいところもあるし、そういった意味ではですね、やっぱりもともとあった教室をそのまま使うというやり方で、どうしても教室が足りない場合はですね、やっぱり増築で対応するとかですね、そういうふうな方法を考えないと、やっぱり教育環境としては私はよくないと思うんですよ。やっぱり親御さんにとってもですね、子どもさんにとっても、教える先生にとっても、やっぱり教育をする環境というのはですね、大変大事なところだというふうに思いますが、そういった点ではいかがですか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） すいません、ちょっと私のほうから、今の件についてはお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、教育現場が全て、100%満足いくようなことになるのが一番だとは思いますが。ただ、おわかりのとおり、その年度、年回りによっては、最大限の教室確保しなくちゃならないときもありますし、その時期を過ぎたときには、従来どおりの教室の数で足りるというような周期もあるのではないかと思います。教育、それだけの環境整備をしてあげるといことは非常に大事なことでありますけれども、問題は私は中身だと思います。中身がいかにかどういふふうな教育をやっていくのかということが非常に大事なことであります。

それと、もともと甲佐小学校の校舎を建設したときに、多目的教室の使い方についても、当初の基本設計の中で、これを教室が足りない場合には使おうということですね、もともとはスタートしているんです。ですから、その辺のことをやっぱり教育の現場の先生たちもですね、ちゃんとわかった上で発言してもらわなくちゃ困ります。私はそう思います。

ですから、そういう学校の今の教室の使い道等についても、いろいろ考え方あるけれども、やはり全てにやっぱり経費を伴うことでもありますからですね、何もかも満足いくようなことではいかない。そういう現場サイドの努力も必要ではないかということですね、あえて私は申し上げておきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 町としてですね、やっぱり子育て住宅を建設されるということですね、大変いいことだし、今の現状の中でも子どもの数が増えるということですね、町にとってもですね、大変いいことではないかと思うんですよ。そこに、町長のご見解もあります、やっぱり予測される場所ではですよ、足りないんじゃないかという形ですね、なってくるよりも、いや、そのためにはちゃんと教室が確保されていますということで、やっぱりしっかり安心するようですね、ものは必要ではないかというふうに思いますので。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃる意味は十分私も理解しているつもりですが、だから、ただ単にですね、安易な考え方で、じゃあ足りないから、じゃあ増築をしたらどうかという考え方はですね、どうかなというふうに思うわけです。

ですから、将来的にわたって子育て支援住宅の状況等によれば、当然ですね、先ほど課長も申し上げておりますとおり、状況次第では当然増築等も考えなきゃならん時期も来るだろうと思っております。ただ、それまでの時期については、現在の現場の教室の使い方によって対応することが可能だということをお知らせしておりますので、その辺についてはどうかご理解のほどをよろしくお願いします。だから、するなということではありませんので、よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございせんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 教育長、お尋ねしますが、こういうことですよ、起きているからこういう発言になっておるんだけど、やっぱり先生方のお話というのはなさっとでしょう。だから、その辺で出てきたときに、あなたがそこできちっとするような説明をしておれば、こういう問題は出てこんわけでしょう。甲佐高校の問題も一緒だけど、やはり学校と定期的に話をされるわけだから、そういう場においてきちっとした説明をされておくべきじゃないかと思う。その辺はどうですか、話し合いとか、そういう、今の事例でもいいですよ、小学校からそういうことが、先生方から話があったんですか、なかったんですか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私は主に校長とですね、話をしております。甲佐小学校の建設当初からですね、設計についてとか、今後の見通しについて、今の校長にもしっかりと話をしているところではございます。そういう中で、そういう校長からの発言があったということであるならですね、再度しっかりとですね、話をしていく必要があるのかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 校長からどうこうじゃなくて、やっぱり現場の先生方の意見もね、聞いてほしいということを行っているんですよ。それは校長が全て把握していればいいけど、校長が把握しとらんからこういうものが出てくるんだから、だから、やっぱり現場の先生方の一人一人の考えなり、そういう要望とか希望とか聞いて、そして、町長がおっしゃったように、この多目的ホールというのはそういうふうに使いましょうということまで我々もつくってきているんだから、その辺を誤解されんように、きちっと説明してあげてくださいよ、今後は。お願いしますよ。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 校長以下ですね、教職員につきましても、機会はあまり校長ほど多くはありませんけども、いろんな機会あるごとにですね、話をしているところではございますが、なかなか全員の職員と、まだ話していない職員もひょっとするとおるかもしれません。多くの職員とですね、話をしていく機会をつくっていく、そういう努力を今後とも続けていきたいと。そして、町の教育の方針とか大きな流れについて理解していただくようにですね、努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の議論の中でですね、ちょっと誤解があるかもしれませんが、私は小学校に行ってですね、学校の先生から聞いたことをですね、これまでに言っているというわけでもなくて、やっぱり自分で現場を見てですね、どういう状況かなということを確認して、これはちょっと使いづらいところもあるような感じがするなというようなことですね、発言したところですので、そこはですね、学校側がですね、町とか教育長とか町長をですね、批判されているという意味ではございませんので、そこは。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時27分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 先ほどですね、甲佐小学校の改修問題で、この改修についてですね、先ほどの私の発言の中で、学校の先生が言った部分でですね、というよりも、私です、現場を見て確認してですね、感じたということがですね、正解であるということ、先ほどの発言は取り消しをしていきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でよろしゅうございませうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい。

ほかに質疑ありませうか。ありませうね。

〔「ありませう」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） じゃあ、次に参ります。

次に、歳入は全部について質疑をお願ひします。歳入は全部についてを質疑お願ひします。12ページから21ページまでです。歳入は12ページから21ページまで、何か質疑ありませうか。歳入についての質疑を伺っております。歳入全部です。

本田議員。

○11番（本田 新君） 5ページ、6ページに繰越明許の補正がかかっていますけど…

○議長（緒方哲哉君） ちょっと待ってください。今12ページから21ページまでです。今、12ページから21ページ、歳入全部についての質疑を伺っております。ありませうか。

〔「ありませう」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございませうので、次に、2ページから9ページ、第4表までです。2ページの第1表から9ページの第4表までです。

本田議員。

○11番（本田 新君） 5ページ、6ページに繰越明許補正がかかっていますが、かなりの額のありませうけども、総額は大体どれぐらいなのかということと、これはもう30年間で必ず消化しなければならぬ繰越明許なのかどうか、この2点についてお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時31分

再開 午後 3 時31分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） すみません、時間をとらせました。繰越明許費の総額につきましては、36億9,689万円が総額になります。それと、今回の繰越明許費につきましては、29年度で予算を計上したのになりますので、最悪、どうしても工事の進捗でありますとか、事業の進捗によりまして、30年度中に事業が消化できないというような事態が起こらないこともございませんので、そういった場合については、事故繰り越しになる可能性もあります。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 最悪、事故繰り越しはどこまで行くんですか。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 制度上、事故繰り越しまでで全部の事業を終了するというふうになります。ということで、今回の繰越明許費につきましては30年度に繰り越しを行いますので、31年度までということ。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお受けいたします。質疑ありませんでしょうか。全部です。本予算全部についての質疑をお願いします。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。平成29年度甲佐町一般会計補正予算、議案第19号についてであります。午前中でも討議しましたが、議案第6号、町長等の給料及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、私は反対の立場から発言いたしました。それに関する予算が計上されてありますので、ほかの項目についてはですね、ほとんど同意できるものであります。この点がありますので、反対ということで発言いたします。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）でございますが、今回、歳入歳出から3億8,350万2,000円を減額した補正予算が組まれておりますけども、

その中にも、また多額の繰越明許等があり、復旧・復興に向けての一步一步の歩みが今予算の中に見受けられます。大変な道のりでありますけれども、さらに復旧・復興を進めて我が町への明日へとつなげる本補正予算について、賛成をしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第19号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第6号）を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま町長から、追加提案として議案第28号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）について提案がなされました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時37分

○議長（緒方哲哉君） 会議を開きます。

追加日程第1 議案第28号 平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、議案第28号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明させていただきます。議案第28号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）です。

1 ページ目をお願いいたします。

平成29年度甲佐町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによります。

繰越明許費の補正。第1条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の変更は、第1表、繰越明許費補正によります。

平成30年3月13日提出。町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、繰越明許費補正。1、変更です。款7土木費、項4住宅費、事業名、子育て支援住宅整備事業。変更前の額5,500万円に4,122万5,000円を追加し、9,622万5,000円としております。今回の補正につきましては、子育て支援住宅につきまして、来年度へ繰り越しを行うための補正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 総務課長ね、追加提案した案件でもあるし、もう少し議員さん方にわかるように、親切に説明をしてあげたほうが私はいいと思うから、もう少し内容まで言って、こういうことで追加提案になったんですよと。議運ではちゃんとわかっているけれども、ほかの議員さんがいらっしゃるんで、その辺はもう少し親切に説明してあげてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 今回、追加提案ということで、急遽議案のほうを提出し、また、対応していただきましてありがとうございます。

子育て支援住宅につきましては、今、東京の株式会社岡野道子建設設計事務所と、ほか2社の共同企業体に委託をいたしまして、建物の実施設計を行っておるところです。本来ならば、本年度中に実施設計の成果品が納入され、本年度中に終わる予定としておりましたが、昨日ですね、午後、急遽メールのほうで企画のほうに届いております。建物につきましては、建築基準法上、構造計算の適合判定の審査が必要であり、それに伴いまして建築確認の申請も必要となります。これまで設計事務所と審査機関であります県から委託されております一般財団法人熊本建築構造評価センターというところで、完成に向けての協議を行っておりました。

この構造計算につきましては、5段階の計算方法がありまして、60メートルを超える建物、また31メートルから60メートル未満の建物、あと31メートル以下につきましては、呼び方がルート3からルート2、ルート1と3段階の計算方法がございます。通常、ルート3の場合は、大規模なマンション等で計算の場合、ルート3を使いますが、今回、本町の建物につきましては3階建ての建造物ということで、ルート2で協議をセンターのほうと委託業者等と行っておりましたが、審査機関のほうからですね、さらに詳細な計算が必要ということで、ルート3で計算するようというふうに指摘があったということで、昨日、急遽連絡が来ました。

今回、その計算方法と図面等を整理するのに2週間前後かかるということで、実際の適合判定、建築確認の申請が3月末ぎりぎりになる可能性があるというふうに連絡が来ております。ただ、万が一間に合わなかった場合、新年度になりますので、今回、万が一の4月1日の判定となった場合、予算の執行ができなくなりますので、今回、無理を申しまして、明許繰越のお願いを提出したところでございます。

今回の繰り越しの追加といたしまして、当初5,500万円繰越明許の承認をいただいておりますが、5,500万円については、今行っております造成工事部分を明許繰越ということ

で議会の承認をいただいております。今回新たに追加する分については、建物の委託費、設計の委託費ですね、4,010万2,000円と、その他の経費といたしまして、手数料になりますが、123万3,000円、この123万3,000円は建築確認の申請手数料と構造計算の適合判定の手数料及び性能評価の手数料となっております。

今回、急遽議案として提出いたしましたですが、詳細なですね、なぜ審査機関のほうからレベルを上げたところでの要求があったのかというのは、今ちょっと調査中でございますので、まず第一歩といたしましては、審査機関から詳細な計算を求められ、一つ上の段階で計算するようにと指摘があったということで、今回対応させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、企画のほうから詳細についての説明が終わりましたが、何か質疑ありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。議案第28号、平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）、今回のこの子育て支援住宅のですね、整備事業について、構造計算がレベルアップしたということで、立派な設計ができることをですね、期待しまして、賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

議案第28号「平成29年度甲佐町一般会計補正予算（第7号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時46分

再開 午後3時48分

○議長（緒方哲哉君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第20号 平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第21、議案第20号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会

計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第20号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,824万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,274万5,000円とするものです。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1国民健康保険税から3,387万3,000円を減額し、2億6,439万円としております。1の国民健康保険税です。

款2使用料及び手数料に2万9,000円を追加し、12万9,000円としております。1の手数料です。

款3国庫支出金から2,385万3,000円を減額し、4億3,664万9,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款4県支出金に1,490万6,000円を追加し、9,744万2,000円としております。1の県負担金、2の県補助金です。

款6共同事業交付金から3,677万7,000円を減額し、4億1,573万円としております。1の共同事業交付金です。

款7前期高齢者交付金に21万1,000円を追加し、4億5,838万4,000円としております。1の前期高齢者交付金です。

款8財産収入から6万1,000円を減額し、3万9,000円としております。1の財産運用収入です。

款10繰入金から961万7,000円を減額し、1億4,824万9,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款12諸収入に79万円を追加し、80万9,000円としております。1の延滞金及び過料、3の雑入です。

歳入合計。補正前の額21億3,099万円から8,824万5,000円を減額し、20億4,274万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費から113万6,000円を減額し、4,139万8,000円としております。1の総務管理

費、2の徴税費、4の医療費適正化対策事業費です。

款2保険給付費から7,262万9,000円を減額し、11億9,704万3,000円としております。1の療養諸費、2の高額療養費、4の出産育児諸費です。

款3後期高齢者支援費等については、財源内訳変更を行って0円としております。1の後期高齢者支援費等です。

款6介護納付金につきましては、財源内訳変更を行って0円としております。1の介護納付金です。

款7共同事業拠出金から1,538万6,000円を減額し、4億3,712万2,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款8保健事業費から260万3,000円を減額し、1,259万円としております。1の保健事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款9基金積立金から6万1,000円を減額し、3万9,000円としております。1の基金積立金です。

款12予備費に357万円を追加し、9,875万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額21億3,099万円から8,824万5,000円を減額し、20億4,274万5,000円としております。

今回の補正の主なものといたしまして、歳出では、療養給付費また高額医療費の支出が想定より少なかったためなどの減額でございます。歳入でも、これに伴いまして国また国保連合会からの交付金などが減少するための減額でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質問を伺います。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質問を伺っております。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。議案第20号、平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、29年度の予算が確定ではございませんが、歳入歳出ほぼ金額が確定というようなことに伴い、歳入歳出の調整を行い、そして、歳出面で予備費で調整したというような予算でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第20号「平成29年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」

を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。4時10分から始めます。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第21号 平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第22、議案第21号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、議案第21号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,379万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,937万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

2 ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1 介護保険料から1,316万2,000円を減額して、2億2,074万円としております。1の介護保険料です。

款2 分担金及び負担金から33万6,000円を減額して、36万5,000円としております。1の負担金です。

款4 支払基金交付金から472万6,000円を減額して、4億230万円としております。1の支払基金交付金です。

款5 国庫支出金に4,222万円を追加して、4億4,702万6,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6 県支出金から176万2,000円を減額して、2億875万2,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。

款7 財産収入から3万5,000円を減額して、3万6,000円としております。1の財産運用収入です。

款8 繰入金に180万円を追加して、2億4,913万4,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款10 諸収入から20万円を減額して、480万7,000円としております。1の予防給付費収入です。

歳入合計。補正前の額15億6,557万2,000円に2,379万9,000円を追加して、15億8,937万1,000円としております。

3 ページをお願いいたします。歳出です。

款1 総務費から3万2,000円を減額して、4,349万2,000円としております。1の総務管理費から3の運営協議会費までです。

款2 保険給付費に1,700万5,000円を追加して、14億2,663万9,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款4 地域支援事業費から191万1,000円を減額して、6,463万5,000円としております。1の包括的支援事業・任意事業費から4の高額介護予防サービス費相当事業費までです。

款7 諸支出金に30万3,000円を追加して、1,856万9,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8 予備費に843万4,000円を追加して、1,596万2,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億6,557万2,000円に2,379万9,000円を追加して、15億8,937万1,000円としております。

4 ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費です。

款4 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、事業名、地域包括ケアシステム法改正対応事業、金額は42万8,000円です。

今回の補正の主なものは、熊本地震に伴う介護保険料及び介護サービス料の減免及び平成29年度保険給付費等の最終見込みなどによるものです。また、繰越明許費については、地域包括ケアシステム事業に係る介護報酬改定に伴う既存電算システムのバージョンアップに要する予算の繰り越しによるものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についてをお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。本予算全部についての

質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。議案第21号、平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、年度末に当たり、介護給付費の増額に伴う増額補正ということでございます。本予算に関してはですね、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第21号「平成29年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時20分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 議案第22号 平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第23、議案第22号「平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第22号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,081万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,458万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成30年3月9日提出。町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1後期高齢者医療保険料から795万2,000円を減額し、7,498万8,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2使用料及び手数料に1万3,000円を追加し、1万4,000円としております。1の手数料です。

款4繰入金から257万1,000円を減額し、5,369万円としております。1の一般会計繰入金です。

款6諸収入から30万4,000円を減額し、350万9,000円としております。2の償還金及び還付加算金、4の受託事業収入です。

歳入合計。補正前の額1億4,539万5,000円から1,081万4,000円を減額し、1億3,458万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1総務費から47万9,000円を減額し、130万円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金から901万2,000円を減額し、1億2,841万円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3保健事業費から53万8,000円を減額し、315万9,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5予備費から78万5,000円を減額し、158万7,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額1億4,539万5,000円から1,081万4,000円を減額し、1億3,458万1,000円としております。

今回の補正の主なものとしましては、歳入では、保険料が調定見込みの額が下がるための減額、歳出では、それに伴いまして後期高齢者医療広域連合への納付金も下がるための減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部についての質疑を伺います。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を伺っております。本予算全部についての質疑を伺っております。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。なしということで、質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

○議長（緒方哲哉君） 本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。議案第22号、平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ減額調整というようなことでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第22号「平成29年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第23号 平成30年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第24、議案第23号「平成30年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ご説明申し上げます。議案第23号、平成30年度甲佐町一般会計予算でございます。

1ページをお願いいたします。

平成30年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億3,512万4,000円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定めております。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、これは賃金に係る共済費を除いております、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月9日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1町税を8億5,554万6,000円としております。1町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2地方譲与税を5,700万1,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の地方道路譲与税までです。

款3利子割交付金を60万円としております。1の利子割交付金です。

款4配当割交付金を100万円としております。1の配当割交付金です。

款5株式等譲渡所得割交付金を100万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6ゴルフ場利用税交付金を1,000万円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款7地方消費税交付金を1億9,000万円としております。1の地方消費税交付金です。

款8自動車取得税交付金1,000万円としております。1の自動車取得税交付金です。

款9地方特例交付金を400万円としております。1の地方特例交付金です。

款10地方交付税を21億4,537万円としております。1の地方交付税です。

款11交通安全対策特別交付金を70万円としております。

次のページをお願いいたします。

1の交通安全対策特別交付金です。

款12分担金及び負担金を1億2,399万円としております。1の負担金です。

款13使用料及び手数料を3,817万2,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款14国庫支出金を18億7,624万5,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款15県支出金を8億7,343万9,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款16財産収入を704万9,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款17寄附金を4,500万1,000円としております。1の寄附金です。

款18繰入金を4億2,171万8,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19繰越金を5,000万円としております。1の繰越金です。

款20諸収入を3,559万3,000円としております。1の延滞金加算金及び過料から5の雑入

までです。

次のページをお願いいたします。

款21町債を16億8,870万円としております。1の町債です。

歳入合計。84億3,512万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款1議会費を7,992万4,000円としております。1の議会費です。

款2総務費を8億7,563万6,000円としております。1の総務管理費から6の監査委員費までです。

款3民生費を21億4,247万4,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4衛生費を7億55万3,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費を2億1,435万5,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費を9,709万1,000円としております。1の商工費です。

款7土木費を17億8,736万4,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いいたします。

款8消防費を2億7,833万円としております。1の消防費です。

款9教育費を10億1,731万4,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10災害復旧費を4億3,811万5,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。

款11公債費を7億8,396万7,000円としております。1の公債費です。

款12諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計を84億3,512万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項、期間、限度額で説明をさせていただきます。

定住促進助成金。平成31年度から平成35年度まで。1,930万円。

農業制度資金等利子補給費。平成31年度から平成39年度までです。23万7,000円です。

I C T機器環境整備費（追加分）です。平成31年度から平成35年度までで、1,620万5,000円です。

熊本県信用保証協会に対する損失補償。契約締結の日から解除の日まで。代位弁済元金額の2割相当額の半額としております。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債です。これも、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法で説明をいたします。

過疎対策事業債。6億7,480万円。起債の方法が証書借入れまたは証券発行。利率が

年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り替えすることができる。

以下の項目につきましては、起債の方法、利率、償還の方法については省略させていただきます。

緊急防災・減災事業債。6,560万円。

臨時財政対策債。1億4,800万円。

公営住宅建設事業債。5億8,380万円。

公共事業等債。2,730万円。

災害復旧事業債。1億8,920万円。

合計の16億8,870万円でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後4時38分

再開 午後4時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議案第23号、平成30年度甲佐町一般会計予算の説明が終わったところでありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議はこれで延会することに決定いたしました。

明日14日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれで延会いたします。

お疲れさんでございました。

延会 午後4時39分

3月14日（水曜日）

平成30年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

- 1. 招集年月日 平成30年3月9日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会 3月14日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 3月14日 午後4時10分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 福島 明広 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	奥名 克美	副町長	師富 省三
会計管理者	古閑 敦	総務課長	西坂 直
企画課長	北畑 公孝	くらし安全推進室長	佐々木 善平
税務課長	井上 幸介	住民生活課長	本田 克典
総合保健福祉センター所長	井上 美穂	福祉課長	北野 太
農政課長	岡本 幹春	建設課長	志戸岡 弘
環境衛生課長	橋本 良一	会計課長	古閑 敦

町民センター所長	中 林 健 次	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	荒 田 慎 一	社 会 教 育 課 長	吉 岡 英 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岡 本 幹 春	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	西 坂 直
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 開会 3月14日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第23号 平成30年度甲佐町一般会計予算
- 日程第2 議案第24号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第25号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算
- 日程第4 議案第26号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第27号 平成30年度甲佐町水道事業会計予算
- 日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議会運営委員会行政視察研修報告
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第23号 平成30年度甲佐町一般会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第23号「平成30年度甲佐町一般会計予算」を議題といたします。

昨日、提出者の説明が終了いたしておりますので、これより質疑を行います。

まず最初に、歳出についての質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。

なお、本年も執行部から、別冊のとおり、平成30年度当初予算案説明資料及び平成30年度から平成32年度の甲佐町実施計画書が配付されております。この資料からでも質疑ができます。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず、款1の議会費及び款2の総務費についての質疑を行いたいと思います。30ページ、款1議会費から、46ページ、款2総務費までについての質疑をお願いいたします。30ページから46ページ、款2の総務費まで質疑をお願いいたします。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 一応、歳出のところに入っているわけでございますが、ちょっと予算編成に当たられて、総務課長、担当としてやられたわけでございますが、私どもも町長の開会当日の予算編成に当たったの考え方等はお聞きしております。それに基づいて、総務課としても財政と一緒に予算編成をされたというふうに考えておりますが、担当課長として、先ほども言いましたけど、非常に苦しい財政の中での予算編成となっているわけでございますので、どういうところに力を入れられたちゅうか、配慮されたのか、またどういふ思いで本予算を編成されたのか、そういうところをお聞きした上で、私はいろいろ質問をさせていただきたいという思いがございますが、そういうことを質問していいものかどうか、議長にお諮りいたします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（西坂 直君） それでは、町長の予算編成の方針に当たっての予算編成担当課としてどのような思いで予算の編成作業に当たったのかということでございますけれども、基本的に熊本地震からの復旧及び創造的復興に係る経費については、予算編成方針の根幹部分になりますので、当然のことながら総額を確保するということとしております。

また、平成28年の熊本地震発生時から平成30年度までの復旧・復興に係る経費のうち、国・県などからの補助金や地方債に係る地方交付税見返りなどの特定財源を除いた実質的な将来負担額が約9億7,000万円となっておりますので、こういうふうに多額になっておりますことや、議員各位からもいろいろ御心配いただいております資金繰りの関係から、財政調整基金はある程度確保する必要があるというようなことであります。

こういうようなもろもろのことを念頭に置いたところで予算の査定を行ったところでございます。予算査定におきましては、各課からの要求段階では財源不足額が、合計で言いますと約6億7,000万円ほどに膨れ上がっておりましたので、予算編成にありますように、経常経費を除き、全ての事業について事業内容の精査などにより、事業年度の延長や事業の重点化を行ったところでございます。

歳入面におきましても、可能な限りの税収や使用料等を計上し、また、地方交付税の見返りがある起債は当然のことながら、交付税見返りのない起債につきましても、起債が起こせるものについては極力地方債で財源確保に当たっております。

このようなことを行いました結果、最終的に財源不足額が、今回の当初予算のほうに計上しておりますように約3億8,500万円まで縮減することができましたけれども、平成29年度からの財調の取り崩し額を含めると、財調の残りが約4億円程度というふうな状況でありまして、今回の当初予算ではある程度見込める歳入については計上をしておりますので、今後の補正予算編成、それと将来の起債の償還、また、あってはならないことではございますけれども、大規模な災害が発生したときの財源確保に若干の危惧をしているところではございます。

以上、こういう予算編成担当課としての査定作業時での考え方を述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） よくわかりました。それでは、しっかり委員としても質問させていただきます。お世話になります。

○議長（緒方哲哉君） それでは、先ほど申しましたように30ページの款1 議会費から46ページ、款2 総務費までの質疑を伺っております。30ページの款1 議会費から46ページ、款2までの質疑を伺っております。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。ではですね、企画費の中からですね、お尋ねしたいと思

います。

旧西村民俗資料館利活用業務委託が2,000万。それに、同じく屋根の改修、これが740万予算が計上してあります。これについてですね、3点。

まず、その委託。どのような形で委託をされるのか。それと、その740万、屋根の改修というようなことで載っておりますけど、屋根の改修だけで済むのか。それと、現在の位置で大丈夫かという3点についてですね、お尋ねしたいと思います。

なぜ、こういうことをお尋ねするかということですね、やはり立地的な場所等もですね、かなり心配しますのでですね、その点いろいろ担当課含めてですね、執行部で検討されて予算が上がってきておるとお思いますので、その点の説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 旧西村民俗資料館について、今回、委託料及び工事費ということで予算計上させております。そのことについて御説明いたします。

まず、旧西村民俗資料館につきましては、平成28年の熊本地震により被災を受けております。28年度予算編成時にも検討されて、この旧西村民俗資料館、旧西村邸をですね、地域の資源と捉えて、空き家対策モデル事業、若者の視点を取り入れたまちづくり、商店街のにぎわいの創出、移住・定住促進等の各種施策を推進するための素材として活用できないかということで、平成29年度取り組まさせていただきます。

平成29年度につきましては、基本計画を策定しております。基本計画の策定につきましては、皆さんの御意見を聞くという形でワークショップを9回実施しております。ワークショップの参加メンバーにつきましては、広く公募を行っております。町内外から延べ200人の参加を得て、ワークショップでさまざまな御意見をいただいたところでの、その意見を反映して策定しております。

まず、今回、基本計画の概要といたしましては、旧西村邸を改修して、コンセプトといたしまして、「集まり、学び、くつろぐ」というテーマとした交流拠点施設として整備が図られればということで、今、予算を計上しております。

まず、屋根の改修のみで済むのかという、まず御質問ですけれども、実際、屋根はですね、今ブルーシートがかぶせてありますけれども、雨漏りをしている状況でございます。あと、一部梁・柱等の大工工事も必要となります。今回は改修ということで、集まる場所、あと、みんなが、地産地消の意味も込めましてですね、飲食ができるスペース、あと、各種ワークショップができる場所という形で改修をしたいと思っておりますので、外壁・内壁・床等に関しても改修をする予定としております。

主な改修のやり方ですけれども、屋根に関しましては専門業者じゃなければできないということで、工事費として予算を組まさせていただきます。その他の工事についてはですね、委託費の中でワークショップという形で改修ができればと考えております。このワークショップというのは、改修に関してボランティアを募って、皆さんで改修をするということですが、改修に当たりましては建築士等の監修のもとでですね、改修を行うということで、これにつきましては県の景観住宅課とも協議する上でですね、協議の中

でやり方等を今、決定して行いたいと考えております。

委託費の中には、まず、屋根改修工事の設計委託の管理料約30万円程度が入っております。それと、電気給水施設整備の設計費が55万円ほど入っております。それと、ワークショップ、改修する部分につきましては1,265万というふうに計上させていただいておりますが、その改修の中身といたしましては、改修工事の設計と管理料の215万。それと、住宅費の調査、建物自体、平成29年度でも概略の建物の診断を行っておりますが、その追加という形でより詳細に住宅費の調査として60万円。あと、大工工事、大工工事と言いますか、工事費、材料代等に関しまして800万ほど組ませていただいております。

また、今回ワークショップを開催するに当たって、ワークショップの管理運営費という形で予算も組ませていただいておりますし、あと、情報発信ということで、旧西村民俗資料館の改修の工程及びボランティアを募る中でですね、情報発信が必要となりますので、この情報発信のホームページとして150万円の予算を計上させていただいております。

今回、なぜそういった形でワークショップをするのかと言いますと、旧西村民俗資料館を全て工事をするのではなく、携わった方で、今、交流人口、定住人口、第3の人口といたしまして関係人口というのが総務省のほうでも言われております。この携われた方の中からですね、今後どうやって運営していくのかとか、旧西村民俗資料館について、その素材をどのように生かしていくかということも考えて、そのような形でしております。

実際、平成29年度につきましても、旧西村民俗資料館のワークショップに関しまして、SNS、ネット上の情報発信等、ホームページでも情報発信をしておりますし、ワークショップに関しまして甲佐町出身で今町外におられる方、また全く縁もゆかりもない町外の方、あと、甲佐のほうに移住された方等の参加を得ております。

今回、民俗資料館の改修の基本計画の策定に当たりましては、そのような情報発信があった影響かどうかわかりませんが、役場企画のほうにですね、かなりの空き家の問い合わせがっております。ぜひ甲佐町に住みたいとか、そういうことで、緊急に3月までに空き家を探されている方の問い合わせ等もっておりますが、実際、平成30年度にですね、今回予算計上をさせていただいておりますが、空き家バンク制度及び空き家改修補助につきまして、平成30年度から本格的に対応をしていきたいと考えております。

実際、先行事例といたしまして、兵庫県の篠山市のほうにですね、これは行政ではなくNPO法人ですけれども、このワークショップの改修という形でこれまで12年間されております。その中で、ワークショップで改修を280回以上開催されて、3,000名ほどの参加を得、26棟の古民家・空き家の改修を終えられたという事例もございます。今、篠山市については、そういった空き家を利活用して、点ではなく面的にですね、宿泊施設やレストラン、その他交流人口ですかね、来られる方のためにそういった展開をされて、今成功されている事例もございます。

本町におきましても、この古民家再生のプロジェクトという形で平成29年度ワークショップを行う中でですね、ワークショップに参加される人たちの中で新たな動きもございますので、そういった形で情報発信をもとに甲佐町のことを知っていただいて、関係人口を

増やすことによって、またそれが定住につながればという形で、今回そのような形での改修をさせていただくという形にしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ほんとにですね、すばらしい発想というのはもう理解いたします。ただですね、今までは民俗資料館。これがですね、ワークショップでボランティアです、改装あたりが実際可能なのか。

それと、じゃあ今後はですよ、そのあるいは完成した後は、指定管理か何かで運営されるわけですか。あくまで課長の答弁の中で運営をしていくわけですかね。

それと、私がもう一つお尋ねするのは立地的な問題。この点も。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） まず、ワークショップ、ボランティアを募っての改修ということで、実際可能かということですが、先ほど事例的に説明しました兵庫県、地理的な条件も違いますんで、一概に、集まるということでの比較の事例とはなりません、町内においてもですね、今ワークショップで空き店舗を改修されている事例もございます。そういった形で、県内外問わずですね、ちょっと私自身も信じられないんですけども、そういったことで興味を持たれる方が多く参加されるという事例も数多くありますんで、今回1ワークショップ当たり10名程度を予定しておりますが、この10名程度が集まるように情報発信等を行いたいと考えております。

それと、場所の件ですが、場所がわかりづらいということで、確かに当初私たちがそのように思っておりましたが、ワークショップには町外からも多くの方が来られています。その中でも、商店街から一步入ったところですが、それについては苦になるとか苦にならないとかという意見、苦になるという御意見はなく、かえってですね、今SNS等を利用される方はわざわざ探してこられるということで、幹線道路沿いや商店街の真ん中というところもございますが、その中に隠れたところがいいという御意見もいただいておりますし、本町のある商店に関しましても、かなり奥まったところにありますけれども、わざわざSNSやホームページ、インターネットを駆使されてですね、訪れられて大変にぎわっているお店もございますので、この場所が負になるのか正になるのかというのはちょっといろいろ議論もあるかと思いますが、そういった形で一本奥まったところでもうまくいくのではないかというふうに考えて、取り組ませていただきたいと考えております。

その後の運営体制ですが、今議員が言われたとおり、行く行くは指定管理者も視野に入れて行っていきたくと思いますが、当初はですね、30年、31年でいろいろな方に、関係する方に携わっていく中でですね、プログラムとかそういった運営体制の話もできればというふうにも考えております。

先ほど、ワークショップの中で若い世代の方たちの動きがあるというところでもお話ししましたが、その方たちの中でも、今ワークショップのメニュー等も考えられて、行

動を起こそうとされております。その方たちとも連携を図りながらですね、官、私たち自治体と民間のそういった志を持たれた方と連携を図りながらですね、この旧西村邸のその後の運用が図れればと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 私はですね、あえてこれについてはですね、お尋ねするわけですがですね、恐らく、私の思いではですね、カフェとか宿泊ですね、そういうやつを考えておられる中ですよ。じゃあ、そういうカフェをされるに当たっても指定管理するまではですよ、ワークショップでボランティアでやっていくというようなお考えだと思いますけどですね、今の時代ですよ、本当に人手不足なんですよ。そういう状況の中ですよ、本当に、今まで200名ぐらいの方でいろいろワークショップあたりをやられてですよ、意見が出た上でこういう数字が、計画が出てきておるとは思いますけどですね、私は心配するわけですよ、本当に。

そういうことですね、30年度予算に上がってきた以上実施はされると思いますけどですね、場所的にですよ、要するに民俗資料館の手前は墓地がある、墓地があるから悪いとは言いませんけど、墓地もありますよね、ずらっと。そういう環境の中でですたいね、本当にあの場所がいいのか。まあ、確かに土地代は要らんですよ。じゃあ、土地を考えたらですよ、旧甲佐町役場跡地あたりはですよ、まだ残ってるわけですよ。土地改良あたりがある、ああいうところは本当に何も利用しとらんというような状況の中ですね、本当にそういう点もお考えになったほうがいいんじゃないかというようなことですね、ただ心配でお尋ねしとるわけございまして、これについてはですね、今後はやっぱり人口増対策、いろいろな面でですね、企画課だけでなく、全課挙げてですね、考えられたことであるのでですね、反対はしませんけど、一応ですね、私の考え方を述べたわけございませぬ。

この点について、町長、どのような思いでこういう西村資料館あたりをこういうことに利用しようというようなお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この西村資料館については、当初いろいろ実は内部のほうでもですね、考え方がありまして、私自身も解体をして、あの広場をですね、ほかのことで使っていこうか、それとも今の施設を生かしながらやっていこうかと非常に迷った時期もありました。近年、古民家の再生ということが非常にクローズアップされてきておまして、糸田区の四堂崎のほうに山ぼうしの樹という施設が、これ非常に大きな家で、随分建物自体は古くなっておったんですけども、それをうまくですね、再生されて非常に有効的に使っておられて、非常に若い方にも人気があるような施設に生まれ変わっております。

そういうような考え方もありましてですね、町としてはそういう若い方の世代間の交流であるとか、都市と農村との交流、それと、町には宿泊所ありませんので、甲佐町に住んでみたいと思われる方の移住の体験の拠点となればいいのかと、そういう思いもあり

ます。

財源については、地方創生等の資金も活用しながらやらせていただきたいと思いますので、その一説によると、あの施設も金額ではかれないような価値もあるというようなお話もあっておりますので、これがうまく活用して、成功したときのことをぜひ期待していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） まあ、そういうことですね、町長のお考え、決意あたりもですね、十分理解します。その財源あたりもですね、そういうのを利用してやっていきたいというようなことですね、やはり企画課長が答弁したようなですね、計画をですね、本当に実施していただいてですね。ただ、私がですね、最後に町長にお願いするのはですね、場所的なことはですね、毎回考えられたが、本当にこの事業を成功させるにはいいんじゃないかというお願いはしておきます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） いろいろこう、西村資料館についてのお話がありますが、教育長は西村展蔵さんのことについていろいろ本を読んだり何してされとるから、直接は関係ありませんけど、どういう、今お持ちのことをお聞かせ願えれば、我々もまた参考になるというふうに思います。ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 西村資料館は以前はですね、教育委員会で管理をしております、民俗資料館という形で活用をしておりましたが、西村展蔵氏のですね、御自宅だったということで、そういう歴史的な価値があるかというふうに思っています。もちろん建物そのものもですね、非常に歴史的に古いものでございまして、地震の後、危険性も危惧されたわけですが、解体をするか、活用していくかということで、町長部局ともですね、協議をしたところでございます。

西村展蔵氏についてはですね、ここで詳しくは述べませんが、図書館のほうにも関する図書ですね、導入をいたしまして、町民の方にも読んでいただけるような形でしております。ぜひ、読んでいただければなというふうに思っているところでございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

本田議員。

○11番（本田 新君） 一つだけ、34ページから35ページに地域おこし協力隊のこの予算が、300万近い予算が二つ合わせると上がっておりますけれども、この地域おこし隊の方の活動が評判はどうなのか。ちょうどこの際検証等を含めて、また財源はどういう形でなっとるのか。宮内のほうで頑張っておられるという声は聞こえておりますけれども、地域の声はどうなのか。それと、担当しておられるところは、これは企画の財源だろうけれども、社会教育あたりもかなり詳しくけん、そこら付近の役場から見た活動のと、地

域からの声あたりでどういったのなのか、ちょっとその点検証させてください。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 平成30年度予算ということで地域おこし協力隊という形で予算を計上させていただいております。今議員がおっしゃったとおり、この隊員の方に関しましては主に宮内のほうで、宮内地区の活性化をお願いするという形で予算を計上させていただいております。

平成29年度につきましてはですね、この協力隊に関しましては重点事業といたしまして、まず、空き家の利活用関係の調査をお願いしていたところでございます。平成29年度につきましては、空き家の1軒1軒のリスト、調書をつくっていただいております。その中で30軒ほどの空き家の調書を作成していただいた中で、利活用ができるのが10軒程度可能ということで、今現在、報告を受けております。その調書自体もこの前の定例会のとき拝見させていただきましたけれども、写真、間取り、それと今管理されている方等についてもわかる分については聞き取り調査をされている状況でございます。

平成29年度の空き家調書作成だけではなくてですね、平成29年度には、宮内地区で空き家の1軒を賃貸ではなく売買契約ということで1軒成立したところでもございます。今後ですね、平成30年度予算計上させていただいております空き家バンク、空き家改修補助と連携を図りながらですね、積極的にこの調査していただいた分のリストで活用できればというふうにも考えております。

また、宮内地区には炭窯で炭をつくっておられます。その炭につきましては、今、やな場のほうに卸させていただいているという形ですけれども、そのほかに、その炭のですね、販路拡大ということでいろいろマネジメントしていただいておりますけれども、平成29年度はですね、炭ではなく、焼く前のですね、まき。まきの需要があるということで、これは和水町にある企業でございますけれども、まきストーブの専門店と連携して、まきの供給を開始するというふうに伺っております。

このような形で、29年は空き家と、あと当初は炭の販路拡大でしたけれども、まきという形で拡大をしていただいております。30年につきましてもですね、引き続き宮内の活性化のために空き家とか農産物等の販路ルートの開発をお願いできればというふうに考えております。

地域の方の評判ということですが、一応、私のところは悪い評判の言葉は耳には入ってはきておりません。

以上でございます。

（「財源は。どういった」と呼ぶ者あり）

済みません。財源につきましては、地方創生交付金を活用させていただいております。30年度につきましては、予算計上が総額297万円に対しまして、地方創生の推進交付金148万5,000円の財源を充当させていただくということで、予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 教育委員会関係はどうですか。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） ただいま企画課長からの説明がございましたけども、宮内社会教育センターの利活用面です、地域おこし協力隊の方にはいろいろなマネジメントをさせていただいてるんですけども、その中で一人、佐藤さんという方がいらっしゃいますけれども、その方につきましてはですね、管理を委託している自然楽舎みやうちの中の役員さんでもございます。それで、利活用の面からですね、耕作放棄地等を利用した農山村の体験メニューであるとか、梅まつりの実行委員会、それと花見とかですね、地域コミュニティのために都市住民との交流を行うグラウンドバザールとか、そういったことをですね、力を入れてやっていただいております。

よろしゅうございますか。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） この地域協力隊の方、佐藤さんという方でしょうか。宮内の活性のために大いに頑張っておられるというふうなことで、私もこの場で認識したいというふうに思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。先ほど12番議員のほうで西村民俗資料館の御質問があり、課長のほうから、空き家等の再生のほう、利活用ということのようなお話がありましたけれども、36ページの空き家改修補助金が新しい事業ということで500万載っておりますけれども、この500万はその1軒に対して500万支給されるのか。そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 空き家改修補助金ということで500万円の予算を計上させていただいております。

空き家の改修補助につきましてはですね、まず、今回創設する空き家バンクに登録していただいた物件に関して、売買及び賃貸が成立したのものに関しまして補助金を交付するという形にさせていただいております。

改修補助金の内訳といたしましては、不要物撤去、これが10分の10、10割補助になりますけれども、上限を10万円とさせていただいております。それと、実際の改修の補助につきましては、5分の4、8割補助の上限の40万円という形にさせていただいております。

今回、予算計上させていただいております500万円に関しましては、改修40万円の10戸及び不要物撤去10万円の10戸という形にしております。

今までよく空き家の問い合わせ等がある中でですね、持ち主さんのほうにお話を持っていく場合、どうしても不要物の撤去というのがかなりのネックとなっておりますので、改修のみならず今回は不要物の撤去という形で、10割の10万円という形で補助をさせていただくならばということで予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） ページ39のですね、目の総合電算費ということで、例年計上はされていると思うんですが、项目的にですね、いろいろな項目がございますが、そういう電算関係についてはですね、ちょっと疎いものですから、素人にでもわかるようにですね、この内容的なものをちょっと説明いただければと思うのですが。いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時40分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） この総合電算につきましては使用料等で予算を計上させております。おのおのですね、どういった内容でのシステムなのかというのは、申しわけございませんが、後ほど内容をまとめたペーパーをお配りするという形でよろしいでしょうか。

じゃあ、後ほどお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、30ページから46ページです。何か質疑ありませんか。議会費から総務費、46ページまでです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。じゃあ、次に款3の民生費についての質疑を行います。47ページから56ページ中段までの民生費についての質疑をお願いいたします。47ページから56ページの中段まで、民生費についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 48ページにですね、NHK放送受信料3万円というのが計上されてますが、これはどこの施設のものでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野太君） それでは、48ページの2の老人福祉費の14使用料及び賃借料の中にNHK放送受信料が3万円計上しております。この施設については、老人福祉費の中に入っておりますけども、ふれあいセンターと憩の家にテレビが設置しておりますので、その分の放送受信料を支払う必要がございます。その分を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 憩の家ということでわかりましたが、日本放送協会受信料免除基準というのを見ますとですね、社会福祉施設についてはですよ、免除じゃないかと思う

んですが、憩の家はそういった施設にはならないんですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 社会福祉施設というようなことの判断で免除にはならないかということなんですけども、福祉ふれあいセンターにつきましても、一応、介護予防拠点施設という形で使用をしております。介護予防拠点施設というふうになると、まず介護予防の活動の中で収益等が発生しますので、ちょっと詳しい内容は後でちょっと担当のほうに聞いて正式にお答えはしますけども、介護予防拠点施設として恐らく社会福祉施設ということには該当しないのかなというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 大きな金額ではありませんが、そののところ、もしも免除規定の中に入るのであれば免除申請をしてですね、払わなくていいものは払わないという形でですね、やっていただければと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 今、佐野議員がおっしゃったの下です。工事請負契約のこの乙女高齢者福祉センター新築工事というところで質問をします。

これ、どういう流れというか、予定で、いつごろ完成を目指されているのか。その辺をお聞かせ願えませんか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、乙女高齢者福祉センターの今後の流れということでお答えいたします。

まず、本年度ですね、6月議会において、この高齢者福祉センターの設計委託費ですね、それと造成工事費を補正予算で計上させていただいております。設計委託のほうは今契約をしまして、今、設計中でございます。工事請負費のほうはですね、あそこのまつやまの造成工事を予定しております、810万1,000円だったと思いますけども、予算を計上しておりますけども、設計上、その中に木がいっぱい生えていまして、その伐採、伐根作業、それと防火水槽みたいな構造物もあります。設計した結果、ちょっと金額も多くなりまして、ちょっと過疎債の関係上ですね、今年度ではちょっと、補正予算に計上させていただきましたけども、ちょっと予算執行できないという状況になりました。

流れとしましては、今年度設計を全て、造成と本体工事と外構工事ですね、含めて設計を終わりにしまして、来年度早々造成工事を行いまして、それから本体工事とあわせて外構工事をしまして、来年度いっぱい完成を予定しております。

中身の金額面につきましては、この当初予算案の説明資料の11ページにですね、載せておりますけども、総事業費を1億360万1,000円というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 設計というのはまだできとらんわけですね。設計を今委託するということですね。じゃあ、6月にその設計図が出てくるということですか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 設計のほうはですね、本年度中に納品がされます。それによりまして、来年度から実際の工事を行うということで計画をしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 今の質問でですね、ちょっと関連してお尋ねいたしますけれども、まだ設計自体がですね、できていないということなんですけれども、もしですね、今後、来年度にできてから、今後の運用ということで高齢者福祉センターを避難所というふうに認定されるのであればですね、竜野にも社協のふれあいセンターとありますけれども、避難所の運営にしていくなかで、やっぱり今後はもう、今はないんですけれども、今から新たに新築する場合はですね、シャワー等のそういった施設もですね、あわせて検討していただければなと思い、質問ではありませんけれども、要望ということでお話ししておきます。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 今回ですね、新しく乙女地区に高齢者福祉センターを建てる中で、避難所として活用するためにシャワー室の設置をというようなことですが、シャワー室についてはですね、当初から熊本地震の教訓をもとに、乙女地区の高齢者福祉センターにはシャワー室をつける予定としております。男女のですね、一つずつなんですけれども、シャワー室を設計の中に入れていたというようなところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 説明資料の10ページですね。シルバー人材ですね。

○議長（緒方哲哉君） ああ、説明資料のな。はい、どうぞ。

○5番（福田謙二君） 10ページです。シルバー人材の利用ということでですね、一昨年、熊本地震がありまして、それから公費解体、昨年、ことしの3月で終わってしまうわけですが、その建物も中身を、個人でできない方はシルバーの方を利用して撤去をしてもらうというような内容のことが多くあったと思いますけれども、その点、利用状況と今年度から公費解体はないかと思っておりますけれども、その流れをですね、どのようになつとるか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） シルバー人材センターの今の活動の状況ということでお答えさせていただきます。

シルバー人材センターについてはですね、今、会員数は、これはちょっと前の数字なんですけれども、10月現在で55人で、男性が40人、女性が15人となっております。その後、災害

瓦れき置き場の監視をですね、7人配置されておりまして、10月末でその7人の監視は終了しておりますので、今のところ48人という状況でございます。

28年度の収支においては、熊本地震関連で災害瓦れき置き場の監視や、また、クリーンセンターでの搬入ごみの受け付け、また先ほど議員がおっしゃられたように民家の災害ごみの片づけ作業等の増加により受注件数が大幅に増加しておりまして、決算では収入が約4,400万ですね、支出が4,200万ということで、約200万ほどの収支差額が出ております。

本年度におきましては、平成30年2月末現在の収支は、収入が3,951万2,503円、支出が3,725万9,128円で、現在のところでの収支残が225万3,375円となっております。

今後はもう災害関連のですね、そういった作業は恐らく減ってくるとは思いますが、高齢者の家庭等の増加によりですね、草刈り作業とか、庭木の剪定とかいうことも増えてきております。その辺のほかの業務も含めましてですね、そういう人材がシルバー人材センターに加入してこられると新しい業務も出てくるとは思いますが、そういった方々を人材センターのほうにですね、極力入っていただいて、自分の生きがいも兼ねてですね、活動をしていただくように人材募集も引き続き行うということではしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今お尋ねの説明資料の上なんですが、敬老事業ということで100歳の方また88歳の方にですね、祝金また記念品を贈るとありますが、どれくらいの方がいらっしゃるのかということと、もう一つはですね、48ページの老人福祉費の報償費の中にも敬老祝金が上げられていますが、この説明資料とこの金額、予算のほうに上げられている金額が若干違うというのは、何かこうプラスされているのかということで思いますが、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 敬老祝金のことについての御質問でございます。

予算に計上してあるのが報償費として77万円ですね。それと、この予算説明資料のほうには78万7,000円としております。この報償費の77万円については、一応100歳の方がお一人3万円で、8人、来年度は予定しております。それと、88歳の方が5,000円の106人ということで計上しております。差額が1万7,000円ございますけれども、これについては包装紙とかですね、そういった消耗品、額とかいうものの消耗品もございまして、この説明資料のほうには事業全体の数字で上げておりますけれども、消耗品関係はこの老人福祉費の事業費の中にですね、一緒に計上しているということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんでしょうか。47ページから56ページ、民生費までです。ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料もありますし、こちらのほうにも予算書の中にもあり

ますが、目5の地域改善対策費、人権啓発活動補助金、これについて説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 人権啓発活動補助金ということではありますが、一応ですね、二団体ございます。全日本同和会甲佐支部、開放同盟甲佐支部に175万ずつをということで考えております。

この助成金についてはですね、昭和54年から交付をしているというところでございます。県下対象地域がある市町村ではほとんど交付をされているというような状況でございます。

交付金額はさまざまでございますが、平成24年度の県内の市町村の1団体の平均が174万円ということでありまして、その県内市町村の1団体の平均額を参考にして175万ということで計上いたしているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の金額はいつからかということで、もう一回説明をお願いしたいということと、補助金交付によるですね、成果あるいは効果というのはどういうふうを考えていらっしゃるのか説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） いつからかということで、昭和54年からということで交付をしているところでございます。

効果ということでございますが、各二団体、研修会、講習会いろいろなところでですね、行かれまして、人権啓発に対する勉強会を行っておられるというところで、皆さんが部落差別を初めですね、いろいろな差別に対してですね、勉強会をされて理解をされてきているというところで考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 53ページですね、この出生児祝金、これについていろいろ言うわけじゃございませんけどですね、やっぱ少子高齢化、高齢者に対してのですね、いろいろなことについては本当に甲佐は先進地と思います。ただ、私がお願いしたいのはですね、第3子以降、これは25名を予定された数字だろうと思います。そういうことでですね、少子化対策あたりはですよ、もうちょっと予算づけをしてですよ、やはり第3子、第4子あたりがですよ。というようなですね、お考えはないのか。

これについてはですね、やはり少子化対策、人口、我が町もですね、恐らくここ四、五年したら1万を切る可能性もあるんじゃないかという思いもありますのでですね、この点について、まず、担当課長はどのように思われとるか。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 出生児祝金につきましてはですね、来年度予算でもお一人10万円の25人ということで計上をさせていただいております。この件については、以前佐

野議員からもですね、御質問があつて、3子目以降も金額を増加したらいかがだろうか。少子化対策としてということでございましたけれども、山都町とかですね、山間部の市町村についてはかなりの増額で少子化対策を図っておられます。上益城郡内においては、市町村の中では平均的かなというような数字でございますので、今後の、これは町全体の少子化というような政策上のことでもございますので、ちょっと私のほうからは何ともお答えできないというようなことでございます。

以上でよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 担当課長はそこまでしか答弁できないのはわかっております。

そういうことで、町長、この少子化対策はですね、本当に……。町長もこれは大事と捉えておられる中でですね、どうかですね、やはり山都なりぐらいにですよ、6月補正ぐらいで考えていただきたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この第3子以降の出生児祝金、現在10万円ですけれども、これは私が町長に就任させていただいて、当初の政策目標の中で、子育て世帯に対する思いからですね、少子化対策の思いから掲げさせて実現させていただいた案件でありました。それから数年たつわけなんですけれども、現在までいろいろな方向からですね、少子化対策については考えてきたところでありますけれども、御指摘の件については今後の検討課題とさせていただくと思ひます。

なかなか6月からということも難しいでしょうし、全体的なバランスからこれも考えていくべき問題だろうと思ひますので、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 本当に少子化対策の中でですね、町長、今度の震災絡みでですね、子育て住宅もつくられるしですね、十分取り組んでおられるのは理解しますけど、やはり子ども二人おつて、町が仮に第3子についてですよ、仮にですよ、30万出す、4子については50万出すとか、そういうことをですね、財政面もあろうけど打ち出していけばですね、子育て住宅をお手本にですね、若い人が住むような町になってくるんじゃないかという思いでお尋ねしたわけですので、よろしくお願ひします。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。47ページから56ページの民生費までです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） じゃあ、しばらく休憩します。11時15分から始めたいと思ひます。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、款4衛生費及び款5の農林水産業費までについての質疑をお願いします。56ページ中段から69ページ中段までの質疑をお願いします。56ページから69ページの中段までの質疑をお願いします。衛生費から農林水産業費です。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） お尋ねします。予算書では58ページの需用費の光熱費に入っているとすけれども、説明資料の24ページの公衆浴場確保対策事業についてお尋ねします。

これは、この説明資料にありますように、鮎緑の湯の廃止に伴いと云々ということですが、この鮎緑の湯の廃止につきましてはいろいろ議会でも議論した経緯がございます。そういう意味で、今の状況なり、今までのですね、ここまでの状況なり、その辺のことを担当課に説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

鮎緑の湯の廃止に伴い、お家にお風呂がない、入浴施設がないという方のまず登録を行ってもらっております。それが対象者が11人、甲佐町に11人ということになっております。毎日そのうちの3人。延べですね。3人で毎日利用をされております。

今回、ここに計上してもらっております19万5,000円の内容につきましては、まず、休日、三日連続する休日がありますけれども、その中日をですね、指定管理者くまもと健康支援研究所さんのほうにですね、委託を行いまして、休日の中日を営業することにしてもらっております。それが委託料に出てきておりますシャワー室管理運営業務委託料2万8,000円ということになります。そのほかですね、このシャワー室を運営するに当たりまして、ガス代が3万6,300円、それから電気代が10万円、それから水道代が3万円ということで、光熱水費のほうに計上させてもらっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） 計上されている内容についてはわかりました。ただ、お聞きしたかったのはですね、利用されている方がどういう感想を持っておられるのか。早く言えば、満足しておられるのかどうか。その辺をちょっと。クレーム等が出てないかということをお聞きしたかったんです。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） このシャワー室をつくる段階で冬がですね、ちょっと心配をしたんですけども、別に中をですね、いつも早くヒーターを入れまして暖かくしておりますので、別に今のところクレームもありませんし、皆さんには満足して利用いただけていると思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。有害鳥獣の件でお聞きします。説明資料の33ページです。有害鳥獣捕獲事業とあります。

今、駆除隊ということとされているかと思えますけども、これは駆除隊の方でなかったらこのイノシシとかとられた場合、わなとかですよ、とられた場合、これは普通、駆除隊だったらイノシシ1匹幾らとかそういう金額は決められていますか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 有害鳥獣捕獲事業についてお答えをいたします。

まず、この有害鳥獣の駆除につきましては、駆除隊の方がとられたものに対して1頭当たり幾らという形で出しているものでございます。単価も……。

（「はい」と呼ぶ者あり）

単価的にはイノシシが成獣と幼獣とありますが、成獣につきましては1頭当たり1万円。幼獣が4,000円。鹿が1万円。カラスが500円。猿が3万円という単価になっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） この駆除隊だけにこうやって支払われておりますけれども、わなをされる方も多くおられるかと思うんですけれども、そういう人たちに何でこの金額は出とらんとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 先ほど申しました単価につきましては、県の県費、それと町費で先ほど申し上げました単価が設定されております。県の事業の中で有害鳥獣駆除隊がとられたものについて対象とするというようなことになっておりますので、そういう方法で行っております。

それと、ほかにわなの免許を持っておられる方がおられるという御質問がありましたが、本年度、わな班を編成する予定としておりましたが、わな班の編成については本年度ちょっと対応ができませんでしたので、新年度におきまして、現在、一般質問のときにお答えいたしました18名の駆除隊以外でわなの免許を持っておられる方がおられますので、そういう駆除隊に参加要件を満たす方につきましては、お声がけをして、わな班というのをまた別途組織づくりを行いたいというふうには、新年度において行いたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、30年度からかな、わな班にも普通の金額は出るということですかね。はい、わかりました。

もう1点、金額は一緒ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） わな班につきましても有害鳥獣駆除隊の中のわな班ということになりますので、単価設定については同一ということになります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） じゃあ、イノシシをとったというときに役場のほうに報告されると思うんですけども、そういうのは写真とか、どのような感じで報告しとるとですかね。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 報告がありますと、捕獲された有害鳥獣について、職員が立ち会った上で写真を撮影すると。これにつきましては、他町村で若干不正な処理をされていたというのがありますので、必ず尻尾であるとか、以前は尻尾でよかったんですけども、必ず立ち合いをした上で、現物を確認して、実績として上げていくという対応を行っております。

以上です。

○5番（福田謙二君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 65ページに、旧で、いわゆる青年就農給付金。一番下のほうにあります。この予算そのものではありませんけれども、これを利用しておられる方を見ると、私の感覚でいけば、独身の方、独身の男性の方だとか、妻帯者であってもですよ、奥さんは勤めてらっしゃるとかという方々がおられるような感じで、継続というか、農業を就農して頑張っていこうというので少し危うさも感じられるんですよ。その点、担当課長のほうではそういったあれは把握しておられますでしょうか。いわゆる独身男性だとか、夫婦でやっておられるとか、そういったのはどんなふうになっているか教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 現在甲佐町で給付金を受けられておられます方は、昨年度まで夫婦型ということで受けられている方がおられましたが、給付金自体につきましては、お一人で給付を受けられていると。家族構成等につきましても、申請のとき、また、毎年経営状況について報告をしていただいておりますので、御結婚等をされればですね、その事実は農政課のほうでわかるということになっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） 私が質疑したかったのは、いわゆる将来的に農業を頑張っていこうという方ですね、やっぱり夫婦で頑張っていこうというふうだと意外と長続きするんで、独身の方だとなかなか長続きしないとか、奥さんは農業をせずに勤めていらっしゃるといの方が、私の感じではそういうのが見受けられるんですよ。

そこでですね、これはもうあれですけども、ニラを生産されている方々のためにですね、実は29年度の補正でですね、私もちょっときのうの見逃したんですけど、パワーアップ事業というので、ニラの選別機を導入したということでありました。それは平成15、16年に導入したものの更新という形でのをやっていたんですけども、それとして。

ニラを栽培した場合、ハウスで栽培するのと、それを切って持って帰って、家に持って帰ってそれを下葉を取って、いわゆる選別作業をするというようなことをやって農協に出荷をするというのがこの一連の流れの中で、今、非常に苦になって、苦になってというか、青年就農者の方もそうだろうと思うけども、下葉を取って選別するということが非常に難があるわけなんです。逆に言うなら、ニラはそこをするからこそお金になると、私は思っているんですけども。その事業をですね、軽減をさせようと。いわゆる青年就農の方とか独身の男性方がですね、生産を伸ばすために、その下葉取りだとかそういった選別作業を農協のほうにさせようと。農協の機械で一手にやってということですね、来年度以降取り組もうということで、今、部会のほうでいろいろやってるんです。

29年の補正では、その全体の機械をお願いしてやりました。来年度、再来年度になるかもしれないけども、今度はその下葉取りの機械を入れようという思いで取り組もうということで、今ほぼ農協のほうとも決定をしております。今回の補正では町のほうをお願いをしておりますけども、ぜひともですね、次回をお願いをしたいというふうな思いがあります。

そこで、ちょっとお話を担当課長のほうともしましたけれども、いわゆる甲佐町の予算、JA上益城とこのミスマッチというかな、第一営農センターの場合は嘉島と御船が入ってきます。ただし、今、嘉島はニラはほとんど生産者がおられません、御船の方が一人その機械を利用しておられる。昨年の売り上げでいったら、甲佐の方が九十七、八%ぐらい、甲佐の方で売り上げをしておるんだけど、そこを二、三%御船の方がおられる。その場合、じゃあ甲佐だけの予算だけでできるのかということが非常に問題になっているのかなと私は思っているんですけども、そういった場合はやっぱり御船と甲佐、両町が補助金を出し合うというのが前提なのかどうなのか、その点をお聞かせ願いたいと。どうでしょうか。町の考えをお聞かせください。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 先ほど、本田議員のほうからありました産地パワーアップ事業につきましては、昨日の補正予算のほうで、国の補助金をいただくということで予算化もしていただいたところです。それに対する、今回、町の上乗せ分については予算計上を行っておりませんが、基本的に本田議員言われますとおり、甲佐町のエリア、それとJA上益城のエリアが違くと。また、第一営農センターにつきましても、甲佐、御船、嘉島がエリアであって、その中に他町村の生産者がおられたときにはどうなのかということですが、基本的に各町村、生産者がおられるところにつきましては、補助金を出すのであればですね、町村間で調整、農協さんと打ち合わせをした上で、町村間同じような考え方で補助金を出すべきであろうというふうには考えております。

ニラがほぼ九十数%、お一人御船から来られるということでもありますので、そこら辺の、御船がおられるんで、御船も出さんと甲佐も出さんよということではありませんけども、基本的な考えとしては、関係町村で補助金は同じ考えで出すべきであろうというふうにご考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。私もなぜ下葉取りの導入を部会で協力をJAにお願いしてやってるかという、やっぱり若い男性の方々の向き不向きで言ったら、なかなかこう下葉取りと、選別するのはなかなか若い男性には向いとらんのです。熊本弁で言ったら、よく「しりがほめく」と言うじゃないですか。ああいう状態になりやすくて、ニラの作業はできるけども、その出荷作業がおろそかになってなかなか生産が伸びないというのが現実としてあるわけですね。

そういった場合のときですね、補助の前提条件だろうと思いますので、その点はよく理解しておりますので、ひとつJAとですよ、行政の方々がですよ、一緒になってですね、「あっちが出さんけんこっちも出さん」とかいうのではなくてですね、こちらから御船のほうにですね、九十数%が甲佐なんですから、御船のほうに向かって甲佐のほうから声をかけてもらうとか、行政同士ですね、そういったこともやれるし、また私のほうでもJAのほうにもっと頭を下げて回れと、頭を下げて回れはちょっと今のは削除をお願いいたします。要請をですね、しっかりと回るということをするように今後やっていきたいと思っておりますので、どうぞ、来年、再来年、この予算が上がってくるときは、ひとつお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 総合福祉センター所長にですね、お尋ねです。これは数字ではございません。

フィットネス、これがですね、かなり人気なんですよね。そういう状況の中にですよ、やはり健康増進にもかなり役立つとということも理解いたします。だから、30年度はですよ、29年度何名来られたとか、データはちゃんと残ってる中でですよ、30年についてはまた新しいことをやろうとか、そういういろいろ、30年度の考え方あたりをお聞きしたいんですけど。特に、甲佐地区あたりの方が主に多いわけですよね。やはり、乙女、白旗、龍野、宮内とある中でですね、広域的にやっぱり利用してもらうような仕掛けをやっていたきたいという思いもありますので。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） お答えいたします。

現在はですね、毎月1回、指定管理者のほうと協議を行いまして、何か改善できる点、また、利用をさらにですね、加速するためにですね、何かできないかということは話し合いをしております。

その中で、やはり議員おっしゃるとおり、甲佐町、ここの町内の方がやっぱり利用は多くなっております。そのようなときですね、乙女校区のほうから、どうにか送迎をしていただけないかというようなこととお話が上がってきております。この送迎につきましては、フィットネスの利用もそうですけども、やはり今からは高齢化社会になりまして、免許返

納をされる方がちょっと多くてですね、買い物であったり、病院関係もですね、なかなか利用が難しいという中で、フィットネスセンターへの利用の送迎についてはやはりそういうところも加味しなくちゃいけないのかなということで、関係各課とですね、ちょっと今お話し合いをしているというところもございます。

なので、今回の当初予算にはですね、その送迎についてはですね、ちょっとまだ計上させてもらっていないんですけども、今後の検討材料ということで考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そこで、町長、これはですね、かなりの人気なんですよ。だから、国保、医療関係にもですね、かなり貢献はしていると私は捉えております。ただ、その利用者がですね、一部地域に限られたって言ったらいかんけどですね、そういう状況も見ます。やはり、恐らくですね、これが乙女、白旗、龍野あたりから送迎体制あたりができたらですね、週を割ってやらなくては手狭というような状況も出てくる可能性がありますので。そういうことを含めてですね、まずは送迎あたりについて、町長、今後どのようにあれを利用者を増やすためには。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） フィットネスのですね、事業から考えたときに介護予防の面的な考え方と、それから健康増進の考え方とあろうと思うんですよ。本来なら指定管理者のほうでそういう送迎等をやっていただくのが一番筋かなと思いますけれども、いろいろその送迎については担当の考え方と最終的な折り合いはまだついておりません。それとですね、町営バス等の絡みもありますので、その辺も問題点としてはクリアしなくちゃならんかなと思いますんで。

そういったところの整合性を図りながらですね、まずはちょっと内部でその辺の調整をさせていただきたいというふうに思います。その後、どういうふうに発展させていくのかというとは今後の課題としてですね、考えていきたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ということで、所長においてはですよ、いろいろ内部検討また全体的な検討をされてですね、あそこが本当に介護を含めてですよ、健康が増進する場所としてですね、私はなっていくと思っておりますのでですね、どんどん内部意見等をですよ、町長あたりにですよ、上げてですね、今後利用者が増えることをお願いしときます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 66ページです。上段の中に補助金関係がございます。その中で、金額は小さいんですが、甲佐町農業共済加入促進事業という補助金があります。この件については、農業共済組合関係で農産物の保険加入関係が変わったということで、この共済の加入促進なのかどうか、この内容と補助金先はどこでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 甲佐町農業共済加入促進事業補助金ということで、これにつきましては施設園芸をされておられます方の共済加入率が非常に低いということで、施設園芸で農業共済に加入されました場合、掛金の一部を補助するという事業でございます。ちなみに、これは県の予算も含めたところで補助金を出すという制度でございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほか。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 説明資料の25ページ、一番上のところですが、集団健診の延べ人数、がん検診の延べ人数が8,573名とありますが、また、節目健診のほうが60名。この中で、検診でがんとわかった人は大体何名ぐらいおられますか。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 今年度はちょっといらっしゃらなかったみたいなんですけど、昨年度、2カ年、27、28は乳がんが二人ほど見つかっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 資料の同じ25ページの一番下ですけども、予算でいきますと不法投棄パトロール委託料ということで、62ページですが、シルバー人材センターに委託してパトロールをするという予算でございます。

公費解体も大体終了になってくると思いますが、今後ですね、解体したりするごとある人がおった場合に不法投棄したりとか出てきやせんかと心配するところがあります。不法投棄の場合の罰則みたいなのは調べておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 済みません。ちょっと手持ちでは持っていないので後ほど説明させていただきますけども、個人の場合と事業者の場合で罰則が異なっております。事業者の場合が5年以下の懲役というふうになっていたかと思いますが、正確なところは後ほどペーパーでお配りさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 山内議員。

○1番（山内亮一君） なかなか不法投棄の場合は個人とか事業者の識別がですね、なかなか難しいかなと思いますけれども、シルバー人材センターのほうでパトロールされますので、そういったところまでいくともう少し厳しくなるのかなというふうに感じます。

あと、なかなかパトロールも、どのあたりまでパトロールするかというのが、非常に難しいと思いますので、そういったところですね、近隣から通報があったりなんかすればですね、見に行けると思うんですけども、そういったところのパトロールなんかも時々農道とかそういったところも行ってもらいたいのかなと思います。袋に入ったまま捨ててあったりとか、非常に見かける場合もありますので、そういったところはよろしくお

願いたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料27、予算のほうは62ページにですね、熊本地方一般廃棄物処理施設整備費というのが計上されておりますが、予定されたようにはなかなかいかないというようなことも説明の中には書いてありますが、状況についてもうちょっと説明いただければと思うんですが。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会の状況でございますが、平成29年度におきましては、新施設を建設する候補地の選定をするというふうに計画がなされておりました。候補地の公募と推薦で10カ所が応募されまして、その土地について評価委員会というところを組織しまして、評価が行われ、先ごろ報告書が提出されたところでございます。

候補地については、まだ決まっておらない状態でございますが、平成30年度の上旬には決まる予定でございまして、計画はやや遅れましたが、今後修正して予定どおりに新施設を開設するというところで目指しているところでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 候補地がですね、10カ所あるということですが、甲佐町もその候補地の中に入っているということですかね。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 甲佐町は上早川の大峯地内になると思うんですけれども、マミコウロードを上っていきまして御船との境付近のところから、公募に対して応募がっております。その1カ所だけでございます。

○2番（佐野安春君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 2点お聞きしたいんですけども、一つはですね、関連でお聞きしてもよろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） はい。

○3番（荒田 博君） 農地の災害復旧で乙女、白旗と今度3月からは工事に入られると思うんですが、場所によってはですね、乙女に関してはですね、御船がされたところの業者さんがそのまま機械を移してされるということでございますので、場所によっては夏の水稲の作付等が間に合うのではないかなというような見方もあると思いますし、全体的に間に合わないという可能性もありますし、秋のですね、麦等とか大豆とかそちらには間に合うというような状況もありますので、そのあたりのどういう見方になっているのか、そのあたりをまず1点お聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 農地の不陸の災害復旧事業でございますが、乙女のほうにつきましてはもう機械のほうも移動していると。白旗につきましても、町境、御船との町境のところには実際工事に入られております。白旗のほうの請負業者さんのほうにお尋ねしましたところ、1町2反ぐらいであれば、3週間から、かかっても、天気にもよりますが、1カ月も見れば大体工事は終わるだろうということで、現在入られて、工事ができるような状態であれば、荒田議員のほうからありましたとおり、水稻作付には間に合うのかなと。ただ、隣の、災害復旧を行う場所の隣が水稻を植えられますと、表土を掃いて下の地盤を整地するときどうしても水がしみ出てくるということで……。

自分のところは災害復旧が終わりました。隣はまだちょっと麦等が植えてあったんで、ちょっと時期が遅れますとなると、なかなかそこを水稻を植えていただくと、今度は水田に水が必要なくなるときまで工事ができないというような状況も出てきますので、そこにつきましては各圃場によっては条件が違いますので、できるだけ農家の方、早期に営農が再開できるような形でしたいと思っておりますし、そういう圃場につきましては、申しわけございませんが、大豆のほうで作付ができるような状態に戻れば大豆のほうでということをお願いをしたいというふうに思っております。

工事、ことしの秋、冬の麦の植えつけまでには全ての工事は終わるという予定で請負業者の方には御相談をしているところです。工事自体も順番に、最初に入ったところは当然早くできあがりますので、県の確認検査等もありますので、県のほうと打ち合わせを行い、部分的に確認検査が可能であれば、早期に町の検査、県の確認検査を行った上で、「もう検査終わりましたので作付していいですよ」というような形で、早期に終わったところについては対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） そういうことですね、早期に作付ができるようにしていただければと思いますけれども、準備等もですね、農家の方もいろいろあると思いますので、そのあたりを前もってですね、周知していただけないとですね、できるけども準備ができていないというような状況もあるかと思っておりますので、そのあたりの説明会等とかですね、個別等の相談と、そういったのもあると思っておりますので、そのあたり対応していただければと思います。

もう1点。説明資料の28ページにですね、農地利用最適化推進活動費とありますけど、こちらに平成28年農業委員会法の改正に伴いということで、農地利用最適化推進委員というふうに新たに農業委員会でもメンバーを募られて、活動をされていると思っております。その中で、農地のですね、集積等、あと遊休農地の多分集積をされているのかなと思っておりますけれども、そのあたりの活動内容を、今のですね、教えていただけますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 集積につきましては、当然、各地域に農業委員さんあるい

は推進委員さんがおられますので、ちょっと耕作がこれ以上困難になると。ことしまではどやんかやってみるばってん、来年から誰かつくってもらえる人がいないかなというような御相談があったときに、農業委員さん、推進委員さん等に受け手となる方を探していただく。また、各地域に人・農地プランで位置づけられております担い手等もありますので、各集落の法人、または担い手、位置づけられておられます認定農業者等に調整を行うというようなことをごさいます。

また、遊休農地につきましては、地図、また本人さんの意向調査等を行い、現地調査を行うと。改善できる部分については改善をしていただくというような活動を行っているということをごさいます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） せっかくですね、推進委員ということで新たにつくられた部分もありますので、そういう活動がですね、もっと活発にできるようになればいいかなと思いますけれども、いわゆる遊休農地とかですね、そういった部分の何か一覧、一覧というか、これから農業されるとかいう方に対してですね、そういったどういうところにこういう場所がありますよとか、そういうのが見やすいような資料等はつくられているのでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、所有者の方の意向がありますので、意向調査をしております。その意向調査の結果については一覧で事務局のほうで持っているということで、農業委員さんでも、また新規に農業を始めたいという方で、自分の例えば出身地域、私ですと、元白旗ぐらいに貸していただけるような農地はないでしょうかというようなことで御相談があれば、事務局でも農業委員さん、推進委員さんを通してでも対応ができるというふうな状況にはなっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 衛生費の関連でですね、お尋ねしたいんですけども、家庭の生ごみの堆肥化をする施設について、もう補助をやめますよというふうなチラシが回覧で回ってきたと思うんですが、やめられる理由と、今年度その補助金ですね、利用状況をちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 生ごみ減量化を図るための土中式コンポストと言われる生ごみ処理容器の補助についてでございますが、平成27年度に購入費用の2分の1を補助するというので、補助額の上限が5,000円ということで始めさせていただきました。始めました平成27年度の実績が13基で、補助金額が5万4,000円でございます。翌年の28年度も同じように広報させていただいたんですけども、実績が2基で金額が1万円ということでした。平成29年度になりまして申し込みが2件という状況でしたので、ここで

30年度には、2年連続申し込みがほとんどないという状況でしたので、一旦終了させていただこうということで、30年度には予算を組まず、29年度に残っている予算については、再度ここで一旦補助制度は終わりますよということでお知らせさせていただきましたところ、応募が殺到いたしまして、お問い合わせが現在20件ほど来ておまして、3月12日現在で申し込みが済んでいるのが11件という状況になっております。今年度の状況を見まして、また再度補助制度を始めるかどうかについては考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） やはりですね、最後のお知らせというのが効いたというふうに思いますが、なかなか町民の間ではですね、そういう補助のあり方というのを知らない方がですね、結構いらっしゃった関係もあるかと思うんですよ。そういった点では、まだまだですね、やっぱり希望される方はいらっしゃるかと思しますので、ぜひ検討をですね、いただければと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに、56ページから69ページまでの質疑を伺っております。ございませんか。ありませんね。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 説明資料の31ページ、農機具導入事業について質問をいたします。

29年度は非常に申し込みが多くて、30年度は少ないという現状になっております。一応、29年度どうだったのかというようなところから説明いただけませんかでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 町単の農機具導入事業についてですが、29年度につきましては、予算のほう1,000万、予算措置をさせていただいております。事前に当初予算をつくり出す前に、どういう予定がありますかということで、補助の対象となる方に問い合わせを行っております。そのときがたしか1,200万ぐらいの補助額になったというふうに思います。いろいろ予算的に1,000万の予算措置しかできませんでしたので、補助を希望されておられます方等にお話をしまして、2件、「じゃあ、ことしは見送る」と。2件見送っていただいたんですが、それでも4割の基準には達しませんでしたので、一律に減額ということで、37%程度だったと思います、での事業実施要望をされています方に補助金として交付をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） わかりました。

それはいいんですけど、昨年、前回だったかな、補助要綱をちょっと見直してはどうですかというようなことを申し上げたと思いますけど、補助要綱を見直しされたのであれば、どういうふうにしたかをお聞きいたします。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 補助要綱の見直しについてですが、前の前ぐらいの定例会のときにもその話がありまして、補助要綱につきましては、ポイント制を採用するように補助要綱の改正を行っております。29年度、本年度のような状況が起きたときにはポイントをつけますので、ポイントの高いところから4割ずつ補助金をつけて、仮に一致した組織については、申しわけないんですが補助金の交付は行わないというような形で補助金の運用をするよう、要綱のほうは改正を行っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） ポイント制、それも結構でしょうけども、あの、何ですか、今、上限をね、決められとるでしょう。この上限を決められとる、その辺もちょっと見直したらどうだろうかという思いがあったんですよね。というのが、今、法人さんあたりで買われる大豆コンバイン等々についてはもう1,000万クラスが出てきておりますので、そういう時代もありますので、その辺のことは考えていただけないのだろうか。難しいかな。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 宮川議員御質問のとおり、コンバイン等、ちょっと大型のコンバインになればもう1,000万円の規模になると。町の補助でいきますと、事業費700万、そのうちの4割、280万が補助上限ということになります。法人等で購入を予定されておられます組織につきましてはですね、できるだけ県の補助をとっていただく。県の補助をとっていただいた上で、町は1割それに乗せしますということで、県の補助事業につきましても宮川議員ご存じですが、なかなか甲佐ではとれないという状況もあるんですが、まずは県の事業に若干作文する部分もあると思いますので、できるだけ県の事業に乗るような形で農機具の導入については進めていきたいと。

上限については、ちょっと済みません。私のほうからは控えさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 宮川議員。

○7番（宮川安明君） もう一つ。お昼過ぎてますんで最後にしますけど。それともう一つ要望ですけどもね、今、年に1回、希望というかな、あれをとっておられるけども、なかなか農機具というのは年1回じゃね、希望がなかなかとれない、とれないちゅうか、農家さんは田植えするときは田植え機が要るわけですよ。稲刈りするときはコンバインが要るわけですよ。そういうこともありますし、私が以前にも言ったように、今メーカーさんちゅうのはほとんどが在庫が、何ていうかな、受注発注みたいな形に今から流れがなっていくから、要件がそろって許可ができて物がないというようなことも起きる可能性があるから、2回ぐらいにできんのかなと。申し込みをですね、できんのかなと。でね、結局1,000万するんであったら、500万500万に分けるとか、いろいろ考え方があるんじゃないかなと思うけど、その辺はどうお考えですか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） まず、基本的に現在の農政課で町単事業の予算編成につき

ましては、事業を希望されます方を事前に調査を行って、その分の予算措置を財政のほうと打ち合わせをして、最終的に当初予算として上げています。現在のやり方ですと、大体予定されておられます方がそのとおり事業をされますので、仮に当初予算の編成を年内に行いますので、その前に11月ごろ希望をとります。予算成立後、順次事業を実施されますが、機械の種類によってはかなり年度末に遅れるというようなこともあります。ただ、希望をとって、予算措置をしておりますので、その額を余るというようなことは、入札で若干の差はありますが、ほとんど予算どおり執行するというようなことですので、2回に分けてとるということは、今の予算の組み方であれば難しいのかなというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 審議の途中でありますけれども、昼食のため休憩いたします。午後は1時から始めます。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時00分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審議の途中でありますけれども、執行部のほうから午前中の質問に対する答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

環境衛生課、福祉課、総合保健福祉センター、企画、それぞれの所長及び課長のほうから申し出がっております。これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 山内議員から御質問のありました不法投棄に関する罰則について御説明させていただきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律16条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という規定がございますが、罰則についてでございますが、第25条と第32条に個人、法人それぞれの罰則が規定されております。

個人についてでございますが、廃棄物を捨てた者については、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金。法人につきましては、3億円以下の罰金刑というふうに規定されております。

回答が遅くなり申しわけございませんでした。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） それでは、午前中、佐野議員から御質問のNHK放送受信料の件について答弁申し上げます。予算書の48ページの老人福祉費の中の14の使用料及び賃借料のNHK放送受信料3万円でございます。

まず、私が午前中答弁した中で、対象施設について老人憩の家及び白旗、龍野福祉ふれあいセンターと答弁いたしましたけれども、老人憩の家についてはもう免除対象というふうになっておりますので、正式には、白旗と龍野のふれあいセンター分が、12カ月分の年

額で1万4,545円の2カ所ということで、2万9,090円ということで3万円の予算を計上させていただいているところでございます。

調べましたところ、NHKのほうに直接電話しましたけれども、詳しい回答は得られませんでした。調べましたら、平成30年4月1日からですね、この免除対象となる社会福祉施設の拡大が予定されておまして、現在は免除対象の事業所数が70事業所でございますけれども、さらに今度の4月1日からですね、25の事業所が新たな免除対象となるというふうに聞いております。

したがって、一応3万円の予算は組んでおりますけれども、一応、その手続上が申請による免除ということでございますので、NHKのほうに申請をした上でNHKのほうで判断されて、免除するかどうか判断されるということですので、免除の申請をやってみるということで対応させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 午前中、西坂議員のがん検診においてのがんの発見者数の質問に対しまして、27年度、28年度において乳がんが2名ほど見つかっておりますと答弁しておりましたが、26年度に乳がん1件、大腸がん1件、27年度に乳がん2件となります。平成28年度、29年度においては、検査委託機関である日赤と高野病院のほうからその結果が現時点では来ていない状況でございます。

以上、訂正しておわび申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 午前中の佐野議員の総合行政システムについての御質問ということで、お手元に説明資料を配付させていただきました。

まず、主に委託料につきましては、ソフト・ハードウェア等の保守委託料となっております。使用料及び賃借料につきましては、個々のシステムにいろいろとございますが、主にソフトを使う使用料と機器をリースで使っている場合の利用料等に分かれます。

内容については明示しているとおりにしております。

時間をとらせました。申しわけございませんでした。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） それでは引き続きまして、一般会計の予算につきましてを議題としておりますので、56ページ中段から69ページの中段まで質疑伺っております。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料32ページ、予算のほうに67ページの多面的機能支払事業ということで、説明資料のほうは項目について二項目ありますが、一つのだけ項目が説明してありますが、残りの項目はちょっと説明がありませんし、内容的にもう少し御説明いただければと思ひまして質問します。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） 多面的機能支払事業について御説明申し上げます。

多面的機能支払事業につきましては、事業内容としまして農地の維持ですね。それと、資源向上ということで、共同分と長寿命化分ということで事業の内容がそれぞれ分かれています。

農地の維持につきましては、草刈りや水路の泥上げなどの作業に要する費用。それと、資源向上支払いの共同分につきましては、水質保全や花の植栽等施設の軽微な補修に要する費用。長寿命化につきましては、農業用施設である水路・農道等の補修・更新等に使える費用というようなことで、現在、甲佐町では32の組織が両方またはいずれかの事業に取り組みをされていると。

金額につきましては、その対象となる農地の面積、田畑、草地は余りありませんが、田畑がそれぞれエリア内にどれだけあるかということで、面積によって補助金の額は決まってくるというような事業でございます。

以上です。

○2番（佐野安春君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんでしょうか。56ページから69ページです。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、款6の商工費から款7土木費、款8の消防費についての質疑を行います。69ページの中段から81ページの中段までについて質疑をお願いします。69ページから81ページの中段について質疑をお願いいたします。商工費、土木費、消防費です。

山内議員。

○1番（山内亮一君） ページ71ページ、商工費の委託料のほうになりますけれども、津志田河川自然公園等の管理委託料というところに関連しまして、以前、乙女橋の上流部にグラウンドがありまして、そこを津志田が管理しとったというところで管理委託料をもらってしておりましたけれども、なかなか村で管理ができないと、もう使用しないということで、町にお返しをした経緯がございますが、その場所を老人会の健康維持のためにグラウンドゴルフをしたいということで、今、町のほうに要望を村の区のほうからしてあると思いますけれども、そのあたりの経緯をちょっとお知らせ、許可がおりるのかおりないのかですね。グラウンドを借りたいという場合に貸していただけるかどうか、そのあたりも含めて経緯をお願いしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 乙女橋上流左岸の場所だと思いますけれども、確かに、今議員がおっしゃられたとおり、以前はグラウンドとして使っておられ、津志田のほうで管理もされておりました。グラウンドのほうも利用はしないということで、もう管理もしないということで返却いただいている部分でございます。

老人会のほうで使いたいという申し出があつとる中で、国土交通省の上流の出張所のほうにはですね、協議をされて、雑草と軽い造成のほうは問題ないというふうに協議の回答

をいただいているというところです。

利用される予定のグラウンドの一部にですね、堤外民地になりますが、地権者の方がおられます。その方とは一応コンタクトはとっております、来週、再来週にはですね、交渉に向けて出向くという形になっております。

国土交通省のほうに関しましては、先ほど答弁しましたとおり協議が済んで、最終的にはどのような形という正式な申請書が必要になるかもしれませんが、内諾は得ているというところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 説明資料の35ページです。9番、事業名、甲佐町空き店舗改修補助金でございます。その中の下のほうで補助金、店舗改修費用3店舗分90万とありますけれども、これはその3店舗分ってどちらの。教えていただけないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） この空き店舗改修補助金につきましては、午前中に空き家関係のお話もさせていただきましたが、今回、空き家バンクを開設するに当たり、住家及び店舗も同じく空き家バンクという形で登録を行いたいと思っております。その空き家バンクに登録された物件に関しまして、賃貸及び売買契約が成立した場合、空き家改修補助として、店舗の場合は2分の1、30万円を上限として補助金の交付を行いたいと考えております。

この90万円につきましては、まだ空き家バンク制度が30年度確立されますので、見込みという形で3店舗という形で90万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 今のはですね、説明で、ということは、ことしも一応3店舗分こうやって見込みということでございますが、30年度申し込みがあって、4店舗、5店舗、1店舗とか、やっぱそういう締め切りはいつごろまであって、そういうのが……。今年度はこの3店舗分ですけども、本来だったら何月ぐらいまで締め切って、こうやって3月の予算に計上するというような形になるわけですかね。毎年だったら。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 空き店舗の賃貸・売買契約というものもそうまれにないかと、その判断はちょっと難しいところですけども、今年度につきましては、とりあえず3店舗上げさせていただいております。この改修補助については、甲佐町で行っている定住助成金と同じで締め切り期限とかはございませんので、予算の範囲内で対応させていただきたいと考えておりますが、空き家の利活用、商店街の活性化という形ですね、取り組むものでございますので、もし3店舗以上の申し込みがあった場合は議会にお願いすることになります。補正で対応させていただければと考えております。

以上でございます。

○5番（福田謙二君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 2点お尋ねしますが、まず1点目がですね、甲佐ブランド、これは認定事業についていろいろお尋ねするわけございませんけど、今回、認定されたのが2品目だったかな、新規が。それと、再認定も含めまして3品目かな。その中でですね、2月25日にあった2018ニラパワーかな、あのときにニララーメン、それに甲佐高校のニラ煎餅、それと宮内のパワフルおばちゃんかな、が出されたあの品物はどうして認定審査会にですよ、出なかったのかなという思いを持っておりますけど、その点はいかがですかね。まずそれが第1点です。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時17分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） すみません、お時間をとらせました。

こうさんもの認定制度につきましては、広く公募という形で申請については募集しております。ニラパワーにつきましては、たしか2月25日開催されたということで、申請がなかったということでございますけれども、一応、甲佐高校のほうからですね、ニラあられの申請は出されておりましたが、ちょうど審査会の日が学校行事と重なりまして、当初はどうか都合をつけてというお話もございましたけれども、学校行事でどうしても都合がつかないということで、その1点については取り下げとなっております。

確かに、ニラパワーにおきまして、ニララーメンを初め、いろんな新しい商品が出ておりますので、今後はこちらのほうからですね、働きかけて申請をしていただくようお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、この点についてはよろしいですけどですね、せっかくあれだけのですね、NHKラジオで全国放送でもですね、PRをしていただいたと思います。そういうことですね、やはり公募をしてもですよ、気づかない人もおる可能性がありますので、そういうやつはやっぱり担当課あたりでですね、積極的に出してくださいというようなことで、今後臨んでいただきたいと思います。

また、議長、それに関連してですね、ふるさと納税についてお聞きしたいと思います。要するに、認定商品あたりはですね、かなり、やはりふるさと納税にも貢献していただく

ものと思う中ですね、この2,676万5,000円、総務課長ですね、中で、要するに返礼品、これが2,063万。それとサービス等使用料28万5,000円。業務委託料585万。かなりのですね、返礼品についてはですね、農産物、商工業の特産品あたりで貢献していただくからですね、経済効果はかなりあるわけですけど、仮に平成30年度4,500万円のふるさと納税があった場合でもですよ、この返礼品を除いてですよ、28万5,000円と業務委託料580万というのが大き過ぎりませんか。最終的には、我が町に財源として残るのが1,800万ぐらいしか残らんわけですよ、4,500万円入って来た中で。せめて、やっぱりその半分ですよ、2,250万ぐらい残るような方法はないかというような思いでお尋ねするわけですけど。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） ふるさと納税についてのお尋ねでございます。

今回のふるさと甲佐応援寄附金事業につきましては、今、議員がおっしゃられたように、返礼品につきまして4,500万円の寄附額に対しての2,063万ということで計上をしております。

今回、4,500万円寄附額を想定しておりますのは、12月議会の中で債務負担行為の補正をお願いいたしまして、委託料についての債務負担をうたい込んでおります。これにつきましては、29年度からポータルサイトをふるさとチョイスということで1社お願いをいたしまして、行っておりました。これをさらに寄附額を増やすということで、もう1社増やすということでお願いをしております。今回、業者のほうのプロポーザルを行いまして、業者選定を行いまして、JTBで「ふるぼ」というサイトを設けまして、運営をしていただくというふうにしております。

で、このふるさとチョイスとふるぼのサイト使用料ということで、寄附額に対するパーセントを掛けたところでの委託料になっております。これが寄附額に対する13%がその利用料というふうになっておりますので、585万円というふうになったところでございます。それと、使用料・賃借料につきましての28万5,000円につきましては、公金決済等の利用料ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） この公金使用料というのはどういう意味ですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） 公金使用料と申しますのは、ヤフー公金、インターネットを使いました公金の決済、これに係るサービス利用料ということ、賃借料ということになります。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） ただですね、やはりそういうふるさとチョイスを含めね、2社手数料として13%、ふるさと納税に対しての13%、相手方がもらうわけですよ。それも4,500万円の目的達成のためには必要だろうとは思いますが。ただ、やっぱり総務課長以下これだけのスタッフがおられる中ですよ、別なやっぱり甲佐独特の、ふるさと納税を増

やすためのですよ、知恵も出していただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 説明資料39のやな場施設の管理ということで、施設改修を実施しますとありますが、やな場のどこを改修するのか教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） やな場に関しまして、施設改修、老朽化に伴う改修ということで、予算計上をさせていただいております。

まず、修繕といたしましてですね、あずまやの竹壁、竹でつくってある壁の修繕。また、トイレのほうに行く廊下に関しまして雨漏りがございますので、その修繕を行うこととしております。それと、木でつくってある廊下といいますか、やな場側に向かって、転落防止も兼ねた柵がございますけれども、その一部分が老朽化でささくれたり、色剥げがございますので、修繕という形でさせていただくこととしております。

工事といたしましては、あずまやのカヤぶきにつきまして、ふきかえ工事を行うとともに、あと駐車場の路面が荒れている部分についてアスファルト舗装の打ちかえと、あと、駐車場の区画線の線引き、それと、やなのですね、樋管といいますか、閘門のそばのですね、石垣が一部崩れておりますので、その修復を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今のところはですね、説明がわかりましたので、別項目で質問してよろしゅうございますか。

すみません、ちょっと項目を見失いましたが、建設課関係ですが、急傾斜地のですね、600万という予算を組んでありますよね。これは見込みなのか、もうはっきりここですとわかっているのかというところで。土木費なんです。何ページかをちょっと今。あ、すみません、説明資料の44ページでございました。その5番目、事業名の5番目ですね。わかりますかね。お願いします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの600万のほうはですね、急傾斜地で土砂災害地域のレッドゾーンに入っている箇所の家屋が移転された場合に、300万円の補助がでます。そのところの2軒分を予算に計上させてもらっております。

1軒につきましては、該当になりますので、今後申請をされるものと考えております。

もう1軒につきましては、される可能性があるということで予算に計上させていただいております。

以上でございます。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 今の関連でですね、今のレッドゾーンですね。これは、その危険区域だったところが1軒でも、そうやって移動する場合には出るわけですね。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） レッドゾーンの中に家屋が少しでもかかっておれば、そこから移転することで移転費用300万が出ます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 説明資料の38ページです。38ページの15番、甲佐町サイン整備事業とあります。2,250万の中の内ですね、観光案内看板等設置工事1,920万とありますけども、これは12基の設置工事を予定としてありますけれども、その12カ所の金額なのか。

それと、この観光案内板というのは、上早川のふれあいセンターの前にもですね、ありますけれども、ああいうものなのか。教えていただけないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑孝孝君） まず、12基分の工事費なのかということですが、12基分の工事となっております。設計につきましてはですね、5基分となっております。平成29年度に関しまして、7基分の実施設計及び工事費の予算を計上させていただきました。で、この事業に関しましては、社会総合整備交付金、通称社交金といえますけれども、その財源をもって整備することといたしておりましたが、こちらが当初もくろんでおりました金額より額が減少しておりましたので、実施設計につきましては、29年度完成で5基分を改めて、7基分は工事を行うと。あと5基、プラス5基について実施設計及び工事費と考えております。

今回、サイン計画で整備する案内看板につきましては、幹線道路に設置をいたします。まず、7基についてが国道沿いの田口橋、乙女橋、塔ノ木、安津橋、それと甲佐高校JA付近、あと、役場前と甲佐小学校のところに7基を設定する予定としております。これにつきましては施設の案内看板ということですので、一つの看板に三つから四つ方向サインですね。例えば、やな場は直進とか、そういった形で設置をする予定としております。

ことし実施設計をして設置する予定の5基については、乙女地区に5基設置できればということで、実施設計を組ませていただいております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） どういうものなのかというのも教えていただきたい。

（「ちょっと休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時32分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 済みません、お時間をとらせました。

今回の整備事業につきましては、方向サインという形で整備させていただきますので、通常、道路案内標識みたいな場所名と矢印という形で設置をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3点お尋ねいたします。

76ページ、町営住宅解体工事と説明資料に載っておりましたけど、湯田の町営住宅の解体ということでございますけども、たしか、中にまだ住まれてた方がいらっしやったのではないかなと思いましたので、そのあたりは大丈夫なのか、まず1点それをお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、町営住宅の解体について御説明したいと思います。

議員がおっしゃられますとおり湯田住宅の解体を予定しております。現在ですね、まだ3名の方がお住まいでございます。3名の方と昨年度からですね、移転の交渉を続けております。2名の方につきましてはですね、ある程度のめどがつきまして、移転先が決まりつつあります。もう一人の方も引き続きですね、今後、移転の交渉を引き続きしていきたいと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。公営住宅に申し込みをされた方であり余る部分で町営住宅という話もあったものですから、その今住まわれている方の行き先がですね、ないんじゃないかなど不安をいたしましたので、その質問をいたしました。

続きまして、79ページの消防費の中ですけれども、小型動力ポンプ付積載車、これはたしか2件分と説明資料のほうになってましたので、そのどこの消防団か、それとその下にですね、水防倉庫設置工事とありますので、これもあわせて御説明をお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂 直君） まず、小型動力ポンプ付積載車2台分でございますが、場所につきましては、一応、下豊内と府領ということで考えております。両地区とも導入後25年、26年経過をいたしまして、車両もですし、ポンプにつきましても年数がたっているということで、故障がちということで、今回更新をしたいということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この水防倉庫につきましてですけれども、現在、甲佐町のほうには水防倉庫が上揚地区の三本松甲佐線沿いに県の水防倉庫が1点ございます。それと、町内のほうには役場の倉庫、また旧庁舎のほうに倉庫を構えております。また、龍野方面にはですね、下横田地区に浅井のところに水防倉庫を数年前につくったところがございます。

今回の熊本地震やいろいろな今後のですね、災害に備えて白旗地域にもですね、水防、そういった倉庫が必要ではないかということから、県道嘉島甲佐線の吉田の入り口の交差点あたりのところにですね、水防倉庫をつくるならばという計画を立てております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようですので、次に進みます。次に、款9の教育費について質疑をお願いします。81ページ中段から97ページ中段までの教育費についてを伺います。81ページから97ページ中段までの教育費について質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。幾つかありますが、85ページの解放教育研究会補助金5万円ありますが、この解放教育研究会、どのような活動をされているのか、代表者はどなたなのかということで1点お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この甲佐町解放教育研究会補助金ということでございますけれども、目的といたしましては、人権問題の解決のために甲佐町における人権教育の推進を図ることということを目的にしております、代表者はですね、浅井の内村さんという、元先生を甲佐町でされておりましたけれども、その方でございます。

活動内容といたしましてはですね、嘉島の子ども会との交流キャンプでありますとか、解放文化祭時の構成劇や歌、それと革細工等の材料費あたりに使っておられまして、2分の1が補助というようなことでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 今の説明はわかりました。

続いてですね、説明資料の57にですね、図書室管理運営事業費が載っておりますが、図書購入費として40万計上しますということで載っております。これは小中学校への図書購入費なのかということと、もう一つは各小学校、中学校のですね、図書室のですね、本の数、それと基準の数がどうなのか、多いのか少ないのか、そういったところをちょっと御説明をいただきたいと思いますが。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この40万についてでございますけれども、これについ

ては甲佐町の図書館に購入する金額ということでございます。

それと、今、図書の蔵書数でございますけれども、現在ですね、3万600冊以上がございます。これにつきましては、他町村ときちんとした人口割に対する比較はしておりませんけれども、熊本市とですね、提携を結びまして、甲佐町の住民が熊本市あたりに借りに行く場合はですね、簡単に借りられるというようなシステムをつくっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 学校ですね、蔵書数を報告したいと思います。小学校で、全体で2万1,023冊。学校別です。甲佐小学校が5,323冊。白旗小学校が4,653冊。乙女小学校が5,689冊。龍野小学校が5,358冊の、小学校については計2万1,023冊となっております。これの標準の冊数につきましては、一応クラスで借りてありますので、今、甲佐小学校が7クラスなので標準冊数につきましては5,560冊ということで、甲佐小学校については標準の達成率が95.7%と。白旗小学校については今6クラスありますので5,080冊ということで、達成率が91.6%というふうになっております。あと、乙女小学校、龍野小学校につきましても5,080冊ですので、この2校については100%を超えているという形になっております。

あと、中学校につきましては、12月現在で4,903冊ということで、標準冊数につきましては7,360冊ですので、中学校については66.1%ということで、学校がですね、建て替えた場合のときには古い図書の処分があつてますので、今、冊数が足りるようにですね、予算を計上しながら増書に努めているところでございます。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 佐野議員。

○2番（佐野安春君） 報告ありがとうございます。

小学校のほうについてはですね、もう少しでですね、基準に達成するというところで、中学校はですね、改築等があつたという関係もございしますが、かなりですね、まだ基準には未達の状況でありますので、そこはやっぱり力を入れられる必要があるかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいということです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。説明資料の59ページです。事業名、10マイル公認ロードレース大会です。この320万ですね。毎年計上してありますけれども、昨年、設楽選手ですかね、優勝されました。その設楽選手がこの前行われました東京マラソンで16年ぶりに日本新を出したということで、賞金が1億円ということですね。新聞にも大々的に発表されておりました。

今回、この説明資料の中を見ますと、ロードレース大会も日本最高記録の樹立を目指しますとありますけれども、賞金じゃない、賞金のようなものも、もしも日本新が出たとす

る場合は考えておられるのか。どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この10マイルロードレース大会の日本新記録が出た場合ということですが、これは別にですね、基金のほうに積み立てをいたしておりまして、日本新記録が出た場合は100万円を選手に授与するというようなことで思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。昨年も45分台ということで、歴代で上位でございます。もしかしたら、今年12月もですね、もしくは日本新が出るかもしれませんので、選手の方にですね、精いっぱい頑張ってもらって、また甲佐町のこの10マイルがですね、日本全国に名を知ってもらうためにもですね、大事なものじゃないかと思っておりますので、精いっぱい頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。説明資料のですね、58ページで、宮内地区社会教育センター急傾斜防護施設設置事業ということで、4,300万組まれておりますが、この説明文の中にですね、指定避難所として宮内地区の約60世帯の方々ということで書いてございますが、今まで宮内地区は指定避難所はですね、なかったんじゃないかと思っておりますが、これによってこの社会教育センターを指定避難所にするということで理解してよろしゅうございますか。

それと、この60世帯というのはどこの範囲なのかということで教えてください。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） この宮内社会教育センターの防護柵でございますけれども、ただいまですね、レッドゾーンに指定されているところでございます。これを指定避難所にするためには、イエローゾーン以下にするというような必要がございます。そのため、今回ですね、裏山の急傾斜地の防護柵を設置しまして、住民が安心して避難できる、それと利活用できるというような目的で予算計上をさせていただいてるものでございます。

ただ、現在、予算計上しておりますけれども、まだ概算ということでございますので、施行予定としましては、擁壁と防護柵ということで、それと法面等の成型ですね、そういったことを計上しておるところでございます。

60世帯につきましては、宮内全体。

（「全体ですか」「違うだろう」と呼ぶ者あり）

上揚、安平を除く宮内全体ということですか。

○2番（佐野安春君） 上揚、安平を除いてという。

○社会教育課長（吉岡英二君） はい。

○2番（佐野安春君） 宮内の上部のほうということ。

○社会教育課長（吉岡英二君） 上部の。

○2番（佐野安春君） 全部ですね。

○社会教育課長（吉岡英二君） はい。以上です。

○2番（佐野安春君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 安津橋総合運動公園整備事業についてお尋ねします。

これはですね、平成29年度もですね、グラウンドゴルフ場の上にテニスコート8面を計画された中でですね、国・県あたりの補助がですね、2面分ぐらいしか出ないというような状況で、最終年度にテニスコートについては回ったのが現実でございます。

そういう中において、30年度についてはですね、国・県支出金が2億9,250万、町債がそれと同額というようなことでですね、一応、数字的には上がっております。この内容を見るとですね、30年度においてはサッカー場1面、多目的広場1面を整備しますと。一応、計画ではありますが、国・県あたりのですよ、補助といたしますか、その点は、やはり29年度がですね、最終年度にテニスコートを回さなければならないという事情の中でですよ、大丈夫かなという思いもありますので、あえてお尋ねいたします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 安津橋運動広場についての御質問ですけれども、議員が御指摘のとおり、平成29年度につきましては、テニスコート8面を建設する予定でございました。事業費といたしましては2億3,386万円ということで当初予算を組ませていただいて、国へも補助金の交付の申請を行っていたところでございます。ただ、決定通知につきましては、事業費ベースで6,920万円と補助金ベースで3,460万円。当初要望に関しまして約30%、厳密には29.6%の補助しか決定が来ていないという状況でございます。30年度につきましては、29年度を上回る予算計上といたしまして、5億8,500万円という形で計上させていただいております。

かわまち事業につきましては、国土交通省と町と一体となって整備を進めております。ただいま、安津橋上流側左岸ですけれども、国土交通省さんのほうで基盤整備という形で造成をされております。本来、29年度は国土交通省の基盤整備が要らないテニスコートをする予定でしたけれども、予算の配分が少なかったということで、実施はできておりませんが、国土交通省さんが先に平成29年度で造成をされます。造成をされた後、そのまま、造成後手もつけずいれば、二度手間となるような形になりますので、事業の組み替えを行いまして、30年度、基盤整備が済んだサッカー場という形で、建設という形で、5億8,500万の予算の計上させていただいております。

確かに、社会整備交付金、要望で満額つくかということに関しましては、ここで満額つく予定ですということはなかなかお答えできませんけれども、今年の配分率が余りにも少なかったということで、たしか緑川改修期成会、町長が上京されるととき私も一緒に上京い

たしまして、国土交通省都市局の公園緑地・景観課長のほうに陳情要望という形でさせていただいております。そのときのお話によりますと、事業採択が最優先であることをもって補助率は通常つかないというお言葉はいただいております。逆を返せば、2年目以降はつくのかというふうにも思いますが、それはどうなるかはちょっとわかりませんが、一応そういった形で担当課長のほうに直接お会いして、30分ほど甲佐町の事業の内容と位置づけについて御説明させていただいたところでございます。

そのほかにも町長が上京される折にはですね、そちらのほうに何回か出向いていただいているところでもございますし、この要望活動が実ってですね、100%つくのが一番いいんですけども、補助決定をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） この総合運動公園についてはですよ、野球場とか、テニスコートを含めて何年で完成という考えですかね。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 昨年、29年度がですね、そういう2年分しかつかんというような状況があるから私はあえてお尋ねしとるわけであってですね、執行部の努力が足らぬとかそういうことを言いようとかじゃなから。そこは理解してくださいよ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後2時05分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の中で社会教育課長のほうから訂正の申し出がっております。これを許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 申しわけありません。先ほど、まず佐野議員のほうからの御質問の中の宮内地区の60世帯の方が安心して避難できる場所はどこかということをございましたけれども、私、上揚、安平を除くところと言いましたけれども、上揚、安平、小鹿、井戸江を除く部分ということで、小鹿と井戸江を追加していただきたいということ、申しわけありません、もう1点ですけども、福田議員の10マイルロードレース大会の賞金ということをございました、これは100万円とお答えしておりますけれども、これ、40回の記念大会のみが100万円ということをございまして、そのほかは50万円にまた戻るというようなことで、40回大会のみ100万円ということなんです。

（自席より発言する者あり）

賞金ではなくて、正式には栄養費ということで、選手たちが……。報奨金はアマチュアにはちょっと出せないということをございますので、栄養費ということで支給させていただ

いているというようなことをございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、40回のみが100万円で、普通の大会、記念大会以外は50万ということですね。ということは、40回ということは、50回とか60回とか、そういうのはまだ全然考えてなかでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 10マイル大会、本町のですね、大きな。本町にですね、日本全国からですね、注目が集まる大会ですので、こういう記念大会については、より魅力のある大会にするということですね、優勝者への食糧費が設定されておるわけございまして、それは内規としてですね、持っております。

ただ、記念大会の増額分については、積み立てとのかかわりもありますので、毎年のように、例えば日本記録が出ていけば、その辺のところも変わりますので、今後の記念大会についてはまた検討をしていきたいというふうに思っております。

○5番（福田謙二君） わかりました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、先ほどの中村議員の質問に対して答弁を企画課長からお願いします。

企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 申しわけございません。お時間をとらせました。

事業計画につきましては、当初29年度からテニスコートから着工し、32年度までの事業計画で、33年4月1日をフルオープンと定め、計画をしておりました。

先ほどから平成29年度の補助金の交付決定が少なかったということで、テニスコートを最終年度に回す予定となっておりますので、1年間ずれますので、平成33年度事業で事業完了し、34年4月1日をフルオープンという形で事業を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 34年度事業開始でスムーズにですね、いければ、一番いいこととは思いますが。ただ、やっぱり国の財政事情あたりもあってですね。それと、やはり場所の初歩的な問題解決あたりも私はあるんじゃないかというような思いを持っておりますので、34年度できたら最善とは思いますが、私はやっぱりあと1年、2年、延びはせんかというような思いもありますので、その点はですね、やはり予定どおりいかないということも考えておってもらいたいと思っておりますけど、町長、その点はいかがでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） この安津橋の総合運動公園整備事業については、言うならば地震・豪雨からの復興の目玉的な施設としてですね、我々執行部といたしましても非常に期

待をかけて進めているような事業です。これまでの経緯等については、先ほどから企画課長が述べたとおりでありますけれども、地元の選出の国会議員の先生、それからまずは国土交通省の水管理・国土保全局局長ともお会いをいたしましたし、その後、改修期成会の要望活動も東京でありましたので、それを活用させていただいて、直接の担当部署であります都市局の公園緑地・景観課長さんともお会いをして、町の事情等についても縷々説明させていただきました。なかなか県の重点事業に含まれていないと重点的な配分がですね、いただけないようなお話も確かにあります。したがって、予定しておりました計画年度に比べたときに、遅れていくことも、これは実際問題としてあり得る話ではあります。できれば、もともとの計画のとおり進めたいという気持ちはありますので、当初計画どおり進むような最善の努力は、今後ともですね、続けてまいります。ただ、その上でどうしても国の配分が思ったような予算が得られない場合は延伸も考えざるを得ないということでもあります。

しかしながら、これは完成後は非常に、町にとってのスポーツ交流の拠点施設として非常に町外にもPRできるような施設でありますので、その際にも大いに活用ができるようにですね、その辺の準備もあわせてやっていきたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） 1番。予算書の92ページ、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金ということでございますが、これ、全額国庫支出金というふうになっていると思っておりますが、説明資料のほうがちよっとわかりませんので、補助率とか、どのくらいの件数あたりがでているとか、ちよっと説明していただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 地域コミュニティ施設等再建事業補助金でございますけれども、これにつきましては、復興基金のほうを活用させていただいているというふうなことでございます。

それと、申請件数ですけれども、24カ所ございました。その中で、29年度、本年度対応しているのが4カ所ということでございます。したがって、この3,943万7,000円というのは、そのほか、4カ所を減らしたとこということで20カ所分ということでございます。

それと、補助率でございますけれども、補助率については2分の1ということでございます。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。先ほどの安津橋総合運動公園ですけれども、30年度にサッカー場1面、それから多目的広場を1面というふうになっております。ということは、31年から33年の間のですね、この事業計画としては、残りがサッカー場1面とテニスコート8面、それから野球場の大と小が1ぐらいですかね。結局、どのようになっていますかね。この31、32、33の中で。よくこれをですね、聞かれるんですよ。どのようになっ

いるかということをごです。済みません、わかっているだけで結構です。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 整備計画ですけれども、30年につきましては、予算計上させていただきますとおり多目的広場、サッカーコートですけれども、この多目的広場はサッカー場もかねておりますので、サッカー場2面、うち1面が多目的広場としても利用できるということでございます。

予定では、31年度に野球場、ソフトボール場、あとテニスコートと、その他周辺整備がございますけれども、32年、33年にかけてテニスコート及び周辺施設整備というふうに考えております。先ほどからも話が出ておりますとおり、あとは財源の問題がございますので、今の目標、計画といたしましては、今述べた計画で進めさせていただきますとおります。

以上でございます。

○5番（福田謙二君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 6番。説明資料の57ページ、一番上のキャンプ場管理事業のことでお伺いします。

これは井戸江峡、また川平両方になると思いますが、私も川平峡キャンプ場の対岸におりまして、昨年、それから28年、2年は災害の関係で利用がなかったと思います。ことしはもう工事も完了して、ぼちぼちキャンプに来られております。ことしは、この前、1家族だったと思いますが、あそこも、今、発電所工事がある関係で水かさが多く、子どものこれからの川遊びはなかなかちょっと難しいと思いますが、環境もよし、静かで、まだキャンプ場はオープンせんとですかという声も聞きます。

井戸江峡にあつては、あそこはキャビンとかいろいろありますが、今九電さんが借用しておられますので、ほかの使っていないキャビンは屋根とかにコケが生えたりしておりますが、そのあたりのところは、どのように計画されていますか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） キャンプ場についてですけれども、まず、川平キャンプ場ですけれども、本年の2月からですね、ホームページ等にPRしまして、もう改修工事、修繕工事ができ上がったので利用できますよということで、この前お客さんが来ていらっしゃるということでございます。で、川平キャンプ場については通常どおり使えるということでございますけれども、議員先ほど言われました井戸江峡キャンプ場についてですけれども、おっしゃるとおり、バンガロー、キャビン、管理棟、炊事場等ありますけれども、どれもですね、20年以上経過しております、特にキャビンについてはですね、現段階でも使用できているということでございますけれども、バンガローについては老朽化、それと腐食が見られるというようなことですね、施設全体的に老朽化も進んでいるということでございます。ただ、今、九州電力の発電所の新設工事のためですね、通常の貸し出しは休止しているところでございますけれども、これが31年の3月までには終わるとい

うようなお話だったんですけども、地震等の影響もありまして、6月までかかるというようなことでした。

で、今のバンガロー、キャビン等をですね、そういった今の状態を踏まえましてですね、今後、31年の6月以降にキャンプ場を修繕を行って使用するのか、もしくは新たに建て替えるのか、形態を変えてオートキャンプ場やテントスペースにするのか、そういったことはですね、今後、活用できる補助金あたりを調べてみまして、その辺がどうかということがきちんとわかった上でですね、関係課でですね、方向性を決めていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員。

○6番（西坂和洋君） キャンプ場の件はよろしく願いしときます。

次に、62ページの一番下ですけど、一般質問でも申しましたが、宮内地区の水道復興整備事業で800万計上してありますが……。

○議長（緒方哲哉君） 西坂議員、まだそこまで行っておりません。それは次のときに。今は97ページの中段の教育費についてまでです。その後です。

○6番（西坂和洋君） はい、わかりました。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 説明資料の54ページでございます。一番上、2、事業名、部活動外部指導者活用事業ということで、事業費が72万円上がっております。その説明の中に、中学校の部活動に外部指導者ということでありましてけれども、今、実際、中学校の部活動の中にですね、外部指導者がおられるのは部活動数が幾つあるのか、それから外部指導者が何人おられるのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、部活動の外部指導者ということですがけれども、部活動数についてはですね、済みません、詳細にちょっと頭に入っておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。自分がわかっている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

まず、野球部、サッカー部、テニス部、それとバスケット部、それとバレー部、それと剣道部と柔道部だとは考えております。

あと、人数につきましては、一応12名が雇われているというか、委嘱をされているというふうに聞いております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、この72万円を12人ぐらいで配分されるということですか。そうですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 予定はですね、12人の一応30回掛ける1回当たり2,000

円ということで計上をして、支出をしております。

以上になります。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） 言うならば、これは学校に来られる片道、帰り、言うなら、これ油代というふうに認識していいわけですかね。どうですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 明確には油代というような形ではですね、記載していませんが、一応そういう形で交通費等はですね、発生しますので、その辺で使っていたという形がいいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 福田議員。

○5番（福田謙二君） ということは、皆さんボランティアということですね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 活動についてはですね、うちの支出からいけばもうボランティアで頑張っていたというということになります。

以上になります。

○5番（福田謙二君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないということでございますので、次に、款10の災害復旧費、款11の公債費、款12の諸支出金、款13の予備費については一括して質疑を行います。97ページ中段から100ページまでです。97ページから100ページ、款13予備費までの質疑をお願いします。

西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 先ほど申しました宮内地区の水道問題についてお尋ねいたします。

一番下の欄ですが、今、5行政区から要望を出されていると思いますが、現在、修繕費、真ん中の谷内地区が露出仮設管理となっております。それと、本坂谷が取水槽の修繕が上げてあると思いますが、ほかの地区にあってはどのように考えておられますか。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 宮内の水道施設の復旧状況について御説明させていただきます。

今お話がありました谷内地区と本坂谷地区についてでございますが、平成30年度の予算に災害復旧事業債を活用しましてこのような計画をしておりますが、平成29年度の衛生費のほうの修繕の予算でできる限りは今も行っているところで、本坂谷の水源の掘り上げを先日行いましたし、谷内もできるところには今手をつけているところでございます。ここに書かせていただいているところにつきましては、30年度に入りましてできるだけ早い段階で工事に入らせていただこうと思っておりますが、中でも優先順位をつけまして、西原地区

の井戸については、出水期になりますと工事もしにくくなりますし、濁りが発生するおそれがございますので、特に早目に取り組みたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。97ページから100ページです。

本田議員。

○11番（本田 新君） 今の6番議員の質問の関連でありますけど、宮内地区の水道のことで一つ、これは将来的なことであれですけれども、水道料金の、水道会計で質問すべきかここで質問すべきか、私はちょっと迷いましたけども、実は、せんだって2月に水道運営管理運営委員会で鹿児島県のほうに視察に行っていました。そこで、最初に行った南さつま町が上水道会計といわゆる簡易水道会計を一緒にしてから水道料金というものを算出されておりました。甲佐町と比べると少し高目ではありました。

今後、この予算資料のは当面のことでするので、ここまですりませんけれども、将来的に宮内地区の簡易水道を整備した場合、その場合の水道料金ということについては、どのように考えておられるのか。まだ時期尚早な質問ではありますけれども、ちょっと気になりましたので、水道料金ということの将来的にはどういうふうにかんがえるかということだけ、方向性だけでも、今、質問して、答えていただけるかどうかわかりませんが、ちょっと質問させていただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 現在、上水道の拡張も視野に入れながら、どのように整備していくかということを検討しておりますが、以前立てました計画では、宮内地区の施設を統合して簡易水道として運営するならばという考えも持っているところです。その簡易水道の料金体系をどのようにするかということについては、今後検討していかなくちゃならないですけれども、お隣の美里町さんが簡易水道で全部やられてますけれども、非常に一般会計から、料金水準を近隣町の上水道の水準に近づけるために繰り出しをたくさんしなくちゃいけないという状況でやっておられますので、ちょっと、料金設定についてはじっくり検討しなければならないということで、私からはお答えできかねます。申しわけありません。

○議長（緒方哲哉君） 本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。さっき西坂議員の一般質問の中で水道がありまして、3億だったですかね、全部やると。とても高額だなという思いがございました。それで、水道だけ料金をということでは、なるほど、難しいなという思いがあったのでちょっと質問をしてみました。

将来的にわたってですね、相場というのがあると思っておりますね、水道料金にもやっぱり、失礼な言い方かもしれませんが、料金の相場というのがあるかと思っております。そこら付近は大いに研究していただきたいということ、今まだあっておりますけれども、そういったときになったとき、また私が議員でここにおるならばまた質問したいと思っておりますけれども、将来的に先だろうと思っておりますので、またその点、研究していただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番。説明資料の62ページ、先ほどの中ほどでございます。グリーンセンター集会用施設災害復旧事業、5,720万としてありますけれども、このグリーンセンター集会用施設ですね、この建て替えというのは、どういう建物で、どれぐらいの広さがあって、どういうものか教えていただけないでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 農政課長。

○農政課長（岡本幹春君） グリーンセンター集会用施設の災害復旧事業ということで、グリーンセンターに集会用施設がございましたが、さきの地震で被災しております。再建を行うということで進めておりまして、29年度予算途中で補正で予算措置をお願いしたところですが、取り壊しの設計、それと解体工事については、本年度中に解体の発注まで行って、繰り越しで行いたいということで、昨日の補正予算で再建に係ります実施設計と建築費については改めて30年度予算で予算をお願いしているところでございます。

建物の大きさ等につきましては、災害からの復旧ということで、現在ある施設と同程度の建物。現在が総2階建てですので、床面積ベースで同程度の建物ということで計画をしているところでございます。

以上です。

○5番（福田謙二君） ありがとうございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。じゃあ、次に進みます。次に歳出全部についての質疑を伺います。歳出全部についての質疑を伺います。歳出全部です。歳出全部について伺っております。いいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） いいですね。次に、歳入について質疑を伺います。歳入につきましては、11ページの款1町税から15ページ下段の款12分担金及び負担金までについての質疑をお願いします。歳入については、11ページから15ページです。11ページから15ページ。歳入の11ページから15ページ下段までです。ありませんか。

福田議員。

○5番（福田謙二君） 5番です。ゴルフ場利用税交付金ですね。毎年、1,000万という金額が上がっておりますけれども、利用される方の満70歳以上はこれが500円ですかね、かからないということで、それから、ジュニア——小学生とか中学生、そういう人たちの利用税はどのようになっているんですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（西坂直君） 減免につきましては、減免と言いますか、18歳未満の方、それと70歳以上の方、それと障がい者の方につきましては非課税というふうになっております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

11ページから15ページです。歳入について質疑を伺っております。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、15ページ下段、款13使用料及び手数料から、23ページ、款15県支出金までの質疑をお願いします。15ページから23ページです。15ページ下段、使用料及び手数料から、23ページの県支出金までです。15ページから23ページです。ありませんか。

山内議員。

○1番（山内亮一君） すみません、20ページの総務費補助金の中の地籍調査事業補助金というのがありますけれども、甲佐はもう地籍調査は一応一段落したと思っておりますが、この補助金についてちょっと説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（井上幸介君） 地籍調査事業補助金についてお答えいたします。

今回、歳出のほうの総務費の中で、熊本地震関連費の中で計上しております被災地域境界基本調査委託料というのを900万円歳出で計上しております。

これにつきましては、熊本地震による地殻変動により地籍調査の座標にずれが生じております。それを国土地理院、国土交通省において熊本県全体を測量されて、全体的にそれを直すという作業をされておりますけれども、震源に近い市町村におきましては、余りに地殻変動の幅が大きいということで、国のほうでできないということになっております。最大、何センチから数十センチ単位のずれがございますけれども、そこの該当市町村におきまして、独自の三角点等の再測量を行い、そこの地殻変動の変動量というのを算出しまして、そこの区域全部を一体的にもとの地籍の座標からずらすという作業をするものがございます。それに対して、当時の地籍調査の補助金が適用されまして、国が50%、県が25%、残りの25%が町の負担となります。ただ、町の負担分につきましても、80%が特別交付税の措置ということになっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。じゃあ、次へ進みます。次に、24ページ、款16財産収入から、29ページ、款21町債までについてを質疑をお願いします。24ページから29ページ、町債までについての質疑をお願いします。24ページから29ページです。財産収入から町債までの質疑を伺っております。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 27ページのですよね、雑収入の中で、町営バス運賃収入が90万と上げてありますが、最近の町営バスのですよね、運賃収入の状況はどうかということでお尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（北畑公孝君） 町営バスの運賃収入ということですが、直近のですね、29年度2月末ですが、今現在65万4,000円ほどとなっております。65万4,000円ほど。

28年につきましては、運賃収入といたしまして61万1,000円。これは例年に比べてかなり少ない額となっておりますが、28、29、特に28は全線運休したときもございますけれども、また、29年度につきましては、災害復旧という形で道路等の復旧工事を進められております。その関係で一部不通となっておりますので、金額的には六十数万円程度となっております。

ちなみに、震災前の平成27年度におきましては、102万4,200円という形になっております。で、28、29が60万円台という形になっております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に進みます。次に、歳入全部について何か質疑ありませんか。歳入全部について質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算についての質疑をお願いします。2ページから6ページまでの第1表、歳入歳出予算についての質疑をお願いします。2ページから6ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、7ページの第2表、債務負担行為についての質疑をお願いします。7ページの債務負担行為についての質疑をお願いします。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、8ページ第3表、地方債についての質疑をお願いします。8ページの第3表、地方債についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。次に、9ページから10ページの歳入歳出予算事項別明細書についての質疑をお願いします。9ページから10ページの歳入歳出予算事項別明細書についての質疑をお願いします。9ページから10ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。議案第23号、平成30年度甲佐町一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

平成30年度は熊本地震からの災害前の姿に戻すための復旧計画の最終年度になります。復旧事業については、災害公営住宅整備事業、液状化防止事業を推進し、前年度から繰り越された災害復旧費等の事業を実行しなければならないことは十分理解しております。子育て支援では、子ども医療費の町外での医療費での現物支給が継続されることは多くの町民の方々に喜んでいただけるものです。また、29年度はほとんど進まなかった防犯灯設置工事進むことが期待されます。しかしながら、子育て支援策においては、子ども医療費無料化の18歳までの引き上げ等、町民の皆さんの希望にしっかりと応えていないと考えます。

予算の多くの項目について同意できるものでございますが、第3款民生費の目5地域改善対策費571万1,000円については賛成できません。地域改善対策費の根拠となっていた地域改善対策特別措置法は2002年、平成14年に終えんし、既に16年が経過しております。人権啓発活動補助金350万は、昨年同様、部落解放同盟甲佐支部と全日本同和会甲佐支部への補助金です。部落解放同盟は2009年3月の全国大会で採択された部落解放同盟行動指針において、自主財源を基本にした適正な会計、財政の運営、情報公開や説明責任に込め得る公正で透明性のある組織運営を行うとうたっております。甲佐町における二つの運動団体の財源はそのほとんどを町からの補助金で賄っています。一つの運動団体、組織自身が自主財源を基本と言っているわけですから、補助金のあり方も検討が必要であると思えます。補助金が交付される団体に対し、自らの力で活動資金を確保し、運営を行う努力を促すべきと考えます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第23号、平成30年度甲佐町一般会計予算であります。本予算は84億3,000万を計上されており、また、それに三十数億円の繰り越しということで、合わせて120億という予算規模で我が町は平成30年度へ向かってまいります。

一部の予算で反対という意見もあっておりますけれども、私はこの予算をもってですね、我が町の地震からの復興、最終年度を迎えてですね、職員を初め、町一丸となってこの予算でこの1年を迎えなければならないというふうに思っております。私はこの予算、よくできた予算ではないかなというふうに、今、審議した中で思っております。私は、我が町が、復興がですね、一日も早くできますことを心から祈念申し上げ、本議案第23号につきましては賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「平成30年度甲佐町一般会計予算」を採決いたします。この採決につきましては起立によって行います。本案に対し賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第24号 平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第2、議案第24号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第24号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成30年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億6,722万7,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。平成30年3月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1 国民健康保険税を2億5,951万1,000円としております。1の国民健康保険税です。

款2 使用料及び手数料を10万円としております。1の手数料です。

款3 県支出金を11億2,983万7,000円としております。1の県補助金です。

款4 財産収入を10万円としております。1の財産運用収入です。

款5 寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款6 繰入金を1億5,756万9,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款7 繰越金を2,000万円としております。1の繰越金です。

款8 諸収入を10万9,000円としております。1の延滞金及び過料から、3の雑入までです。

歳入合計15億6,722万7,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款1 総務費を3,712万8,000円としております。1の総務管理費から、4の医療費適正化対策事業費までです。

款2 保険給付費を11億1,704万6,000円としております。1の療養諸費から、5の葬祭諸費までです。

款3 国民健康保険事業納付金を3億6,524万円としております。1の医療給付費から、3の介護納付金分までです。

款4 共同事業拠出金を1,000円としております。1の共同事業拠出金です。

款5 保険事業費を1,655万5,000円としております。1の保険事業費、2の特定健康診査等事業費です。

款6 基金積立金を10万円としております。1の基金積立金です。

款7諸支出金を101万3,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款8予備費を3,014万4,000円としております。1の予備費です。

次のページをお願いします。

歳出合計15億6,722万7,000円としております。

平成29年度当初予算と比べまして、国保におきましては制度改正に伴いまして約20.4%の減となっておりますのでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。最初に歳出全部についての質疑をお願いします。歳出全部についての質疑を行います。14ページから25ページです。14ページの款1総務費から、25ページ、款8予備費ほかまでです。歳出全部について質疑をお願いします。何か質疑ありませんか。14ページから25ページです。14ページから25ページ、総務費から予備費ほかです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。じゃあ、次に入ります。次に、歳入全部についての質疑を行います。歳入全部についての質疑をお願いします。7ページから13ページです。7ページの款1国民健康保険税から、13ページ、款8諸収入ほかです。何か質疑ありませんか。歳入全部です。歳入全部についての質疑を伺っております。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんということで、次に、最後に、本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

中村議員。

○12番（中村幸男君） いよいよですね、30年の4月1日からこの国民健康保険についてはですね、県に移行するという状況の中ですね、特に歳出についてはですね、担当課、逆に、より以上ですね、仕事量が何か増えていくような気がします。それと、平成29年末までの国保の基金、これについてはどうなるのか。それと、今後もやはり基金あたりは積み立てていく必要があるか。その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） まず、1点目の事務量に関してでございます。事務量に関しましては、今までと同じ事務量はやはりしなければならないということはございます。それに、県とのやりとりが出てくるということでございます。その県のやりとりの中にはですね、県から納付金が決定されて来るわけなんですけれども、その基本となります資料、内容についてはですね、全てこちらで計算して、町で計算して県に上げなければならないということで、それはこれまでとも変わらないということではございますが、今までの事務量プラス県とのやりとりということが出てきますので、今までよりも増えるのかなとは思っておりますけれども、これはやはり1年やってみないとわからないところはあると思います。

それと、町の財政調整基金のことにつきましてですが、これにつきましてはですね、納

付金を県に納めると。今までは給付費を国保連合会に納めるということだったんですけども、その国保連合会に納めるときに、1年間を通じればですね、黒字ということがここ2年間続いておりますけれども、時期によっては支払いができないというときには、その基金から、先々は入ってくる金額ということでありましたので、一時運用をしておりました。そういうことでやっておりましたけれども、今度は、給付金については100%県が持つということになりますけれども、その納付金の県に納めるときの財源ということになりますけれども、これにつきましては国税と、それともう一つは県からの交付金、これで賄うということにはなりません。ただ、今言いましたように、1年間を通じれば黒字ということになっておりますけれども、やはり時期によってはですね、その財源が足りないときも出てくるのではないかと思うところもあります。そのときに、今あります国保の財政調整基金を一時運用できればという思いは、担当としてはあります。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） 私の聞くところによるとですね、今の住民生活課、国保担当あたりはですね、仕事が増えると。県とのやりとりとかそういうことでたくさん増えると。じゃあその仕事が増える体制あたりは十分かというような心配もあるわけです。それとですね、今持つとる、29年度まで持つとる基金は全額県に渡すわけですか。甲佐町独自で持つとくわけですかね。そして、30年度から別に基金は甲佐町で積み立てをしなくてはならないのですかと聞きよるとです。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 基金はそのまま甲佐町の財政調整基金として使用することになります。県に別に渡すということはございません。

以上です。

○12番（中村幸男君） 今後は。基金を集めるのか。

○住民生活課長（本田克典君） 基金はそのまま継続していきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、うちの甲佐町とすれば国保対象者の方はですね、国保税は下がるわけですね。いいことですよ。国保税が下がるということはもう本当にいいことの中でですよ、最終的に県はですね、一律というような考えも持つとるというようなことも聞きますのでですね、やっぱり今後、事務方においてはほしい、今持つとる基金をほしい、どういうときにじゃあ使うわけですか。もう県が国保については運営していくわけでしょう。私はそこが理解できんからお尋ねしよるとですよ。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時10分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） 中村議員のほうから国保の基金のことでお話、御質問がっております。

これまでも、議員各位御存じのとおり、一般会計のほうから法定外繰り出しを、保険税抑制のためにやってきたところでもあります。これが県のほうに事業主体が移りますんで、保険者が県ということになります。町のほうは納付金を納める形になりますけれども、そういうふうなシステムに今年度から変わるものですから、じゃあこれまでの一般会計から国保会計に繰り出した基金の取り扱いをどうするかということも、実は内部です、いろいろ検討を重ねてきたところでもあります。

今後、国保会計にいろんな支障が出ることを予想される場合にはいけませんけれども、そういった懸念材料がないとした場合においてはですね、再度、今度、国保会計から一般会計のほうに戻し入れをするということも、私は考えていいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、今年度、30年度から始まるシステムの変更でありますので、若干その辺は、推移を見守りながらやらなくちゃなりませんけれども、基本的な考え方としては、そういうことも視野に入れたところで対応していきたいというふうに考えます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） あと1点。課長、それとね、過年度の滞納を徴収していくでしょう。その分についてはどぎゃんなるとですか。

○議長（緒方哲哉君） 住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） その分につきましては、標準保険税率を算出する中でですね、差し引かれて、標準税率が計算されております。

以上です。

（「もう1回言って」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） もう1回詳しく説明してください。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 過年度の徴収は今までどおりもちろん町で行うということでございます。

（「そのお金」と呼ぶ者あり）

そのお金はですね、そのお金は町の収入と。

（「基金に入れるわけ」と呼ぶ者あり）

いや。

（「一般会計に入れるわけ」と呼ぶ者あり）

国保の特別会計の中に入ってくるということでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことを含めてですね、担当課は十分研究、検討をして

ください。よろしく。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。私は議案第24号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

年金生活者や非正規で働く人たちなど、低い所得の方が多く加入している国民健康保険の高過ぎる保険税は問題であります。

今回、甲佐町は加入者の皆さんや町職員の皆さんの努力もあり、引き下げができました。

しかしながら、それでも加入者の所得や他の健康保険と比較しても高過ぎる国保税の負担は限界を超えるものとなっております。都道府県単位化により国保制度が平成30年度より変わりますが、将来的には保険税の平準化が予定されており、もっと高い保険税の可能性あります。今こそ、国が国保加入者の保険料負担軽減のため、責任を持って財政支援を含め、必要な措置を行うべきであります。これ以上の負担増を加入者に求めることはできません。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） 9番。議案第24号、平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算につきましては、御存じのように平成30年度から保険財政運営が県に移ります。そういうわけでございますが、単に比較はできませんが、30年度の国保会計につきましては、予算額でマイナス20%。それから、保険税額で13%ぐらいの減額となっております。減額はなっておりますけれども、この算出につきましては一応保険税率の改正等を行って算定してありますけれども、29年度の所得の確定がなされておられませんし、また、軽減世帯についてもまだはっきりしていません。当然、これは6月の議会等でまた補正とか何かで組まれると思いますけれども、何せ今までどおりですね、この皆保険の目的を達成するために、医療給付の高騰とか何かにならないようにですね、保健予防医学とか何かを通じて健全なる財政運営をしていただくよう要望いたしまして、議案第24号に賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「平成30年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案に対し賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、議案第25号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（井上美穂君） 申しわけありません、予算の説明に入ります前に、お手元の説明資料の中の70ページをあけていただけますでしょうか。その一番下、任意事業で緊急通報システム体制整備事業という事業がありますけれども、この説明の中に「町内に居住するおおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象とした」という文言がありますけれども、その年齢「70歳」を「65歳」に訂正よろしく願いいたします。

訂正しておおび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） それでは、提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（北野 太君） 議案第25号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。平成30年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,033万6,000円と定めております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。一時借入金、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めております。平成30年3月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1介護保険料を2億8,462万7,000円としております。1の介護保険料です。

款2分担金及び負担金を78万円としております。1の負担金です。

款3使用料及び手数料を1万円としております。1の手数料です。

款4支払基金交付金を3億9,044万9,000円としております。1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金を4億384万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。

款6県支出金を2億1,046万3,000円としております。1の県負担金から、3の県補助金までです。

款7財産収入を3万4,000円としております。1の財産運用収入です。

款8繰入金金を2億2,253万8,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

款9繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

款10諸収入を759万2,000円としております。1の延滞金、加算金及び過料から、3ページの5の雑入までです。

歳入合計を15億2,033万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1総務費を3,809万3,000円としております。1の総務管理費から4の趣旨普及費までです。

款2保険給付費を14億1,144万1,000円としております。1の介護サービス等諸費です。

款3財政安定化基金拠出金を2,000円としております。1の財政安定化基金拠出金です。

款4地域支援事業費を6,555万8,000円としております。1の包括的支援事業任意事業費から、5のその他諸費までです。

款5基金積立金を3万4,000円としております。1の基金積立金です。

款6公債費を1,000円としております。1の公債費です。

款7諸支出金を3,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款8予備費を520万4,000円としております。1の予備費です。

歳出合計を15億2,033万6,000円としております。

平成30年度予算の款項の構成比及び前年度からの増減率は、当初予算資料を添付しておりますけれども、予算総額では前年度比6,801万2,000円で、率にすると約4.7%の増加となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。まず最初に、歳出全部について質疑を行います。歳出全部について質疑を行います。13ページ款1の総務費から、22ページ款8予備費までです。歳出全部についての質疑を伺っております。13ページから22ページ予備費までです。13ページから22ページです。何か質疑ありませんか。歳出全部について質疑を行っております。13ページから22ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。ありませんということであります。次に、歳入について質疑を行います。7ページの款1介護保険料から、12ページの款10諸収入までの歳入全部についての質疑をお願いします。歳入全部について質疑をお願いします。7ページから12ページです。質疑ありませんか。7ページから12ページ、歳入全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。議案第25号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

議案第11号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険料の大幅な引き上げであり、反対をしております。介護保険制度発足以来、一貫して介護保険料は上がり続け、被保険者である高齢者にとって負担は増すばかりであります。今こそ、

国による支援など公費負担を増やして、高齢者を支えるべきであります。成立しました甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例により設定されました介護保険料により予算化されたものには反対であります。

以上で、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（緒方哲哉君） ちよっとしばらく休憩します。

休憩 午後 3 時28分

再開 午後 3 時28分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮川議員。

○7番（宮川安明君） 議案第25号、平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算でございますが、私は適正な予算編成と認め、異議なく賛成をいたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第25号「平成30年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対し賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議案第26号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 議案第26号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。平成30年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,916万5,000円と定めるところによります。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。平成30年3月9日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款1後期高齢者医療保険料を8,845万7,000円としております。1の後期高齢者医療保険料です。

款2使用料及び手数料を1,000円としております。1の手数料です。

款3国庫支出金を33万1,000円としております。1の国庫補助金です。

款4寄附金を1,000円としております。1の寄附金です。

款5繰入金を5,628万8,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款6繰越金を1,000円としております。1の繰越金です。

款7諸収入を408万6,000円としております。1の延滞金及び過料から、5の雑入までです。

歳入合計1億4,916万5,000円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。款1総務費を202万円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金を1億4,305万6,000円としております。1の後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3保険事業費を397万9,000円としております。1の健康保持増進事業費です。

款4諸支出金を10万1,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款5予備費を9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計1億4,916万5,000円としております。

平成29年度当初予算と比べまして約4%の増となっておりますのでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてをお願いいたします。本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部についての質疑をお願いします。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。

歳入のところですね、特別徴収保険料それと普通徴収保険料がございしますが、特別のほうはですね、1,200万の伸びで、普通徴収のほうは700万の減ということですが、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時37分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（本田克典君） 29年度は地震によります保険料の減免があったためでございます、その方がもとに戻られて年金徴収になったということでございます。

失礼しました。

（「もうちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり）

○議長（緒方哲哉君） ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 議案26号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場からから討論を行います。

平成20年4月から後期高齢者医療保険制度が始まり、10年が経過しました。もともこの制度は高齢者の医療費を抑制するための管理をやりやすくする狙いから、医療費の大きな割合を占める75歳以上の後期高齢者と分類して、医療費抑制をやりやすくしようといわれた制度であり、制度発足時以降、当時の民主党や社民党、日本共産党などは反対を掲げています。この制度も国が財政的支援を大きくしなければこれからも保険料値上げが継続し、加入者の負担も増大すると考えられます。制度自体に大きな問題があり、予算についても反対であります。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第26号、平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算につきましてははですね、後期高齢者にもですね、本当に優しい医療体制ができてるものと信じて、議案第26号に対して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから議案第26号「平成30年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対し賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第27号 平成30年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議案第27号「平成30年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第27号、平成30年度甲佐町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。総則第1条、平成30年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりといたします。第1号、給水戸数3,322戸。第2号、給水人口8,751人。第3号、年間総給水量91万2,500立方メートル。第4号、1日平均給水量2,500立方メートル。第5号、主な建設改良工事、六谷地区送水施設整備工事業費3,300万円でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。第1款、事業収益を1億5,010万7,000円としております。内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。

支出です。第1款、事業費を1億5,010万7,000円としております。内訳としましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,719万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額855万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,864万3,000円で補填するものとする）といたします。

収入です。第1款、資本的収入を1億972万1,000円としております。内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、繰入金です。

支出です。第1款、資本的支出を1億6,691万7,000円としております。内訳としましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定めます。起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費、限度額は1億900万円。起債の方法は、証書借入れまたは証券発行。利率は5.0%以内。償還の方法は、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借り換えることができるものとします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めるものとします。

次のページをお願いします。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものとします。第1号、職員給与費を2,669万9,000円とします。

棚卸資産購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は300万円と定めるものとします。平成30年3月9日提出、町長名です。

なお、4ページから34ページまでに予算説明資料を添付しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（緒方哲哉君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願ひいたします。質疑につきましては、本予算全部についての質疑をお願ひいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑をお願いします。

佐野議員。

○2番（佐野安春君） 2番、佐野です。

この給水人口の8,751人以外の地域はどこになるんですかね。町水道を利用してないところ。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 行政区で申し上げますと、上揚、安平以外の宮内地区、それと乙女地区の麻生原区が給水区域外となっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 給水人口8,751人と数字が出ておりますがですよ、やはり給水戸数並びに給水人口、今のところですね、増える見込みは全くありません。そういうことで、一昨年あたりからですよ、もう2年ぐらいなるかな。美里町あたりとですよ、美里町の場合は簡易水道ということですね、かなり営業努力はされた中でですね、今現在あたりも給水人口あたり、給水量を増やすような努力と申しますか、担当課は考えが持っておられるか。

私が一番危惧するのはですね、こういうやっぱり給水人口あたりの減少に伴ってですね、水道料金あたりの値上げもですね、考えていかなければならない状況になってきとるといような思いでお尋ねしとります。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 給水人口及び総給水量といいますか、水の売り上げについては町の人口の減少に連動しまして、やや減少傾向にございます。水道事業の経営に関しましても、基本計画に基づき施設の更新を進めております関係で、利益が……。

すみません。まず、人口については減少しておりますが、何と言いますか、普及率が低い地域がございまして、具体的に申しますと吉田地区とか下田口、和田内地区が普及率が低くなっております。ただ、ここの地区が震災によって大きく被災して、若干今仮設とかに入られている関係で給水量は増えてますけれども、また復旧される際にですね、できるだけ上水道を引かれるようにお勧めしてですね、給水人口の減少については流用していきたいと思えます。

経営のことについてもお尋ねになりましたですよ。純利益は年々減少の傾向にありまして、平成30年度の予算におきましては、赤字を計上する見通しとなっております。今後、経営努力は重ねてまいります。料金値上げについても運営委員会にお諮りしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（緒方哲哉君） 中村議員。

○12番（中村幸男君） そういうことですね、やっぱり水は命の水というようなことですね、恐らく今度ですね、城南に緑川パーキング、あそこがですね、熊本市の城南のほうにですね、市の水道を引くわけですよ。そういうことで、緑川パーキングもですね、熊本市が水を供給するというようなうわさも聞いております。そういうことですね、ああいう業務用あたりが減ってくるとですね、やっぱり給水量あたりも減ってくるし、何らかのですね、やっぱり営業展開をしていかんことにはですね、料金改定に向かわなければ仕方ないというような状況を私は思うから、あえてお尋ねしとるわけでございます。そういうことですね、美里町には町長自らもですね、美里の町長あたりとお話しされた中で、なかなか美里のほうに乗ってこないというのが現状ではないかと思えますけど、今後もですね、やっぱりもう売る先だったら美里しかないとは思うわけですよ。そういうことで、努力していただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐町の上水道を美里町にというようなお話であります。数年前だったと思いますけれども、以前、美里町のある地域のほうが水質があんまり芳しくないということで、甲佐町の上水道をというようなお話もあったことは事実です。

ただ、その後、美里町自身で水質改善の方策をとられたというようなお話を聞いておりますので、その後は何の進展はしていないというような現状でございます。

給水人口、給水戸数の増についての御指摘もあっておりますので、先ほどから担当課長申し上げておりますとおり、自宅再建になったところについては上水道の勧誘を行いますし、また企業等で上水道を引いておられなくて地下水のところもあろうかと思っておりますので、できる限りのそういった推進をですね、担当課のほうでもするように指示したいと思っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に本案に対する賛成者の発言を許します。

中村議員。

○12番（中村幸男君） 12番。議案第27号、平成30年度甲佐町水道事業会計予算につきましてはどうですか、町民によりよい命の水を提供してもらうことはもちろんですけど、今後のやっぱり運営のあり方あたりも十分検討されることを期待いたしまして、賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第27号「平成30年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時56分

再開 午後 3 時57分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 発議第 1 号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第6、発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（福島明広君） それでは朗読します。

発議第1号。平成30年3月14日。甲佐町議会議長、緒方哲哉様。提出者、甲佐町議会議員、本田新、甲佐町議会議員、中村幸男。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由。甲佐町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため。

次のページをお願いします。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中、①を⑫とし、③から⑩までを④から⑪までとし、②の次に次のように加える。③地域振興課の所管に属する事項。

附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

一応参考資料として、次のページに新旧対照表を添付しております。以上です。

○議長（緒方哲哉君） それでは、提出者の説明を求めます。

本田新議員。

○11番（本田 新君） それでは、委員会条例の一部改正の提出者として説明を申し上げます。

今回の委員会条例の改正につきましては、執行部から平成29年第4回の定例会に上程され、可決されました、甲佐町課設置条例の一部改正に伴うものであります。委員会条例第2条第1号の総務文教常任委員会の所管に地域振興課を加えるものであります。どうか、議員各位におかれましては、賢明なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ただいま、提出者のほうから説明がございました。これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○3番（荒田 博君） 発議第1号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、甲佐町課設置条例の一部改正に伴い、本条例を改正するのは当然であると思っておりますので、よって賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会運営委員会行政視察研修報告

○議長（緒方哲哉君） 日程第7、議会運営委員会の研修報告を行います。

議会運営委員会では、去る2月19日に鹿児島県長島町議会において、研修を行っています。

委員長の報告を求めます。

宮川議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） それでは、議会運営委員より行政視察研修報告をいたします。

議会運営委員会では、去る2月19日に鹿児島県長島町議会の議会運営等について視察研修を行いました。

長島町は鹿児島県の最北端の町で、長島本島を初め、大小23の島々が点在し、パレイショやブローラー、またブリの養殖などが行われております。

長島町議会は議会活性化特別委員会を設置されており、一般質問の追跡調査では、執行部の「検討する」との答弁に対しては、次の議会で進捗状況または結果報告をもらい、また疑問点があれば、再度一般質問を行うということとされております。

また、町民との意見交換会においては、農業者、PTA、老人クラブなど、各種協議会や各種団体を対象に年間10回程度実施されており、活発な意見交換が行われているとのことでした。

さらに、平成25年3月に長島町議会基本条例を制定されており、議会活性化を図るため基本事項を定め、地域課題に対する町民の意向を把握し、長島町の活力あるまちづくりの実現を目指すとしております。

本議会もこのような取り組みを参考に、町民の方々により関心を持っていただけるように、今後も議会の活性化に努めて、努力していきたいというふうに思っております。

以上、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

○議長（緒方哲哉君） 以上で議会運営委員会の研修報告を終わります。

日程第8 議員派遣について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、この件に関しての変更等については、議長への一任をお願いいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長一任とすることに決定いたしました。

日程第9 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第10 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第10「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申出書の二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（緒方哲哉君） 日程第11「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申出書のとおり閉会中の継続審査にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出については申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月9日から本日までの6日間にわたり、御提案をいたしました平成29年度各会計補正予算、平成30年度各会計予算、条例案件などの多くの案件につきまして、精力的に御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行に当たり、御同慶に存するものであります。

ここに御議決をいただきました補正予算や平成30年度各会計予算を初め、各議案の成立によりまして、早期の災害復旧に努めるとともに甲佐町震災復興計画に基づき、総力を挙

げて本町の創生を見据えた復興に取り組んでまいります。

また、今議会で御指摘、御提案をいただきました事項につきましては、今後、町政運営に十分反映をさせ、町民の福祉及びサービスの向上に資する所存でございます。今後とも町政発展のため、特段の御協力と御指導をいただきますよう、心からお願いを申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） それでは、本定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は9日に開会、本日14日までの6日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりましたこと、議員各位のもとに誠に御同慶にたえません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただきますよう切に希望いたしますとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の負託と御期待に応えるべく、さらなる御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康に御留意をいただき、お祈り申し上げ、平成30年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。

本当にお疲れでございました。ありがとうございました。

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
平 成 3 0 年 第 1 回 定 例 会

平 成 3 0 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 福 島 明 広
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー T E L (0 9 2) 4 7 5 - 1 3 6 1

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198